第11回「日の丸・君が代」問題等

全国学習・交流集会　記録集

実施日：２０２１年7月１８日・１９日

会　場：日比谷図書文化館ホール・他

主　　催

第11回「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会実行委員会

【　目　次　】

◇ プログラム
◇ ７月１８日（日）　全国集会の記録
　１．岡田正則さんの講演　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　２．報告（Ⅰ）東京の闘い　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
　３．報告（Ⅱ）大阪の闘い　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
　４．報告（Ⅲ）全国から　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
　５．報告（Ⅳ）市民・諸団体から　・・・・・・・・・・・・・　２７
　６．集会決議　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
◇ ７月１９日（月）　文科省交渉の記録
　Ⅰ．大阪府・市の教育行政に関する質問　・・・・・・・・・・　３５
　Ⅱ．教育問題全般に関わる質問　・・・・・・・・・・・・・・　４４
　Ⅲ．「日の丸・君が代」強制と人権に関わる質問　・・・・・　５３
◇ 賛同団体・個人一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６１

全国から集う！　全国で闘う！

第１１回　『日の丸・君が代』問題等
全国学習・交流集会　プログラム

２０２１年　７月１８日（日）　全国集会　時程

１０：００	開場	日比谷図書文化館　地下ホール
１０：３０	開会	開会挨拶
１０：４０	記念講演	岡田正則さん（早稲田大学教授） 「『日の丸・君が代』訴訟とこれからの日本の政治文化 ～学術会議会員任命拒否問題を含めて」
	昼食休憩	
１３：００	ジョニーＨさんのミニライブ	
１３：１５	報告（Ⅰ）	東京の闘い
１３：５０	報告（Ⅱ）	大阪の闘い
１４：３５	報告（Ⅲ）	全国から
１５：２０	報告（Ⅳ）	市民・諸団体から
１６：２０	集会決議採択　行動提起	
１６：２５	閉会挨拶	
１６：４５	銀座・数寄屋橋デモ出発	（京橋・紺屋橋児童遊園で解散）

２０２１年　７月１９日（月）　文科省交渉　時程

９：４５	通行証手渡し（衆議院第２議員会館玄関）
１０：００	文科省交渉　（衆議院第２議員会館地下第１会議室）
１１：３０	まとめと諸連絡

講演「『日の丸・君が代』訴訟とこれからの日本の政治文化
――学術会議会員任命拒否問題を含めて――」

岡田正則さん（早稲田大学）

＜はじめに　自己紹介します＞

みなさま今日は！

ただいまご紹介いただきました早稲田大学の岡田です。よろしくお願いします。

お話をさせていただくにあたり、レジュメをご覧ください。レジュメの最後には、資料として日本国憲法と学術会議法、そして、私が学術会議会員任命拒否の理由について内閣官房と内閣府に対して開示請求した件につきまして、「開示しない」決定通知文書と「応答拒否」決定通知を資料として付けてあります。これらを見ながら聞いていただければと思います。

最初に、簡単に自己紹介をさせていただきます。私は栃木県の生まれで、大学・大学院と早稲田大学です。その後、金沢大学、南山大学を経て2006年からは、早稲田大学の主に法科大学院で行政法を担当しています。

「日の丸・君が代」の事件につきましては何件か意見書を書きました。それから学術会議につきましては、2011年から連携会員をやっております。その中で、福島原発とか災害復興で避難者の権利保障や復興更生につきまして、提言をまとめる作業等をやってまいりました。

＜「日の丸・君が代」事件と「学術会議」問題の二つの側面＞

今日は「日の丸・君が代」訴訟とそれから「学術会議」の問題について話をさせていただきます。この二つには共通の面があり、根底にあるものは同じだと思います。そういうところまで掘り下げてお話しをさせていただこうと思います。これらに共通するものは二つあると思います。

一つめは、私たちの社会がグローバル化していることです。いろいろな情報も瞬時に世界中を行き渡りますし、それから私たちの食べるもの着るものも国境を越えて行き交っています。その意味では国境の意味がなくなってきています。コントロールしようとしてもコントロールができない。このため、政権を握っている人たちは、国民国家としての国境を意識させるために、「尖閣が危ない」「竹島を守れ」といったキャンペ

ーンを行っている。「これを許していたら国がなくなってしまい、国民の生存がなくなってしまう。そこで、国家が国境を守っているのだぞ、国家がおまえ達の安全を守っているのだぞ」というように国民国家の存在を示そうとする動きが強調されてきているのです。

このコロナ禍の中、国家は人の移動を制限して、その域内は「安心・安全を保障してやる」といった具合に城内平和と言いますか、国民国家がその存在意義を誇示しようとしています。しかし、人の移動の制限をするのは、これは別に国家でなくてもいいわけです。「日の丸・君が代」問題でも「学術会議」の問題でも、国家のための教育、国家のための学問ということを強調している。国民国家の危機がこの二つの事件に現れているのだと思います。

二つめは、「教育」「学術」という、将来の社会の基盤をつくっていく要素としての人間や科学・技術を国家が掌握して支配下に置きたいという、その願望が表れている点です。つまり、将来の世界も支配していこうということです。このための布石が、学校現場での「日の丸・君が代」であり、「学術会議」の支配です。「教育」と「学術」を政治に役立つように、あるいは軍事に役立つようにしようとする布石です。

こうした「教育」や「学術」に対する動きは日本特有のことかというとそうではなく、世界でも多く見られます。アメリカでも、ついこの間までトランプ前大統領が「アメリカファースト」と言っていましたし、小池都知事も「都民ファースト」と言っていました。「国家あっての国民なのだ」という物語を作りたいということなのですが、それがいろいろなところで矛盾が出てきているのが現状だと思います。「人を育てる」というよりは「国家のための人材を育てる」というのが“ファースト”の内実です。オリンピックは国民のためではなく国家のために強行されようとしています。国民・住民は、いわば顧客としてサービスを受けていればよいのであって、黙って国家に従っていればよいのだ、という位置づけです。国の権力に「教育」「学術」が強固に従わされている姿を見て取ることができます。

そこで今日は、各国共通の課題と日本固有の課題をそれぞれ一緒に考え、それを克服する道を考えていきたいと思います。

＜「日の丸・君が代」訴訟の「意見書」で何を書いてきたのか＞

私は「日の丸・君が代」関係の懲戒処分事件や採用拒否事件などいくつかの鑑定意見書を書いてきました。そして「日の丸・君が代」事件以外でもたくさん書いています。レジュメに示しましたように、いくつもの訴訟で「意見書」を書かせて頂きました。数えたことはないのですが50以上100近くの意見書を裁判所に出してきていると思います。どのような分野で出しているかと言いますと、社会保障関係ですと年金の問題や障がい者の事件です。それから以前金沢大学にいましたので小松基地の事件だとか、厚木基地の事件でも書きました。戦後補償の問題ですと挺身隊、強制労働、慰安婦の事件、731部隊の被害者の事件、横浜事件などについても書いています。公務員関係ですと政治的行為の制限に関する事件、勤務評価に関する事件、今月末までに書かなければならないのが経産省のトランスジェンダー職員の事件。また建設アスベスト訴訟では一人親方に対する国の賠償責任、その他税務訴訟や都市計画の事件についても書いています。さらに、沖縄の辺野古埋立ての事件ですが、国が計画変更の申請を出しているのですね。水深90メートルのところを埋め立てたいと申請しているのですが、軟弱地盤のところですから、まともに使える埋立て地になりようがないのでです。沖縄県とすれば「不承認」ということにならざるを得ないと思います。しかし、国側は無理筋の権限を使って沖縄県を屈服させようとしています。権限を違法に行使してでも地方自治体を服従させる、司法はこれを見て見ぬ振りをする、という状況が続くことが予想されます。

こういった状況の中で「日の丸・君が代」事件の「意見書」なのですが、まず過去にどのような「意見書」を書いたのかといいますと、最初に出した「意見書」は、河原井さん・根津さんの訴訟で、東京高裁に出したものだったと思います。後に、根津さんが着ていた「トレーナーが気に食わない」というので停職処分にされた事件でも書きました。

河原井さん・根津さんの訴訟を含め、2012年に最高裁判決が出されて、懲戒処分は戒告までに限定するという歯止めをかけることができました。とはいえ、やはり戒告処分もおかしいということを引き続き書きました。「10．23通達」に沿って職務命令を出さなければ、本当に学校運営が成り立たないのか、「教育」ができないのかが疑問です。「教育」とは関係のない邪な意図で通達や職務命令を出したならば、それを出した方が違法なのであって、それに従わない行為が適法なのです。仮にその命令が適法であったとしても、教育上の支障が生じないのに「命令に従わなかった」というだけの理由で制裁を加えることは違法です。比例原

則という法の一般原則に違反する制裁だからです。これが常識論だと思います。また、起立しなかったら信用失墜行為だと言うのですが、誰の信用も失墜していない。公務員法の解釈からしても成り立たないのです。

何を思いながら書いたのかといいますと、教育という権力的で政治的な空間の中で教員が果たすべき役割です。ここにいらっしゃる皆さんと同じで、私も教員を職業としていますので、「今日の教え方はまずかったな」とか、学生から「なっていないと言われちゃったな」というように日々悩みながら教えています。しかし、教師というのはやはり権力者でありまして、学生にとっては一方的に「評価」をされる訳ですから、教員に対する「評価」も必要だと思っています。学生や同僚教員による「評価」です。しかし、その「評価」に国家が介入してくることになったらこれは憲法の問題となります。この点は西原さんらの憲法の方々にお任せしたわけですが、行政法の立場からすれば教員と自立組織である教育委員会が教育においてどのような関係にあるのかが建設的であるのか、「教育」にとって望ましい関係なのかを考えることになります。現在の教育委員会は文科省の下請け機関で、命令文書を出す機関になっていますが、本来ならば、独立行政委員会として保護者や教員の代表者たちが、その地域にとってどのような教材でどのような教育の在り方が良いのか、将来の子どもたちにとって何が良いのかを自分たちで考え、議論して決めいくという役割を果たす機関なのです。しかし、残念ながら、実際にはそうなっていません。

そして、その組織の中心を担っている人たちは、きっと皆さんの元同僚であった方々だと思います。そのような方々が教育委員会という機構に組み込まれますと、どうして変わってしまうのかが問題になります。政治、行政機構の問題として考えていかなければならない課題です。このように行政が曲げられる場合、裁判所がこれを修正する役割を果たさなければならないのですが日本の場合そうはなっていない。

＜採用拒否事件の例に見る司法の政治への従属体質＞

その例として再雇用の訴訟を見てみたいと思います。地裁は私の意見を聞いてくれました。不起立自体は懲戒処分の対象になりえません。ですから、不起立を理由とする採用拒否はありえないことになります。

不起立を「職務命令違反」だという理由で懲戒処分にするのですが、しかし、都教委は実はこの不起立自体を重大な非違行為とみなしているのです。しかし、これを重大な非違行為とみなすことに法的な根拠はありませんし、またそうした不起立の評価は著しく権衡を欠いているといえます。そして、勤務成績を評価するためには、教職員として培った知識や技能等の考慮が不可欠である。これらを考慮しない勤務成績の判断は、裁量権の逸脱濫用にあたり違法であると書きそれに基づいた判断がされました。

高裁も基本的には同じ判断でした。それから、「国旗・国歌」に関する指導や職務命令による懲戒処分と他の懲戒処分とに軽重の差はない、「国旗・国歌」の指導のみが著しく重要であるということはないのだ、ということを指摘いたしました。また、不起立の支障の程度も明白ではない、この事実のみでの不採用は合理性も相当性も欠くとも述べました。私が意見書で述べた趣旨に沿う判決だったと思います。

そして、2018年7月、最高裁の判決が出されました。高裁判決を取り消すというのです。普通、原審を取り消す最高裁の判決は、まず従来の最高裁判例を示し、法理を述べるものなのですが、この最高裁判決には判例の引用も法理の提示もまったくありません。つまり、この最高裁判決は自分たちがどのような基準に基づいて判断したのかを示していないのです。だから理由の説明もできない。しかも判断の根拠らしき事実は、ここに示しましたとおり、否定をして更に否定を繰り返す４重否定、６重否定の文章で述べられている。

一つめは、不起立行為が「それにより式典に参列する生徒への影響も伴うことは否定し難い」というのですね。次に、「被上告人らを再任用職員として採用した場合に被上告人らが同様の非違行為に及ぶおそれがあることを否定し難いものということも、必ずしも不合理であるということはできない」と、二重否定の二重否定に持って行きます。つまり最高裁は自信がないのですね。よく分からないけど否定する。最後はですね、レジュメの下線の部分ですが、「これを他の個別事情のいかんにかかわらず特に重視すべき要素であると評価し、そのような評価に基づいて本件不合格の判断をすることが、その当時の再任用制度等の下において、著しく合理性を欠くものであったということはできない」というのです。つまり「『同様の非違行為がありえないことはない、と考えることは、必ずしも不合理ではない』という点を特別に重視することは、著しく合理性を欠くとまではいえない」。こんがらかってしまいますが、６重否定の判断なのですね。しかも、なぜ否定できるのか、理由を説明しない。この判決の裁判長は山口厚さんという元早稲田大学教授で同僚だった人なのです。東大から移ってこられた刑法の先生なのですが、元法学者だった人であれば、なおさらちゃんと根拠と理由を示すべきで、最低限これをやらなかったら司法の自殺行為になりますね。いくら政府に

忖度をしているとしても、形式の上でも許されない判決です。

＜日本社会の政治・文化に根付いてきた建前の世界と本音の生活空間＞

次に、日本社会の政治・文化についてです。ここには日本特有の事情があると思います。政治に忖度する司法というのは独裁国家などに共通して見られる現象ですが、その背景には各国それぞれの歴史的経緯があります。

日本は７世紀から10世紀にかけて唐の律令制度を取り入れて国家を形成しました。ここに「輸入型」の政治文化の原型があります。もっぱら外からのものをありがたく受け入れて、統治の仕組みをととのえたのです。そのための知識は漢字を通して国外から輸入されました。しかし、漢字だけでは理解できませんし、運用ができませんので、特殊な翻訳技術が日本語自体に組み込まれました。「カタカナ」と「ひらがな」という“仮の”文字で漢字による外来の知識を支えるという技術です。音読みと訓読みという、一つの文字に4つも5つも読み方があるというのは外国にはみられない特殊な技術です。また、なぜ「カナ（かな）」が２種類あるのかにも注意しなければなりません。漢字と音読みのカタカナは外来の知識を使う公共の空間の言葉、つまり行政で使われる言葉であり、文字に頼る言葉となりました。他方、ひらがな（訓読み）は、その下にある生活空間で使われる言葉となりました。生活の言葉の方に文字（漢字）を従わせる技術が訓読みです。

そこでレジュメ（2）の「トップダウン型の近代化に適合した政治文化」ですが、明治になって、輸入型の政治文化が非常に大きな力を発揮することになります。輸入元を中国から欧米に切り替えて、欧米の言葉を翻訳するわけですが、翻訳文は、生活で使う言葉ではなくて、従来から支配のために使ってきた漢字とカタカナで表現されました。ですから、戦前の法律は全部漢字とカタカナです。一般庶民は知らなくてもいい、読めなくていいのです。ありがたい公共世界の言葉というのは、漢字とカタカナで表現されていて、生活の世界とは切り離されるのです。その結果、本音と建て前は切り離されて当然、ということになります。漢字とカタカナは建前の世界で、生活で使う訓読みの言葉は本音を言う世界となってしまったのです。

今、コロナ禍で「お酒を飲んじゃだめだ」と政府は言っていますが、お酒を飲んではじめて本音の世界ができるようなところがあります。いずれにしても、漢字とカタカナで公共空間を支配するということ、これが明治政府の国家の作り方で、「輸入型」の政治文化に適合的であったのです。「私」の生活世界はどうかというと、それは明治憲法27条に「私的所有権の絶対」というのがあって、これが帝国憲法の２つの柱の一つです。土地を持っている者、つまり土地の支配者として私的権力を持つ者が生活を支配する。

こうした歪んだ政治状況に対して裁判所はどうしたのかということですが、戦前の日本の裁判所は、「私」の世界で起こる民事事件と刑事事件しかやらなくて、憲法を使ったり行政をチェックしたりする「公」の世界で必要とされる役割を果たさない仕様になっていたのです。その原因を辿れば、明治政府の中心にいた薩長閥の人々は、お金がないというので賄賂をもらったり、えこひいきをしたり、犯罪行為をやったりということになるわけですが、裁判所はほとんどこれを取り締まることができませんでした。なぜならば、裁判官、検察官になった人たちの多くは幕府方など非主流の出身者たちで、フランス語やフランス法を勉強してやっと政府に採用してもらったのです。そういった成り上がりの連中が主流派の薩長閥のやることに対して、手を出すのはとんでもないということになります。そのようなことをすると酷い目に遭わされて、その結果「そういうチェックはやりません」というのが、戦前の裁判官の行動様式ということになってしまったのです。

組織上から見ても、戦前は司法省という行政機関の下に裁判所が置かれていました。ですから、三権分立ではないのはもちろん、司法権は行政権に従属していたということになります。それが日本国憲法の制定によって変化することになりました。司法権は一つの独立した権力になったのです。

日本国憲法や教育基本法は、私たちが日常生活で使う言葉によって、つまり一般の人々がわかる言葉で書かれています。中学生であっても十分にわかる言葉で、法律を書くようになったのです。

日本が近代国家の骨格である「六法」をつくる際にモデルにしたのはフランスのナポレオン５法典ですが、その筆頭のフランス民法典というのは、いまのフランス語の基礎となっていると言われるくらいに一般庶民が読んでわかる言葉で書かれています。フランスはあの大きさの国ですけども、地方によって言葉がばらばらで、法律のルールもバラバラだったのをナポレオンが権力で「エイヤッ」と統一したわけです。革命があっても「エイヤッ」とはいかなかったのをナポレオンが力技で決めてしまったのです。

法律というのは、人々が生活の中で困ったときに頼りにする拠り所です。ですから、そのときに分かる言葉で書かれていないと、違う地方の人々、違う言葉の人々が実際に「一緒に暮らしていけるようにしましょ

うよ」とはならないわけです。
フランス語は外来語を使わない言語です。「美しいフランス語を皆で使え」という言語の統制が強い国です。中央集権的なところは日本と似ていますが、両国には違っているところがあります。それは言葉で人々がわかり合おうとするかどうかです（ただし、フランス民法典は、財産のあるフランス人男性を標準とした自由・平等・博愛の社会をつくるためのルールでしたから、女性・子ども・労働者を従属的な地位に抑え込む面ももっていました）。

＜憲法を無視する行政の官僚機構に対抗するには自分の言葉で話すこと＞

日本国憲法は、みんながわかる、みんなが使える、そういったルールになるはずでした。しかし、「憲法とは国家と国民との約束だ」と理解されてしまうと、「社会生活には関係がない」と棚上げにされてしまいます。戦後の「私」の世界における権力を握った企業は、「職場に憲法はない」といった振る舞いをします。裁判所もよほどおかしな法律でない限り憲法を使いません。つまり、生活の場では憲法を通用させないのです。
一方、公共の空間でも憲法は軽視されています。先週、国会議員が憲法53条に基づいて臨時国会の開催を請求したのですが、政権側は国会を開こうとしない。「内閣が国会を召集するのは憲法上の義務なのですよ」と言っても聞こうとしない。「憲法は関係ない」「開くかどうかは首相の専権事項だ」などという暴論も政権党内部にはあるようです。「政権が絶対にやってはいけないこと」だから憲法があえて内閣の開催義務を定めているのですが、平然と無視されています。「憲法なんて守れないルールなんだから、従わなくていいんだ」とか言っていた都知事もいました。公務員失格ですね。交通ルールなどにしても、「これをやると大きな事故が起きて皆が困るから、やってはいけないことにしましょう」という趣旨で定められています。
憲法学者の木村草太さんは、憲法は「廊下で走るな！」という貼り紙のようなもので、過去の失敗事例集なのだと言っていました。過去に痛い目に遭って、もう「こういう痛い目には遭わないようにしましょうね」と憲法9条を定めたり、さまざまな人権条項を定めたり、国会開催の義務をさだめたりしているわけです。
ところが、もう一回痛い目に遭うことをする。それでも構わない、というのが今日の政府のやり方です。あとで述べますように、日本学術会議法を無視して、再び政治に学問を従属させようとしているのです。これをやってはいけないということのために決めた憲法や法律なのに、それを踏みにじって、「もう一回やっちゃおう」という状況が現在あるわけです。
これに対抗するにはそれぞれが自分の言葉で話すこと。その能力が試されているのです。このように言いながら頭に浮かぶのは、今の総理大臣でありまして、ともかく自分の言葉がないですね。自分で話せる日本語と言ったら、「問題ない」「承知していない」だけ。これで人生を乗り切ってきたわけでしょうけれども、官僚から作文を渡されても、まともに読めない。自分の言葉だけじゃなくて、まともに日本語を話せない人が、残念ながら日本の総理大臣になっているのです。この悲惨な現状を何とかしなければいけないというのが今の私たちです。
自分の言葉こそが説得力をもちます。「日の丸・君が代」問題に関して、関係者は ILO やユネスコに働きかけてきました。その合同委員会（CEART）の「国旗・国歌」強制の是正勧告は、日本の教育を担っている人たちの、自分の言葉が世界にきちんと反映された結果だと思います。日本人は発信が下手だと言われてきた背景には前述のような歴史的な事情があるわけですが、やはり、私たちが自分の言葉で世界に話しかければ、それがちゃんと世界に通じる。そういう到達点にあると思います。

＜日本の教育制度と国家のための「教育」の真実＞

さて、立法・行政・司法の関係ですけれども、戦前は立法・司法は天皇制権力の行政に従属していました。日本国憲法により、三権分立制ができたわけですけれども、実はその後も、占領軍権力が行政権を握って立法・司法の上に君臨していました。超憲法的な措置を次々にやるわけです。レッドパージとか法令を無視する行為を占領軍や政府がやっても、立法や司法が追及できない。今の沖縄がこれに近い状況にあります。1952年にサンフランシスコ条約で一応独立したことになっていますが、軍事が見え隠れすると、行政だけでなく立法も司法も思考停止してしまう仕組みが安保条約を通じて継続しています。「日の丸・君が代」も「学術会議」もここに突き刺さる問題です。
行政の現場で個々の公務員が「おかしいじゃないか」と自分の声を発すると、さまざまなレベルの抑圧が

降りかかってきます。そのことは皆さんが経験しているところかと思います。住民との分断や公務員の間での分断、さらには公務員叩きを煽るような分断もあります。公務員がみんなが疲弊してしまって、何とか自分の生活だけを護ることに汲々とするような状況がつくられているわけです。こうした状況を何とか変える必要があります。それが日本の教員や公務員のためであり、将来の子どもたちのためでもあります。

そして、思想及び良心の自由、学問の自由、教育を受ける権利の保障についてです。政治と教育・学問の関係ですけれども、先ほど来言ってきましたように、特に明治期以降の近代的学問は輸入に依存してきたという事情があります。日本の教育制度はドイツの制度をある程度モデルにしていますが、ドイツは小学・中学・大学の３段階なのです。ものの大きさは普通、大中小の３段階なのですが、なぜか日本では高校が入りました。あとからつけ加えられて4段階になったのです。

なぜ高校を入れなければいけなかったのか。これは外国語を勉強しなければならないという事情によります。日本では中学からいきなり大学には行けないのです。輸入のための学問を大学でやるには、その輸入の手段である外国語のトレーニングを受けなければならない。それで小・中・高・大という並びの教育制度になったわけです。戦後は高校を大学に教養課程として、つまりアメリカのリベラルアーツの縮小・変形版として、大学の1・2年に突っ込んだのです。学問の輸入の伝統が制度的に継続していることがお分かりいただけると思います。

一方、政治と教育・学問との関係はどうだったのでしょうか。1886年に帝国大学令が定められて現在の東京大学が東京帝国大学と位置づけ直しをされます。当時は唯一の高等教育機関でしたが、その目的は「国家ノ須要ニ応ズル学術技芸ヲ教授スル」ということでした。つまり、高等教育とは国家のための人材養成であって、人々の生活のためではないのです。

今日でも大学の先生が論文を書くのに、「我が国の制度はこうだ」と書いたりしています。「我が国」とはどこの国でしょうか？書いている人が、日本人か韓国人かアメリカ人かわからないのに、「我が国」は日本であることを前提として書いているのです。

日本の政府や裁判所が「我が国」と言うなら、それは日本の国家機関の人が書いているのだから、日本であろうとわかりますけど、学者が「我が国」って書くと、いったいあなたの国籍は「日本だ」と、読者は予め知っておかなければいけないのですか、と問いかえしたくなります。さらには、「この国はいつからあなたの国になったの？」と、突っ込みたくもなります。この現象は、帝国大学が行政機関で、国家のための教育だから平気で「我が国はこうだ」という具合に大学の先生が書く習慣ができてしまった結果です。しかも私立大学の人まで平気で「我が国の制度はこうだ」と書いてしまうわけです（東京都立大学の先生も、「我が国」と書くことはあっても「我が都」とは書きません。都教委が「君が代」を歌わせても「都歌」を歌わせないのと同根です）。いずれにしても、大変困ったことであり、根が深いということなのです。

＜戦前の学問弾圧事件と学術会議問題＞

さて、国家のための教育・学術という流れの中で、滝川事件、天皇機関説事件、津田左右吉事件が起きるわけです。滝川事件以前に社会主義者に対する学問的弾圧はおおむねやられてしまっていました。滝川事件、別名京大事件ですけども、これは刑法の滝川先生が内乱罪とか姦通罪は前時代的だから見直さなければならないといった講演をとがめられて、著書が発禁処分にされ、しかも大学を休職させられるという政府による大学に対する人事介入でした。これに抗議して京都大学法学部の人たちのかなりが抗議の辞職をするという動きもありました。自由主義思想の弾圧事件だったのですが、他大学の人たちの抗議はありませんでした。

次の天皇機関説事件は1935年です。ここになると弾圧の対象は軍部の活動を制約しそうな理論になっています。天皇を国家機関だとしてその大権を法で制約するなんてとんでもない、天皇の上に法を置くのは統帥権干犯だというわけです。要するに、軍部が好き勝手にやる、それを制約する理論は認められない、ということです。これが次のステップにつながっていきます。

津田左右吉事件は1940年、ちょうど皇紀が2600年の年です。戦闘機でゼロ戦ってのがありますけれども、2600年が「ゼロ」で、その時の戦闘機だからゼロ戦っていうことらしいです。「ゼロ」なんていう敵性語を使ってはまずいだろうと突っ込みたくなりますが、いずれにせよそのような時代の弾圧事件なのです。これはもう自由主義とも関係がなくて、古事記や日本書紀の実証的研究に対する弾圧事件です。日本の天皇制が2600年前にできたなんて大?だということがバレてしまうからです。政府のフェイク宣伝にとって不都合な研究を公にしただけで弾圧されたのが津田左右吉事件でした。早稲田大学は、津田教授を守らずに辞職させ

ました。
　それでは、その頃、世論はどうだったのでしょうか。今回の学術会議会員任命拒否についても、ある講演会で質問が出ました。「世論調査では任命拒否はけしからんという意見と政府による任命拒否は妥当という意見がだいたい半数ずつで同じです。先生はこれをどう思いますか」というのです。「オイオイおれに聞くなよ」という感じですが、「学術会議は閉鎖的で既得権益の集団だ」という菅首相のフェイクがそれなりに浸透しているということでしょうか。
　おそらく、滝川事件とか天皇機関説とか津田左右吉事件とか、その当時に世論調査を行ったら、「そんなとんでもない学者は弾圧して当然だ」となりかねない状況だったと思います。ですから世論調査でたくさんの人が言っているからという点は、一方で警戒しなければならないところがあります。世論をきちんと変えるのにはどうしたらいいのか、自分たちの言葉での冷静な議論をどうしたら行えるのか、これを考える必要があります。
　それを確保するための重要な仕組みが、まさに憲法23条（学問の自由）なのです。滝川事件や天皇機関説事件などからの教訓ですけれども、当時は学者もほとんどが立ちあがらなかったのです。滝川事件のときは同僚が立ち上がりましたが、途中で腰砕けになってしまいました。美濃部事件や津田事件では、皆黙るか煽ったのです。政府に取り入って学者として「出世を図ろう」というような、また「お金をもらおう」というような残念な行動をとったのが当時の学界の実情でした。学者は孤立し、学術は相互に分断され、政府に従属せざるをえない状況だったのです。その原因は、学術を取りまとめる組織がなかったことです。日本学術研究会議という日本学術会議の前身の組織があったのですが、結局、政府からお金をもらうための組織になってしまっていたのです。ここから得られる教訓としては、個々の学者が弾圧に直面して個々で抵抗してもほとんど力を発揮できないし、これを見過ごすともう遅すぎる、ということということです。それゆえ戦後、憲法23条と日本学術会議法が定められたのです。

＜日本国憲法と「学問の自由」について＞
　さて、そこで憲法23条です。憲法1条から8条までは国民主権に関する規定です。天皇も出てきますが、基本は国民主権の規定です。憲法9条が平和主義、10条以下が基本的人権に関する規定です。14条の平等保護条項までが総則規定、15条が公務員の選任をはじめとする政治参加についての規定です。そのあと、22条までがいわゆる自由権の規定で、25条以下が生存権と社会権に関する規定です。その間に23条と24条の規定があります。23条の「学問の自由」が微妙な位置にあることがお分かりいただけると思います。「学問の自由」を単に個人の自由だけでとらえると危険なことになってしまうからです。例えば、原発や毒ガス兵器を作る自由もあるだろう、遺伝子操作を自由にやる権利もあるだろうとなったら、人々の社会生活が非常に危険に晒されることになります。しかし、これに対して一般の市民が「そういうことをしてはだめだ」と言えるかというと、何を基準にして「やっていいこと、悪いこと」を決めるのかが不明になってしまいます。他方で、国家がそれを決めるとなると、自由の圧殺になってしまいます。
　そこで、専門家集団がその専門的知見に基づいて、学問としてやって良いことと悪いこととを点検して判断することにしたのです。そうしないと、本当の意味での「自由」と、人々の生活や安全を守れないからです。国が“選択と集中”と称して、「あの研究をやれ」「こういう研究はやめろ」というように学問内容に介入すると、戦前の弾圧事件のような危険性が生じることになります。仮に国が軍事の方に向いていないとしても、学問自体が痩せ細ってしまいます。“選択”の側に回るためには短期間で成果が出る研究しかできなくなるからです。こうした事態を回避して、学術を健全に発展させるために、専門家としての判断を集団としておこなうことが必要なのです。そして同時に、専門家集団は政治に対しても専門家としての判断をきちんと示すことが求められるのです。
　　憲法26条（教育を受ける権利）もそうです。将来の子どもたちが必要とするものかどうか、短期的な3年後、5年後じゃなくて、50年後100年後、場合によっては1000年後、社会の担い手がどういう方向に向かうべきか、こういうことを考えながら、子どもと接する必要があるわけです。そこでの内容は政府の短期的な思惑―国家への服従を身につけさせようといった思惑―から距離をとらないとおかしなことになるわけです。以上のように、憲法23条、26条というのは、個人の自由権ではなく将来に向けて、社会をつくっていくための基礎を形成する規定なのです。
　憲法24条が抜けてしまいましたが、これは家族についての規定であり、社会の中で自立した人のまとまり

をどうやってつくるのかを課題とする規定です。夫婦別姓について、もしかすると最高裁は世間からのポイントを稼ぐために別姓の方向を打ち出す可能性もあるのではないかと考え、今度は「同姓強制は違憲だ」という判断を示すのではないかと少し期待しましたが、まったく甘かったようです。いずれにしても、政府は家族を労働力の再生産のための道具としてしか見ていません。子育てや介護を家族で支えることはもう限界に達しています。家庭生活、家族のあり方をどう考えるかということも24条のテーマになっています。

＜学術会議の問題が意味するものは何か＞

学術会議の問題ですが、お渡しした資料に年表でまとめてあります。1949年に学術会議が発足していますが、この年表を見て注目すべきことの一つめは、1950年と1967年と2017年の３回にわたって声明が出されていることです。いずれも軍事研究に関する声明です。学術会議という機関はこれまでお話ししてきたように、戦前の反省に基づいて設置されました。政治に学術を従属させた結果、学術が軍事研究を中心的に行うなど、戦争に積極的に加担してしまったのです。こういう苦い歴史に対する反省から学術会議が設立されたのです。学術会議の３回の声明は、苦い歴史が現実化しかねない状況に対する警鐘です。

二つめの注目点は、学術会議法改正によって会員の選出方法が変わってきていることです。1983年までは、選挙によって会員を選んでいました。「学者の国会」と言われてきたのは比喩ではありません。選挙と同じ方法で選ばれて会員資格を得る、という方法がとられてきました。私が初めて学術論文を出したのが、1983年で、論文を出したことによって投票資格を得るはずだったのですが、その選挙制度がなくなってしまったのです。

1983年以降は、全国で2000以上の学会があるのですが、その学会から会員を推薦するという制度に変わりました。しかしその結果、学会の縄張り争いが生じているとされ、2003年に学術会議の中で選考委員会をつくって基準を設けて選ぶという現行の制度になったのです。選考の基準と手続きは、法令に基づいて定められています。今回問題となっているのは、1983年に導入された内閣総理大臣による任命という手続きです。当時の政府は、この任命は当選証書の交付と同じで、あくまでも形式的なものに過ぎないと説明していました。

そこで、注目点の三つめです。2015年の安保法制との関わりで、安全保障技術推進制度というものがつくられました。全国の大学や研究所に、軍事研究をやったら補助金をたくさん出すという制度です。とくに国立大学は、運営交付金でしばられています。それも毎年１％ずつ削減されていて、研究に必要なお金が足りない状態にされている。そこに付け込もうという制度です。

実は早稲田大学でも、「学生からの学費で研究費がもらえると思うな、研究費は自分で外から取って来い」ということが理事会から平然と言われています。「自分研究は趣味や娯楽でやっているのだから、その資金は自分で稼いでこい」というように聞こえます。娯楽で研究しているわけではありません。世のため、人のため必要だという思いで研究者は日々研究にうちこんでいるのです。それが世界の研究を支えることになるわけですけれど、いずれにしても研究費で困っている状況で、目の前にニンジンをぶら下げる、しかも毒入りのニンジンです。これを食べれば、とりあえず空腹はしのげるかもしれません、しかし、もう数年経つとしびれて動けなくなるという代物です。ですから、それは良く考えてから食べましょうというのが2017年の学術会議の声明でした。いったいこの制度に基づく研究が日本の学術の推進にとって有意義といえるものなのか、あるいは、学問が本来めざすべき、世界の人々の平和や福祉に役立つものなのか、かえって逆行するものではないのか。このような観点から、各大学や研究所で応募の是非を皆で慎重に考えましょうということなのです。

どうも、このような動きをする学術会議をつぶしたい、あるいは少なくとも変質させたいという動機で、昨年10月に、首相による学術会議会員任命拒否が行われました。これが違憲・違法だということは十分ご理解いただけると思います。

その理由の第一は学術会議の独立性の侵害です。これまでお話ししてきたように学術会議自身が、日本の戦前の学術のあり方を反省し、世界の人類の平和と福祉を実現するためにつくられたのです。それゆえ、法律で特別の機関として独立性が与えられている。それにもかかわらず、ここに手を出してきた、というのが今回の任命拒否問題です。その意味では戦前の政治に対する学術の従属と同様のことが起こっていると言えます。したがって、こうした首相の介入が憲法23条違反であり、学術会議法1条と3条に違反することは明らかです。

第二の理由は、学術会議の選考権の侵害ということです。日本学術会議法7条2項と17条には、会員の選考は学術会議が行うとしています。「総理大臣が任命する」となっていますが、これは「選べない任命」なのです。「選べない任命」の例としては、憲法6条の総理大臣の任命があります。「天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する」とありますが、この任命において、国会の指名した人物を天皇が任命しないということはできません。また、最高裁長官の任命もそうです。憲法80条によると、下級裁判所の裁判官については「内閣でこれを任命する」とありますが、これも「選べない任命」の例です。内閣の行うことに反対する裁判官だから任命しないということを内閣がやってしまったら、もう司法の独立ということはありえなくなってしまいます。これ以外に、独立性・中立性が求められる機関として人事院や公正取引委員会とか日銀の人事などもありますが、それらよりも、制度的にはっきりと独立した機関として位置づけられているのが学術会議なのです。それは設立の経緯からそうなっているのです。

第三に手続き上の違法ということですが、この問題が明らかになった直後の昨年10月9日の記者会見で菅総理は、「自分は推薦名簿を見ていない」と言ったのです。推薦名簿に基づいて任命しなければならないのに、自分は「見ていない」というのです。責任逃れの思いつきなのでしょうが（「誰を拒否したのか自分は知らないから、説明する責任はない」というような）、これでは総理としての最低限の仕事をやることなく、権力だけを恣意的に行使したということになります。たとえば、役所へ書類を出して、それを見もしないで不可としたら、その役所は違法をしたということになりますね、それと同じです。形式的に見てもあり得ないほどの違法性なのです。

後付けで何とか説明しようとして、「総合的・俯瞰的」とか「多様性を確保する」などということを11月の臨時国会が始まってから言い出したのですけれど、「総合的・俯瞰的」と言いながらそうなっていない。外したのは全部人文社会系です。「総合的・俯瞰的」とは、科学技術のあり方を検討する際には人文社会系を含めなければならないということを言い表すために政府が用いるようになった形容詞ですが、首相は自らこれを否定するようなことをやってしまったわけです。あるいは「多様性」という点でも、関西、私立大学、女性を外すなど、かえって多様性を無くすのが今回の任命拒否なのです。

さらに「前例を踏襲しない」とか「既得権益を打破する」とか言い出しましたが、法律に従わない、法律を破るのが「前例を踏襲しない」ことだとしたらとんでもないことです。「学術会議の会員は既得権益をもっている」といいたいようですが、会員の活動はほとんどボランティアなのです。さまざまな学会のお世話をして意見をとりまとめたり、政府に勧告や提言を出したりするのです。研究者は、ただでさえ、学会の企画とか学生の指導、大学業務等で忙しく、意見書を書いたりしてエネルギーをつかわなければならない。そういう業務がありながら学術会議の会員になればさらに忙しくなるのです。学術会議会員の多くがそのような実情だと思います。ですから、私の場合、「学術会議会員の任命名簿に名前が載っていないから10月1日から３日間の総会に来なくても良い」という知らせを9月29日に受けた時には、「しめた、これで時間ができる」というのが最初に頭に浮かんだことでした。しかし、もう少し大きい視点にたって考えてみると、これは学術に対する政治権力の介入ですから、とうてい放置できない問題です。

＜学術会議問題と政府の思惑＞

先を急ぎます。軍事研究の弊害は、先ほど述べた「毒」のほか、研究に携われる人の制限や管理という問題を引き起こします。留学生は“スパイ”のように監視され、国際共同研究は許可を受けてから行えということになるわけです。現にそうなりつつあります。

日本の学術研究は、OECD 諸国の中でこの10年余り間で下降している唯一の国です。影響力のある論文数が減少しています。それは大学の中で長期的な視野をもって研究ができなくなっているからです。外から金をもらえるものを優先せざるをえません。ノーベル賞を受賞した方々が口々に「基礎研究が大事だ、それに力をいれなければだめだ」と言っています。30年後50年後の日本の学術がどん底に落ちて行くという危機感を持っているのはその通りなのです。このような意味でも、政治の学術に対する介入がますます日本の学術の低迷状況を悪化させることになります。

学術会議を国から独立した組織にせよという声がありますが、現在の法制度のもとですでに独立した組織になっているのです。だから、ここで自民党のプロジェクトチームなどが言っているのは、要するに金は自分で稼げ、国家機関から追い出せというそれだけの意味しかありません。これは日本の学術を代表する機関としての学術会議の役割を否定するための口実です。年間10億円使って政府に刃向かうための機関に税金を

出すのは無駄遣いだ、という意見も言われているようです。しかし学術会議の本来の役割は政府に対して批判的なことも含めて、きちんと提言をしたりチェックをしたりするという役割を果たすことにあります。そのための10億円ですが、果たしてこれが大きい額なのでしょうか。アベノマスク、ほとんど誰も使わないままに500億円もかかっています。学術会議の予算の50年分です。辺野古埋立ては１兆円ですから、学術会議の予算の1000年分です。できるかどうかもわからないもののために、できたとしてもほとんど使いものにならないだろうというもののために学術会議の1000年分の税金を使おうというのです。菅総理大臣が官房長官時代に自由に使っていた、領収証のいらない官房機密費、これが年間11億円です。ひとりで、学術会議１年分の予算以上をノーチェックで使っていたのです。

そもそも、学術会議の年間予算10億円の内訳を見ると半分が内閣府職員の給与ですから、本来はここに入れるべきものではありません。残り５億円の半分は建物の維持経費、あるいは国際交流の企画などに使われます。その残りの２億５千万円くらいが、学術会議の会員の手当や交通費ですが、大体これは秋口にはなくなってしまう。ですから秋以降に開かれる分科会などは、ほとんどボランティアなのです。

＜現状と今後の展望＞

最後に、現在の状況ですが、全国の法学者・弁護士の1162人が、内閣官房と内閣府に対して「会員の任命拒否の理由と根拠」を示す文書の情報公開請求を4月末に行いました。ところが、6月25日にその非開示決定がされました。併せて任命拒否された６人が自己情報開示の請求も行いましたが、それについても5月21日付けの決定文書、内閣官房副長官補からのものです。資料にありますのでご覧ください。これはあの杉田さんのところからのもの、つまり好ましくない会員候補を「外せ」といった部署からのものですが、「開示請求に係る保有個人情報を保有していない」ために「不存在」、ということを理由に開示が拒否されたものです。しかし、私たち６人を「拒否」するための「理由」がなければできないわけですから、「保有していない」ことはあり得ないわけです。ところが、そのあるべきはずの文書、それがいつのまにか消えてしまったのが内閣官房副長官の文書処理なのです。ないのならばほかのところに持っていったのか、持っていったとしたら、内閣府大臣官房のところになりますが、ここでは「存否応答拒否」、つまり「有るとも無いとも言えない」、「有るとか無いとか言うと、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」という理由なのです。会員に「ふさわしい」とか「ふさわしくない」と判断する基準や理由を明らかにすると、なぜ支障が出るのか。これを明らかにしないことの方が、かえって学術会議の人事管理に支障が及びますし、現に支障が出ています。

予定の時間ですので、この辺で私の話を終わりたいと思います。最後に一言付け加えます。この問題の根底に日本固有の歴史的経緯があることはすでに述べた通りですが、同時に、普遍的な面もみる必要があります。物の再生産、つまり経済優先の考えが学術に対する攻撃となって現れていると思います。この点は、コロナ対策を経済再生担当大臣が担当していること、つまりコロナ対策は経済再生のためだということに現れています。公衆衛生の専門家の意見は都合がいい部分だけつまみ食いをすればよい、人の命よりも経済が大事だ、オリンピックをやめて電通やパソナなどの業者の仕事がなくなることの方が問題だ、だからオリンピックを強行する、となるのです。

物の再生産を人の暮らしよりも優先するという、利潤追求を物差しとする考え方を何とか転換しなければならない。それから、民主制自体の欠陥を是正するために、将来世代をも含めた意思決定のしくみを考えなければならないし、また世界に開かれた議論を可能にする道筋をつくっていかなければならない。そういう政治文化を国全体に広げていかなければならない、ということが求められていると思います。

時間ですので、これで終わります。ご清聴ありがとうございました。

報告（Ⅰ）東京の闘い

09年停職6月逆転勝訴審小川判決が最高裁で決定　裁判は終了　　根津公子

資料、お判りでしょうか、東京の資料は B からです。根津公子と言います。２月に最後の処分である停職６カ月が取消されました。まさかこの日が来るとは思ってもいなかったです。本当にうれしいです。私の処分を振り返ってみますと、2004年は私が在職した調布市では小・中４人が不起立でしたが、４人とも処分はされませんでした。2005年減給６カ月、それから毎年、毎年処分されて、2007年からは停職６カ月。

私は2012年１・16最高裁判決で停職３カ月処分が取り消されませんでした。私は今もこの判決は問題があると思っています。減給以上の処分は取り消すという原則はすこしはいいとは思いますが、過去の処分歴や不起立前後に問題がある者、具体的事情がある者については例外を作り、その者については処分してよいとした点が問題です。それを使われたのが私です。1994年からの「過去の処分歴」を具体的事情として、停職３カ月処分までは是認されました。

07年から09年までの停職６カ月処分取消訴訟は07年は高裁で逆転勝訴。喜びもつかの間、直近の最高裁判決（決定）が停職６カ月処分を取り消したにもかかわらず、08年事件の地裁・高裁・最高裁、そして09事件の地裁までは処分を是認しました。裁判に可能性はない、と諦めていたところに、09年事件が高裁で取り消しとなった。でも、最高裁ではダメだろうと思っていました。ところが、安部首相が選任した山口・木澤両裁判官がいない第２小法廷だったためか、高裁判決が維持されたのです。その理由について、資料で確認したい。

小川高裁判決は冒頭で私をぼろくそにいっていますが、３点を指摘して停職６カ月を取消しました。１つ目には、停職６カ月処分は、その次は免職という教員の身分を失うことになり、「心理的圧迫の程度は強い」としました。それが前提で、２つ目には一緒に裁判をした河原井さんの不起立と同じく「消極的行為」であるとしました。そして、３つ目には、08年事件のトレーナー着用のような具体的事情はないとしました。こうして加重の理由はないとして処分を取消しました。

この結果、少なくとも大阪の“職務命令違反３回で免職”というのはありえなくなったと思います。資料裏側の07事件須藤控訴審判決についてはぜひ読んでみてください。

最後に教育の自由について。08年事件各判決、09年事件地裁判決が、「教育は価値中立的ではない」「教員が国旗及び国歌を尊重する態度を示せば、生徒らにも同様の態度が涵養される」としたことを、09年高裁判決はなぞらえなかった。「国家の価値観を注入して涵養」する教育がいいのだとは強調しないでくれた。文字に残さないでくれた。その点にほっとします。

ありがとうございました。

「終わり」ではなく新しい一歩へ！！「やっぱりあきらめない」　　河原井純子

コロナ禍のなかたくさんの方が駆けつけてくださり、ありがとうございます。裁判は七生養護の「性教育」の不当介入に抗する「ここから裁判」も入れますと18年になります。「オギャ」と赤ちゃんが生まれて高校を卒業するまでの年月です。1冊の本には納められないほどのものがあふれています。裁判は３つの柱ですすめられてきました。それは、１．思想良心の自由、２．教育の自由、３．裁量権の濫用です。思想良心の自由、教育の自由について裁判所の門戸はとても固く厳しかったです。しかし、2012年の１・16最高裁判決では、私の損害賠償問題が高裁に差し戻されました。河原井本人と保護者の陳述書が証拠としてみなされて、私の損賠が認められました。その中で、「教育というものは児童生徒と教員の人格的な触れ合いをなくしては教育の営みは成立しない。」（旭川最高判決は接触という言葉を使っていますが）と判じられました。ここで初めて教育とは何かが裁判所に届いたのです。それから、2007年事件の須藤判決は「思想良心の自由の侵害につながる」と判じられ、あと一息で違憲判決、やっと「思想良心の自由の侵害」が届きました。しかしながら、この須藤判決がなかったかのごとく、2008年事件判決がありました。最初から最後までひどい判決でした。私は裁判を通じて、８団体が背中を押してくれた。霞が関には定期券が必要なほどでした。教育労働者だけでなく、多くの方の力を得ました。青森県で「河原井さんどうして不起立するの？」というひとりの青年の問がありました。集会の後で「憲法って知ってる？」「あるのは知っているけど。」「あまり読んだことない」等々そんな中から《河原井さんと味噌づくりと憲法学習会》のスタートでした。「味噌づくりと

憲法学習会」が朝鮮学校無償化裁判とつながり、現在は美術部中・高の青年たちと共に進めています。急ぎすぎている「土地規制法」「国民投票法改悪案」などについて学習しました。東京では5次訴訟が始まります。セアート【ＩＬＯ/ユネスコ】が是正勧告を出しています。このビラ、日本政府が国連機関に叱られる、というものです。文科省も、都教委も、門前払いです。教員たちも多くの人が「是正勧告」を知らない現実があります。若者をはじめ多くの方にぜひ話題にしてほしいとこれを配っています。ありがとうございました。

「君が代」裁判５次訴訟　　川村佐和

「君が代」裁判５次訴訟の原告の川村佐和です。

５次訴訟、もうすぐ始まる、もうすぐ始まる、と言い続けてきましたが、本当にやっと３月31日に提訴しました。

10.23通達発出当時、私の勤務校では通達発出直後に創立記念式典が行われ、10.23通達による初めての被処分者が出ました。それ以来私は予防訴訟、君が代裁判一次訴訟、四次訴訟、五次訴訟の原告になり闘ってきました。五次訴訟は私にとって最後の裁判です。

私が起立できないのは、思想信条にかかわることについて、従わなければ処分するという強制が教育現場で行われることは絶対に許されないと思うからです。

自由で民主的で理想的な教育現場だった都立高校を、10.23通達はすっかり変えてしまいました。今の都立高校では、年々多忙化が加速しているだけでなく、パワハラや教員間のいじめが横行するようになっています。寛容さがなくなり、少しの間違いも許されないという緊張感の中で仕事をしているので、息苦しくてしかたありません。

１学期は一学年の担任が二人も倒れてしまいました。一人はまだ病休中です。休んだ教員のフォローをしている他の教員の疲労も極限に達しています。

５次訴訟は今年３月31日に提訴しました。５次訴訟の原告は15名。そのうち現職の教員は10名です。

５次訴訟では2014年３月から2017年４月の間の卒入学式での処分の取り消しと、2013年12月から2020年12月までの再処分の取り消しを求めています。「再処分」の取り消しを求めるのは、５次訴訟が初めてです。また、５次訴訟は、今東京で行われているたった一つの日の君裁判でもあります。

私が、この５次訴訟で取り消しを求めている処分は、2016年３月の卒業式の国歌斉唱時に起立できなかったことに対するものです。2016年３月の卒業式は私が担任をしている学年の卒業式でした。

私は2004年４月の入学式の不起立で処分されてからずっと希望しても担任にしてもらえませんでした。このまま定年まで担任にはなれないかもしれないとあきらめかけていた2013年、担任に決まった時のうれしさは忘れることができません。これがきっと最後の担任だと思い、自分にできることは全部やりつくそうという決意で３年間仕事をしました。2013年４月の入学式の不起立で処分されて４次訴訟の原告になって裁判を闘っていることも生徒に話しました。「間違っていることに対して間違っていると言える勇気を持つ人になってほしい」と生徒に訴え続けました。国語の授業や LHR、沖縄修学旅行を通して平和教育にも力を入れました。

３学年の担任の年には、卒業式まで、何度も校長室に呼ばれて、起立してほしいと校長から言われました。校長からの度重なる説得にプレッシャーを感じはしましたがけれど、卒業式で「君が代」が流れたとき、私は立っていることができませんでした。間違っていると思っている命令に従って起立してしまったら、３年間生徒に伝え続けてきたことが嘘になってしまう、生徒を裏切ることはできないと思いました。

私は今再任用３年目ですが、2016年３月の卒業式の不起立による処分を理由に、来年度から再任用の任用を打ち切られてしまいます。年金が支給されるようになったら再任用の任用を更新しないし、非常勤教員にも任用しないと初めて通告されたのは今から２年６カ月前のことでした。私は全く同じ内容の告知を校長から毎年聞かされています。絶対に忘れるはずがない内容の告知を繰り返す都教委の執念深さを恐ろしく感じます。

私は教員の仕事が大好きで５年間再任用として働くことを楽しみにしていました。それなのに私はあと八カ月しか都立高校で専任の教員として働くことができないのです。退職の日が一日一日近づいていく中で、生徒と過ごす日々が奪われることが寂しく、悲しく、将来が不安でたまりません。

何年も前に、国歌斉唱時に座っただけで定年後の職が奪われるなんて、こんな理不尽なことは絶対に許さ

れません。
　戒告処分は今までの裁判では最も軽い懲戒処分であるとして取り消されてきませんでした。しかし、戒告処分を受けたことによって定年後の職を奪われるということは、事実上戒告処分は免職処分に等しい重い処分になっていると言えます。
　私が再任用として都立高校で働き続けるためには戒告処分が取り消されなければなりません。私は５次訴訟で何としても戒告処分の撤回を勝ち取りたいと思っています。
　一昨年ＩＬＯ/ユネスコが、学校現場での「日の丸掲揚、君が代斉唱」に従わない教職員らに対する懲戒処分の是正を求める勧告を出しました。今年の６月のはじめに、五次訴訟原告団は再任用問題と再処分問題についての問題点をまとめ、アイムと「日の丸・君が代」ＩＬＯ／ユネスコ勧告実施市民会議から追加の申し立てをしてもらいました。今後より強い勧告がでることを期待しています。
　５次訴訟の第一回口頭弁論は７月29日13時30分から東京地裁510法廷で行われます。13時までにお集まりください。報告集会もありますのでぜひご参加ください。

都立特別支援学校からの報告　　田中聡史

　東京都立の特別支援学校教員の田中聡史です。
　私が、学校と「日の丸」の関係を初めて意識したのは、1986年、高校３年生の時でした。当時私は京都市に住んでいて、京都府立の高校に通っていました。1986年に、京都府の全ての公立高校で、２年後の京都国体開催を口実として、「日の丸」の常時掲揚が始まりました。国体やオリンピックのような大規模なスポーツ大会は国威発揚やナショナリズムを伴ってやってくる、というのが私の実感です。
　1986年当時は、私自身は「日の丸・君が代」等について、深く考えたことはなかったのですが、京都での常時掲揚は印象に残る出来事だったので、翌年1987年の沖縄国体での知花昌一さんによる「日の丸」焼き捨て事件は、同時代のニュースとして記憶に残っています。この焼き捨て事件のきっかけになったのは「ゆんたんざ沖縄」という沖縄の読谷村（よみたんそん）のドキュメンタリー映画なのですが、映画の中で、沖縄県立読谷（よみたん）高校の卒業式において、ある高校生が「日の丸」を引き下ろします。私は、最近になって、この映画を DVD で見たのですが、「日の丸」を引き下ろした高校生が私と同学年であることに気づきました。
　1988年にはソウルオリンピックがありました。1980年代、全斗煥政権下の韓国でオリンピックが招致され、盧泰愚政権下で開催されました。私は今も時々、３Ｓ政策という言葉を思い出します。3S とは、Screen（これは映画のことです）、そしてスポーツとセックスの頭文字で、国家権力がこの３つを使って大衆の関心を政治に向けさせないようにする愚民化政策とされています。1980年代の韓国は、この３Ｓ政策の実例でした。愚民化政策の一つがスポーツであることについても考え続けたいと思います。
　私自身は、2013年東京国体のときも今回の東京オリンピックにも、これらに対する闘いにはほとんど参加できませんでした。特にオリンピックでは、招致決定以来、学校で「オリ・パラ教育」が強要されていますが、私は、嫌だな、とは思っても、無視する程度でしかありません。私が現在働いている都立久我山青光学園でも、「オリ・パラ教育」が行われており、９月３日と４日に「学校連携観戦」が予定されています。一方、いくつかの都立高校では校長判断で「学校連携観戦」不参加が決まっているそうです。
　東京オリンピック招致決定以来、いくつかの都立特別支援学校では「パラリンピックに出場できるアスリートの育成」を目標に掲げています。そんな学校の一つである都立永福学園では、2017 年８月にバスケットボール部の部員が熱中症で倒れるという事故が起こりました。この事故と「パラリンピックに出場できるアスリートの育成」の目標との関連があるのではないかと言われています。
　都立永福学園は、2007年、高等部就業技術科単独の養護学校として開校しました。開校当初から各教室の正面に小さな日の丸が掲げられているそうです。コロナ状況以前は、毎日、生徒に輪番で「日の丸」を掲揚させていた、とのことです。
　一方、昨年度まで私が働いていた都立石神井特別支援学校では、2017年12月、オリンピック・パラリンピック大会マスコットを、三種類の中から選び、各学級一票ずつする投票するよう指示がありました。東京都教育委員会から来た書類には、「目標；１．オリンピック・パラリンピックの理念及び大会マスコットの役割について理解を深めることができるようにする。２．クラスで一つのマスコットを選ぶ活動を通して20

20年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への参加意識を啓発するとともにオリンピック・パラリンピックについての関心を一層高めることができるようにする」ということが書かれていました。投票に参加した学校には抽選で選手を派遣するなどの特典がある、ということなので、任意の投票のようですが、私たちの学校ではあくまで投票することはトップダウンの「指示」でした。

私がこれまで同じ職場で働いてきた教員たちは、スポーツを愛好する人が多かったです。大学を出て学力的にも身体的にも優れた教員たちを見ると、私は、祖母が「昔で言えば甲種合格」という褒め言葉を使っていたのを思い出します。

核エネルギーの戦時利用が核兵器であり、平時利用が原子力発電所である、ということを、2011年の福島第一原子力発電所の事故以降、私たちは再認識しました。平時における民主主義国家の教員たちが、戦時における「皇國ノ訓導タチ」と通底することについて、どのように自己否定することができるのか、が私の目下の課題です。

私は、2020年の12月に、２件の戒告処分を受けました。この戒告処分は2013年３月と４月の卒業式入学式での不起立に対して出されたものです。2019年３月に「東京『君が代』裁判第四次訴訟」の最高裁決定で、それらの不起立に対して出されていた減給処分を取り消された後、改めて出された「再処分」です。この戒告処分と、2014年以降の５件の減給処分の取り消しを求め、今年3月に、都立高校の教員ら14名とともに「東京『君が代』裁判第五次訴訟」を提訴しました。７月29日に、東京地裁で第１回口頭弁論が行われます。原告からは私とさきほどの川村佐和さんが陳述をします。ぜひ、ご支援・ご注目をお願い致します。

国連自由権規約委員会に「国旗国歌強制」は規約違反と通報レポート　　花輪紅一郎

私は元高校の社会科の教員でした。現代社会の科目を持つときには『世界人権宣言』を必ず取り上げるようにしてきました。そこには「全ての人民と国が達成すべき共通の基準」と書いてあります。そんな基準があることを日本人はどれだけ知っているでしょうか。

教科書に取り上げられていないものもあります。それはなぜか、学習指導要領には『世界人権宣言』の「せ」の字もない。このことは、明日の文科省交渉でも取り上げたいと思っています。せっかくある万国の基準を使いたい。「『憲法』を使い倒す」という言い方がありますが、私たちは「『世界人権宣言』を使い倒す」との思いで国連にレポートを提出しました。私の報告は、《折り込み資料Ｂ－７》に載せてあります。

まず＜１＞では「思想・良心の自由」の規定を、『憲法』と『自由権規約』２つ並べて条文を比較できるように取り上げました。違いは一目瞭然でしょう。『日本国憲法』はたった１行ですが、『自由権規約』は４項目にわたって具体的です。特に人権制約がやむを得ない場合の条件が第３項に具体的に記してあります。

その厳しい条件とは"law　solely"・"purpose"・"necessary"。日本語で言うと、立法・目的・必要性です。それを満たさないと人権制約は許されません。その審査をするのが自由権規約委員会です。今その７回審査の途中です。

資料の＜２＞に時系列でこれまでの経過を載せました。スタートは、国内のＮＧＯから国内人権状況を通報するレポートの提出です。私たちも出しました。それが＜Ａ＞です。

次に、それを受けて自由権規約委員会が日本政府に質問リスト（List　of　Issues）を投げかける、それが＜Ｂ＞です。

それに対して日本政府は答えなければなりませんが、答えた内容が＜Ｃ＞です。通常、質問から回答まで１年以内なんですが今回２年半かかりました。報告が出たのが去年の４月でした。

そうするとＮＧＯはもう一回反論できます。それが＜Ｄ＞です。

こうして出揃ったところで、本来なら去年10月にジュネーブで審査が行われるところでしたが、コロナ禍で延期されてしまい、まだ再開の見通しが立っていません。これが現状です。

私たちのレポート＜Ａ＞のポイントは、２つです。１つは、「10・23通達」は『自由権規約』に違反している。２つ目は「公共の福祉」を人権制約に取り上げるのは間違いだということ。

板橋高校卒業式事件で藤田先生が有罪になった。最高裁は「表現の自由」と言えども「公共の福祉」に服さなければならないという。そうしたら日本政府は、第５回審査で板橋高校卒業式事件が「公共の福祉」が人権制約概念として正しく使われている事例として国連に報告した。それ以来私たちは反論し続けています。

私たちの２つの指摘に対して、国連は２つとも取り上げてくれました。＜Ｂ＞です。特に「１０・２３通

達」については、固有名詞を挙げて自由権規約に違反していないか説明しなさいとしました。
それに対する政府回答＜Ｃ＞は、「公共の福祉」では前回と同じでした。結局この間何も検討してこなかったことを告白しているようなものです。「10・23通達」については、最高裁判決を長々と引用して、これだけです。
私たちは＜Ｄ＞で反論しました。「公共の福祉」では、諸外国の使い方は、所有権・財産権など経済的自由の制約に限っており、日本のように一般的普遍的に制約している例はありません。人権制約のベースは『世界人権宣言』29条２項（自由権18条３項）であるのに、見向きもしていません。
「10・23通達」は、冒頭に上げた規約18条第３項の３条件を満たしていないということで、今度こそちゃんと国際基準に則った判断が出ることを期待しています。

報告（II）大阪の闘い

大阪における公立学校での国旗・国歌賛美の強制　　寺本勉

「日の丸・君が代」強制反対大阪ネットの寺本です。お手元の資料は Ｃ の２というところにあります。大阪からも昨年11月に、いま花輪さんのお話にあった、国連自由権規約委員会へのレポートを提出しました。
花輪さんのレポートの Ｄ の段階の「カウンターレポート」という形で提出しました。私たちは、最初はあまり乗り気ではなかったのですが、東京の方から自分たちの出したレポートを紹介をされて、特に花輪さんから「大阪からもぜひ出してほしい」と、特に大阪の場合は、「国旗・国歌条例」、それから「職員基本条例」で「３回不起立で免職」、さらには「意向確認」による再任用の拒否と、東京とは違った新たな強制の形が展開をされているということで、その実態についてぜひレポートを出してほしいと再三再四尻を叩かれていたんですけど、なかなか腰が重くて進みませんでした。
ただ、第７回審査への「リスト・オブ・イシュー」が出されて、やはり大阪からこの現状を国際的にも訴えていかなければいけないということで、３年半ほど前ですけど、2018年の大阪ネットの総会で、レポートを出すということを決めて、それから１年半ほどかけて、日本文の作成、それを英語に訳し、ネイティブの方にネイティブ・チェックをしていただき、そしてさらに、それに関係する例えば大阪だったら「国旗・国歌条例」なり「職員基本条例」の英訳というような作業を経て、ようやくレポートを完成させることができました。
私たちも第７回審査が行われる場合にはジュネーブに代表を派遣してロビー活動をするということも視野に入れてこのレポート作成に取り組んだわけですけども、花輪さんからお話があったように、今のところ開催の見通しがまだ立っていません。ということで、それをいま待っているという状況です。
私たちは、レポートに書いていますけど、第７回審査で調査をしてほしい。内容として、大阪の「国歌斉唱」通達、「国旗国歌条例」いわゆる「君が代起立条例」、「職員基本条例」の３回での免職についてこれが自由権規約第18条、19条に違反しているということ、それから「君が代」不起立の被処分者に対してのみ再任用審査会の直前に君が代への敬意表明を強要する意向確認を行うこと。以前は、研修の際に「意向確認書への署名」提出ということをしていた、そのことによって、現に、不起立と意向確認に応じなかったということで再任用を拒否された方が何人もいて、それが裁判になっているという状況があります。
自らの宗教的な信念とか思想を強制的に表明させることになるということで、これが自由権規約の18条、19条に違反しているという中身で、レポートを書きました。
具体的な事実としては、２番に書いているようなことを事実として列挙して、その上でこうした大阪の実態については、[1]から[5]までの問題点があると指摘をしています。
具体的には、「君が代起立条例」の真の目的が、教員たちの排除と、生徒への愛国心の押しつけだということ、教育長通達というのは教員の思想・良心・信念を否定する命令だということ、職員基本条例は公教育の現場から「日の丸・君が代」反対だという信念を持った教員を排除する思想差別であるいうことが自由権規約18条19条に違反しているということ、「意向確認書」と「意向確認」というのは教員に自らの思想の表

出を迫る、つまりその思想等を理由に経済的不利益を強いる思想差別であると、こういう主張を書いています。

最後に、自由規約委員会が日本政府に対して勧告すべき事項として、４点を書いています。

大阪の問題なので大阪府に対してどうのこうのという勧告は出せないので、日本政府が大阪府に対してどうするかということになります。

日本政府は大阪府に対して、こういう自由権規約に反している「国旗国歌条例」「職員基本条例」を廃止し、「教育長通達」を撤回するよう強力に働きかけること。日本政府は大阪府に対して、「君が代不起立者」に対する処分を撤回するよう強力に働きかけること、日本政府は「君が代不起立被処分者」に対してのみ「日の丸」への敬意表明を強要する「意向確認書」への署名提出、意向確認への回答を迫ることで自己の宗教・信念を強制的に表明させること、およびそれに応じなかったと一方的に判断された教職員に対して定年退職後の再任用を拒否することが自由権規約18条19条に違反していることを明白に表明し、大阪府に対してこの状況を直ちに改善するよう強力に働きかけること。自由権規約委員会は日本の裁判所が審理に当たって国際自由権規約に違反しているかどうかについて真剣に検討を加えていない懸念を表明すること。この４点を最終的には求めています。

これからは私の個人的な感想というか意見なんですけど、この自由権規約の具体的ことについて、私たちがロビー活動ないしはネットでの意見表明とか働きかけをしていくわけですけれども、それについてはセアートへの働きかけの取り組みが参考になると思うので、そういう取り組みをしてきた先行的な事例に学びながら、取り組みを進めて行きたいと思っています。

いよいよ、オリンピックが数日後に始まろうとしています。私自身は、高校時代はいわゆるスポーツ選手で、全国高校総体とか国体にも出場経験があって、かつまた入賞した経験もあるわけです。今の私のお腹の姿からはあまり想像できないかもしれませんが、かつてけっこうマッチョな人間だったんです。だから非常にスポーツが好きで、頭の中ではオリンピックはダメだってことが分かっていても、ついつい始まると見てしまうという性癖があったわけですけど、やはり今回のオリンピックを巡る動きの中には、本当に頭の中で分かってたということが現実に示されてきていると多くの人々が気づき始めているということが、非常に大きな意味がある。大阪で、私自身はあまり参加できていませんけど、オリンピック反対の宣伝活動とかやると非常に反応がいい、反響がいい、ビラの受け取りが非常にいい。声をかけてくれる人もたくさんいるということを聞いています。

東京でオリンピックは始まりますけれども、東京の人たちと一緒に、やっぱりおかしいことはおかしいと言い続けることも、共にやっていきたいと思います。

ありがとうございました。

大阪ネットから　　山田光一

こんにちは、大阪ネットの事務局の山田です。大阪の全体の状況について、C －1のレジュメを補う形で報告するので、参考にご覧になって補ってください。

大阪の場合は2012年から、職務命令を出す、それに３回違反すれば免職という、起立・斉唱強制が本格的に始まりました。この年は34名が戒告処分（卒業式32名と入学式２名）となります。

それ以降の経過は、ご覧になれば分かるように、処分者はだんだん減ってきています。要するに、不起立者も減ってきているということですが。現在のところ、去年から今年は不起立処分はなく、戒告としては計64名、そのうち２人は裁判闘争の経過の中で相手側の瑕疵がありと認められて取消が確定。そして減給は３人。訓告・厳重注意は教委は処分の中に入れてないんですが、それも含めて現在このような数字になっています。

大阪の場合、2012年から起こっていることは、東京とは状況は違うと思うんです。まず校長による職務命令、その上に立って教育長から校長に職務命令を出せという職務命令と全教職員に対する職務命令、これらが同時に出されるという二重・三重の態勢を取っているということになります。

今年の卒入学式の状況についてですが、さすがにコロナ禍の下で、いわゆる起立・斉唱、「歌え」はちょっと言いにくいということに。そこで、全国的にはいわゆる「清聴」、「清らかに聴け」・「身を清めて聴け」というかたちでされました。それが大阪の場合は、飛沫が飛んでも危なくない（距離が保てる）学校では「斉

唱」もありというふうな、２種類の職務命令が出されました。「起立・斉唱」と「起立・清聴」、これをすべての学校に教育長が出した上で、学校が選択せよと。当日は校歌か何かを歌いたい学校があるので、歌える条件の所では「君が代」も斉唱すべしという、あくまで「君が代」を斉唱させるという基本的な態勢を貫徹しているということになると思います。

府下の各市町村では、斉唱させたところもあるし、「テープ演奏」で流しただけのところ（大阪市等）もありで、その辺りは今回バラバラな対応になりました。

私たちはいずれにせよ、職務命令による「君が代」の起立・斉唱あるいは清聴の強制というのは人権侵害だというビラを、例年通り、50校から60校で府立高校を中心に撒きました。例年200人以上ビラを受け取ってくれるという学校もあります。少ない所で50枚くらいしか撒けない所もあるんですけど、私たちとしてはこういう形で活動をあくまでもきちっと提起し、訴えていくということを、今年もやりました。

T 高校では、校長が出てきて「ビラ配布の自粛を～」と配布妨害するようなことが、今年もありました。あくまでも私たちは、表現の自由である、思想良心の自由であるということを貫いていくことで、あくまでもそういう対応は許さないという姿勢で臨んでいます。２年前には、道路使用許可がなければ配布してはいけないという校長が警官を呼んでずっと監視をするということをやってきたので、それに対しては警察署に抗議しに行く、あるいはそれでも聞かなければ公安委員会に訴えるという、もちろん訴えを認めることはしないんですけど、あくまでもそうした対応は許さないという行動を示すということで、相手のそういうやり方、妨害行動を一定、規制しているというふうに感じています。

次に裏側ですけど、ZAZA（大阪での被処分者のグループ）のメンバーの15名が、これまで人事委員会や裁判で闘ってきました。東京の場合と同じですが、だんだん裁判そのものも決着は着いていき、先ほど言いましたように、２名への取消という成果はあったものの、多くの裁判が形の上では敗訴ということにもなってきています。

しかしあくまでもこれについて裁判で闘い抜くということで、後で報告があると思いますが、梅原さんは、起立斉唱職務命令を含めて従いますというような極めて不当な再任用についての意向調査については、ストップをさせているという成果も勝ち取っています。現在も裁判が継続しているのは、梅原さん、松田さん、奥野さん。もう一人、人事委員会闘争を準備している人もいますので、こういう闘いを現在大阪では継続しています。

現在の大阪の状況ですが、皆さんもご存じのように、このコロナ禍の下で、大阪は酷い医療崩壊という状態を起こしました。で、これはもちろん、菅や安倍の新自由主義的なギリギリまで医療を削減する体制を、大阪の維新がそれに輪をかけた形でやってきた結果だということは、明らかです。

問題なのは、吉村知事です。例えば重症病床を減らしたという批判がこたえたのか、いま500くらいを確保すると言っていますが、しかしあくまでも基本的には新自由主義的なやりかたは維持をしています。できるだけ「効率的」に、ギリギリまで絞っていくという基本的な姿勢は、全く変わりません。だから、彼らに任せておくと、この間、様々な所で現れてきたように、大阪における命を守り、健康を守り、人権を守らせていくということはできないということは、明らかだと思います。

そこで今回、松井市長は、オンライン教育をやれといい混乱を巻き起こしました。そういう酷い状況が大阪にはあるんですけど、大きな反撃が起こっています。

私たちの闘いだけでなく、いま急遽コピーしました資料『週刊金曜日』の「ルポ・日の丸・君が代強制反対」永尾さんのインタビュー記事がありますが、大阪市の小学校校長の久保校長が、大阪市教委に提言されました。この中で、校長は「胸をかきむしられる」思いだとして、現在の学校は「グローバル経済を支える人材という『商品』を作り出す工場と化し」、子どもたちはテストの点で選別される「競争」にさらされ、教員は「子どもの成長にかかわる教育の本質に根ざした働きができず、疲弊していく」。だから今、「『生き抜く』世の中ではなく、『生き合う』世の中」、「『競争』ではなく、『協働』の社会」、それが必要なんだ、「そのためには、特別な事業は要らない」。ということを、はっきり実名を出して、教育委員会に対して、提言をされています。

もうひとつ、大阪では表現の不自由展が、最高裁も会館の使用取消しは認めないということで、貫徹されました。会場の前では、公安や警察が二、三十人並んでいる中ですが、100名位が朝から並んで、コロナの関係で50名ずつの入れ替えで入場という形で、大きな注目を浴び、貫徹をされました。こうした動きと連帯しながら、今後も闘いを続けて行きたいと思います。今後ともよろしくお願い致します。

2017年大阪再任用拒否国賠訴訟報告　　梅原聡

大阪から参りました梅原と申します。

2017年の定年の際に再任用を申し込んだのですが、これを拒否されたということで、いま裁判を行っています。一審は昨年の末に敗訴ということになりましたが、いま控訴審を大阪高裁で継続中です。

今日のこの会場に集まってくれた皆さん、ありがとうございます。コロナ禍でできるんだろうか、心配してたんですけど、実行委員会の方はじめ、たくさんの方の準備で実現できたことを嬉しく思います。発言の機会をいただいて、ありがとうございます。

私の裁判の方は二つの争点がありまして、一つは裁量権の問題。これについて私たちは、再任用は基本的には裁量権について大幅に制約を受けるんだ、特に2013年の総務相の通知で、雇用と年金の接続が要請されて以降は、原則的には採用されるべきものになってるというように訴えていますけれど、府教委の方は今までと同様に、法改正も行われていないし、大幅な裁量権を持っているんだと主張をしてきました。

もう一つは、先ほどの寺本さんや山田さんの報告にありましたけど、大阪特有の、意向確認という問題があります。私が再任用を申し込んだ時に、「今後卒業式の国歌斉唱時の起立斉唱の職務命令を含む上司の職務命令に従いますか」と聞かれて、「イエス」と答えれば合格、「イエス」と答えなければ不合格だという、まるで江戸時代の踏み絵と同じことがされている、こんなふざけた話はないじゃないかと訴えてきたわけです。

我々は高校教員として、就職指導の際に、思想信条に関わるようなことを聞かれたら、それには答えないでください、と生徒たちに指導しています。そう指導している教員が、自分の採用に関して思想信条に関することを聞かれてそれに答えられるのか、というところを主張してきました。

その件に関しては、商工労働部という部署、採用に関わっている部署なんですけれど、そこに訴えて、「やはりそれはまずいですね」ということになって、府の商工労働部から教育委員会の方には、是正の要請が行なわれました。ただ、教育委員会は、「それは是正の要請ではなく、一般論としてのアドバイスを聞いただけです」という風に逃げていますが、私の再任用の後、２カ月ほど後なんですけど、他の方の処分後の研修のところでの意向確認の文言は、起立斉唱という言葉がすっかり消えて、上司の職務命令に従いますという非常にシンプルなものに変わっていました。

直前まで、そこは消すことができないのだ、絶対ここは必要な文言だと言ってきたのに、２カ月ほど後にすっかり消えてしまう。私は唖然としてしまいました。けれども、それを彼らは、元々職務命令には起立斉唱の職務命令も入ってるんだから別に内容を変えたわけではないと嘯くわけです。しかし、そんなはずはありません。彼ら自身も、これはちょっとまずいなということに気づいていることは、明らかだと思います。

ところが一審の判決では、府教委の主張をそのまま鵜呑みにして、これで内容は変わったわけではないんだと。ぼくの再任用の後は、意向確認の文言変更があった関係で、一緒に闘ってきた被処分者の方も再任用が認められる形になってきました。その件についても、文言の変更がその回答に影響することはないんだと、事実をねじ曲げるような形で、一審は認定をしています。非常に酷い判決だったと考えています。

今現在、高裁に進んでいるんですが、高裁で１回目の審理が終わりました。１回目の審理の中で裁判長が、そのまま審理を継続しますということで、一発結審というのはなくなりました。

その法廷の後の進行協議の中で、担当の裁判官から、裁判所は裁量権の問題について、引っかかりを感じていますという言葉がありました。私と同じ年に体罰で減給処分を受けた方が一人おられて、その方は合格になっているのだが、府教委に、その方と比較をして総合判断の内容を説明しなさいというふうに言っています。

私に対しては、損害の額の算定をしっかりしたいということで、退職１年目の収入の状況を説明してください、と求められました。だから、現在のところ、損害賠償を認めることも含めて検討してるんだろうと想像することができます。

今までの裁判を見ていると、勝てると期待させておいて負けることもたくさんあるように思いますので、楽観はできませんけれども、これからしっかり準備を進めて、勝てる裁判にしたいと思っています。

なかなかこの裁判では職務命令自体の不当性を追及できないでいるんですけど、この裁判を勝って、それをきっかけに私たちの運動をもう一度外に広く訴えていきたいと思いますので、今後ともご支援をよろしくお願いします。

「君が代」調教NO!松田さん処分取消裁判　　松田幹雄

大阪市の元中学校教員、松田です。グループ ZAZA と仲間ユニオンに所属しています。

私は、昨年の12月17日、大阪地裁に、「君が代」不起立を理由にしてなされた戒告処分の取消を求めて、提訴いたしました。

私の不起立自身は2015年の３月、その処分があったのが５月。６年以上経ってるんですが、何故裁判提訴が今になってるかというと、５年間、大阪市の人事委員会に訴えて人事委員会で審理が行われていたからです。C-４の資料の１の所に経過をちょっと書いてあります。

人事委員会５年間は無駄ではなく非常に意味があり、その成果を活かして闘いたいと思います。その成果とは何かというと、何といっても事実の確定だと思います。人事委員会から向こうもこちらも弁護士が同じで、だいたい中身はお互い分かっているという状況の中で、この裁判になりました。

イの所に書いてありますけど、事実の確定ということの中身は何なのかというと、第一に、私の不起立を見た生徒・保護者はほぼいないということです。卒業学年は６学級だったので普通６人の担任が前に並ぶんですけど、校長が一生懸命工夫して、担任座席を２列にして、私の不起立がどこからも見えないような座席配置にしたんです。それで、たぶん誰も見ていない。生徒も保護者も誰も見ていないという状況、それは、人事委員会のやり取りの中で、向こうは否定できなくなった。最初は指導主事と教頭が見ていたと言ったのだが、裁判ではそれも主張できていません。ほとんど誰も見ていないということが確実という状況です。それで、処分理由というのは、生徒が見る可能性があった不起立を、国旗国歌条例と職員基本条例、職務命令に反して行ったということだけです。この事実に対して処分できるかどうかということが問題になるということです。これがはっきりしてきました。

二つ目は、市教委・校長は、情感を伴う積極的身体行為である「君が代」斉唱を、これは2009年９月９日大阪高裁確定判決の表現なんですけど、卒業式の式次第に位置づけながら、「君が代」の歌詞の意味や扱いの変遷など、生徒に伝えるべき内容を明らかにしないだけでなく、それを伝えてどう考えるかは生徒自身が決めることとした、私が作成し学年で使用とすると決めた資料の活用を、次の年ですけど、禁じました。その事実から、この式のあり方自身がどうなのか、こういう式のあり方がどうなのかと、問えるようになりました。

三つ目に、「君が代」強制がもたらす問題と不起立の理由を記して市教委に提出した松田の上申書が、処分についての公平公正を担保するために設置されているはずの大阪市人事監査委員会教職員分限懲戒部会で一切審議されず、部会の記録もないことが明らかになりました。これは、手続き上の瑕疵にあたるのではないか、ということです。

そういう状況の中で、この裁判は、新たな切り口で闘いたいと思ってます。

一つは国際法違反。先ほど自由権規約違反ということがありました。それを訴状の中に盛ってもらいました。それから第２準備書面では、この式のあり方自身が現在の法的な枠組み、現行の法体系に違反していることを追加しました。

もう一つ裁判をやっています。コロナ在宅勤務不払い裁判です。この二つの裁判は、どちらも維新支配に抗するという裁判です。これを、教育の問題、社会の問題ということに位置づけて闘いたいと思っています。Ｃ－4の資料の下の方に、いま努力してることをちょっと書いていますので、読んでみてください。

以上です。

「君が代」強制と命の軽視　　奥野泰孝

大阪の特別支援学校で働いている奥野です。ZOOM で失礼します。

今、私は、変な言い方ですけど、いろんな立場で闘っていると思います。

教員として、特別支援学校の教員として、美術の教員として、またクリスチャンとして、あるいは人として。それらの肩書きによって私が何者であるかがわかるわけではないんですが、それらの集合の重なったところで、私自身がどういう者であるかってことが分かるんじゃないかと。それを考えながら闘うことが、自分を生きることではないかと思って闘っています。

決して自分の利益のために闘っているのではないんです、ほんとうに。それがその自分の責任の果たし方であるし、自分の生き方でもあると思っています。

資料は、C の５です。小さくカットが入っています。「合理的配慮って何？君が代処分撤回」というバナーのものです。

今回始めている事例というのは６年前の処分なのですが、人事委員会の裁決が昨年末に出まして、今回、５月に提訴して裁判で争うということになりました。自分たちの運動としての呼び名は「合理的配慮無視の処分撤回裁判」です。資料に書いてありますが、2015年の免職警告書付き戒告処分です。

私は卒業学年の主任であって、卒業式を滞りなく進める責任がありました。また、担任をしている生徒は車椅子使用で、疲れや緊張など精神的な動揺から発作を起こしやすかったことも心配でした。それで、その生徒の横で国歌の時も座って寄り添うべきだということを主張していました。その根拠の一つが、前年の卒業式、彼が２年生の時、卒業式に出席した時にも発作を起こしているということです。２年生の担任として卒業式を前にして、私は入学時から受け持って来た生徒について発作の恐れがあるということを、管理職には言っていたんです。管理職は卒業式前に私に対して、「国歌斉唱の時、職務命令に従って立ちます」と言わないなら式場外の仕事を命じると言い、卒業式当日の朝に、確認後、駐車場係を命じました。代わりに教頭をその生徒の横に付けるということでした。その生徒は、国歌斉唱と校歌斉唱の６分間ほど、式場内のほとんどの人と横の教頭が立って歌を歌ってるという状況の中で、校歌の途中で発作を起こしたのです。

そういうこともあるので、彼が在校生ではなく卒業生として出席する卒業式では、より一層発作を起こす可能性は高まります。そうなると、式が終わるまで、車椅子で人に押してもらって式に出なければいけない。発作を起こさなければ、介助で歩行もでき、もっと主体的に式に参加できるということを主張してたんです。でも、結局管理職は職務命令を明確に取り消さず、この年は何故か私にもう一度確認することなく、私が式場に入ることを、黙認したわけです。

国歌斉唱の時、私はもちろん自分の心情として立てないというのはあるんですが、この生徒の横で座っていることで彼がてんかん発作を起こさずに式に出られる、最後まで主体的に出られるということで座っていたのです。そして、処分を受けました。

決して障害をダシに使っているのではありません。そのように言われることがありますが。そしてまた、その生徒のことを A 君と言いますが、A 君に対する合理的配慮を教員が選び取って、担任教員が選び取って、彼が口で訴えることはできないけども、彼が自立して式に出たいだろうということ、それはそれまでにもご家族との話し合いからもくみとり分かることでした。

その担任教員が判断したこと、それに対して管理職と教育委員会が理解を示さないとうこと、それに対する闘いなんです。だから教育の場での判断を守る闘い、それが教員としての闘いだと思っています。

「クリスチャンなので立てない」と訴えると、「クリスチャンは不起立を許されて、クリスチャンでない人の不起立は処分されて当然だ」と言っていると受け取る人がいるかもしれませんが、そうではありません。「障害で立てない生徒がちゃんと自立して社会参加できるように、横で教員が着席して守ることが大事だ」と訴えると、「では立てる生徒の横では立つんだな」と言われそうですが、そういうことを言ってるわけではないのです。分かってもらえますか。

不起立に対する処分が教育を破壊している事例があるということで、訴えていきたいと思っています。よろしくお願いします。

「君が代」条例から10年、いま、大阪の公教育は？　志水博子

本日はZOOMで失礼します。元・府立高校教員の志水といいます。

私は、2013年定年退職した後、2017年から2018年にかけて、大阪市立中学で講師をしました。その時に思ったことは、「君が代」強制はもちろん不当なことですが、それを不当な支配というならば、もう学校現場には不当な支配がことごとく溢れているんです。

その中でも私が一番許せないと思ったことは、大阪の府立高校の内申に反映するテスト、「チャレンジテスト」の問題でした。しかも、その問題について現場の教員が何も言わないということに驚きました。現在、「君が代」強制反対とともに、「子どもをテストで追いつめるな！市民の会」というところで、チャレンジテスト問題に取り組んでいます。

Cの６の資料をご覧ください。

おさらいになりますが、大阪は、安倍晋三と大阪維新勢力によって、いわゆる新自由主義教育の実験場にされたと、私は思っています。2006年、安倍政権により教育基本法が改悪された後、2007年に全国学力テスト悉皆が復活しました。そして、2008年に橋下徹維新府政が誕生した後、2011年に、ちょうど10年前になりますが、全国で唯一の「君が代」強制条例が施行されました。まさに新自由主義的教育観に基づき、大阪では維新による「教育改革」が行われてきたということです。

それを一番象徴的に表しているのは、森友学園問題だと思います。森友学園問題にはいろんな性格があると思います。いま、情報の隠蔽というのが、全国的に、お連れ合いの方が裁判を起こされたことで、焦点が当てられています。でも、森友学園認可が大阪で起こったことは間違いなく、その当時の松井知事が認可したことによって起こった問題です。

ナショナリズムを利用した新自由主義的教育改革の実験場として大阪が選ばれたというと何ですが、その後、全国学力テストも、チャレンジテストも、今年度から始まった小学生の統一テスト「すくすくテスト」もそうです。「学力向上」という美名のもとで、結局は民間委託でテストが行われています。

明日の文科省交渉に私は参加できませんが、文科省に、大阪が実施しているチャレンジテストが果たして公正な試験といえるのか、質問していただこうと思っています。

昨日、「子どもを追いつめるな！市民の会」で、本日集会にも参加されている井前さんから、大阪府小学生統一テスト、「すくすくウオッチ」について報告を受けました。これが何とも、最先端といっては語弊があるかもしれませんが、これまでのテストにはない性格を持っています。維新の会すなわち政治と、内田洋行という民間教育産業、それに行政である大阪府教育委員会がタッグを組んで、公教育を民営化路線に持ち込もうとしている、いわば、全国学力テスト以上に恐ろしいテストだと思います。

それで子どもたちがどうなるかというと、管理だけではなく、監視され続け、データ化されます。ご存じの方も多いと思いますが、Society5.0（ソサエティ5.0）です。私は、最初あれを見た時は、漫画調というか劇画調というか、文科省だけではなく経産省も中心となって進めているようですが、いったい何なんだ？と思いました（後記：Society5.0は内閣府発表）。今、財界と政府が市場開拓を狙い、コロナ禍をバネにして、非常にすごいスピードで進めています。そこで私たちは、後手後手に回るのではなく、まさにこの教育の不当な支配に対して、「学びとは何か？」ということを、私たちの方から提起する必要があると思います。

大阪は首長による違法・脱法行為がまかり通っている状況ですが、その中で先ほど山田さんから報告がありましたが、木川南小学校の久保敬校長の提言がありました。あの提言は、私たちにも向けられたものだと思います。ただ、提言に「感動した」で終わるのではなく、提言の実現を私たちの手で大阪市教育委員会に迫りたいと思います。

最後に、永尾俊彦さんの『ルポ「日の丸・君が代」強制』。私はあれを読みまして、あらためて教育の不当な支配の原点は「日の丸・君が代」強制にあると思いました。もう一度、「君が代」強制がいったい公教育において何を引き起こしたのかということを考える中で、そもそも「学びとは何か？」「学校とは何か？」ということを、私たちの方から訴えていきたいと思います。

雑ぱくな報告になりましたが、以上です。

報告（III）全国から

宮城県から　　土屋聡

皆さんこんにちは。宮城県の小学校教員、土屋聡です。皆さんにお伝えしたいことはたくさんあります。資料Ｄ１はお読みください。もう一つのことを話させてください。

私は卒業式の日が好きです。卒業式は33回やったのかな。いくつもの季節を同じ校舎で過ごした彼ら。１年生の時はこうだったとか、毎日一緒に過ごしてきましたから、一人ひとりエピソードが巡ります。担任した子も、担任してない子もいる。がんばったなあとか、あの時はうれしかったなあとか、また、あの時は申し訳なかったとか、いろんなことを卒業式の日に思います。だいたい、いろんなことがあるんです。それを見守れたことがうれしく、そして胸張って小学校６年生がそこにいる。そして、明日からはもういない。それをライブで…リモートではないです…見守ることができることに私は喜びと誇りを感じます。

卒業式には毎年、「君が代」が流れます。私はずっと不起立です。「日の丸」も「君が代」もふさわしくありません。これが当たり前とならないよう、私は一人分の仕事ですが、伝え続けていきます。子どもが真中にいる学校、卒業式の日、それを築いていきたいです。卒業式の後の教室でのひとときとか、もう、たまんないです。学校の仕事をしていて苦しいことは沢山ある。沢山あるからいい仕事なのかもしれません。そして、その中に喜びがある。今の学校では、教員が喜びを見い出せなくなりつつあります。学校は素晴らしいところです。素晴らしくない要因があるならば、それを除いていきましょう。

私はもうシニアですが、現役です。現役である限り、若者たち、それからこれから教員になろうとする子どもたちに希望をつなげたいと思っています。世の中を見渡して嘆くことが本当に沢山あります。皆さん、今日もこの集会でたくさんの困ったことやこのままでは許せないことを共有していると思います。

世の中には希望があります。頼もしい児童生徒、卒業生に私は大きな希望を抱いています。私は宮城県で、3.11震災を経験しました。その時6年生だった教え子が、今年4月に小学校の教員になりました。とてもうれしかったです。勤務する学校がわかって、彼がその学校に行く朝に机の上に置けるように花屋さんに花を注文しました。沢山、あっちこっちで花が広がるといいなと思っています。

私は若者に委ねられる、任せられる教職員、又は大人でありたいと思っています。皆さんはどうですか。教職員としてというよりも、人としてですね。これまであったことをしっかり伝えていくのが私の任務です。これまでの歴史をなかったことにしない、私たちの誇り、私の誇り、私の傷、私の失敗。それらをなかったことにしないで、恥ずかしげもなく伝えていこうと思っています。今日は「日の丸・君が代」強制の反対にかかわる集いですが、これは現場を去った皆さんにもぜひ伝えたいです。そして、これからの希望をつくっていきましょう。

私は学校以外で、教職員組合以外でいろいろなところに出向きます。今日は、原発に関わる大 MAGROCK（大マグロック）という、青森の大間原発反対現地集会・反核ロックフェスの ZOOM と同時間配信です。脱原発集会でよく言うのは「子どもを守る」のではなく「子どもとともに闘う」ということです。子どもと大人という壁をなくして、ありとあらゆるところの壁をなくして進めていきたいです。意見を異にする人たちの集まりにも、出向いていきましょう。おおらかでしなやかな人間らしい営みを、私は諦めません。全国、全世界の皆さんと、気持ちの良い風を吹かせていきましょう。次回はぜひ、お会いしたいです。または、ぜひ宮城県にいらしてください。

千葉県から　　石井泉

千葉高教組「日の丸・君が代」対策委員会の石井泉です。県立天羽高校の社会科の教員で、野球部の部長も担当しています。

まず、６月30日に行われた夏の高校野球の千葉県大会開会式の話です。今年は２年ぶりの正式開催で、抽選会でたまたま本校主将が選手宣誓を引き当てました。本校は困難校で部活動も不活発、野球部も総勢８名で助っ人を借りて出場という学校でした。部員たちは多くの先生方の協力を得て宣誓文の作文や発声練習を行い、皆が緊張する中、開会式当日を迎えました。２年ぶりの正式開催であること、開会式でベンチ入り部員全員が入場行進したのは関東で千葉だけだったことなどから注目され、テレビ中継もされました。主将が参加170校の代表として立派にやり遂げることができ大きな拍手をもらった瞬間は、部員皆がほっとしまし

た。終了後何度もインタビューを受け、翌日も多くの新聞に記事が掲載され良い思い出になりました。その開会式ですが、甲子園大会と同様に、入場行進後に国歌斉唱はなく、スコアボードに回れ右して君が代が流れる中で掲揚を仰ぐ国旗掲揚があります。例年は生徒のいないスタンドでの私の不起立でしたが、今年は違いました。部員たちは行進後に、主将と副主将だけグラウンドに残り、それ以外は顧問の待つスタンドに移動し座る形でした。国旗掲揚となり「ご起立・脱帽に御協力ください」の放送が流れ、周りに部員たちがいる中での不起立となりました。授業の中で「日の丸・君が代」問題を取り上げそこで考えてもらう予定です。

今年の千葉の高校の卒業式・入学式は、昨年度同様、新型コロナウイルスの感染対策として時間短縮や式歌省略などが通知されました。これに沿ってほとんどの高校では、君が代はテープやピアノ演奏となり、君が代を全く流すこともない高校も複数校ありました。不起立等の被処分者も15年以上いません。私は現在二学年主任で、昨年度一学年主任として入学式に最前列で不起立しましたが、処分されることはありませんでした。当局にとって、県全体の不起立者がごく少数なので無視するのかもしれません。しかし、いつ処分攻撃されてもおかしくなく、東京や大阪が「明日は我が身」と感じています。今後も皆さんと連帯して闘いたいです。

最後にコロナ禍の教員の多忙化について話します。現在、本校では毎朝のＳＨＲで生徒の健康調査で全員に体温を記入させ用紙を回収・保存しています。昼休みも昼食の自席黙食を実施し、監督のために各教室に当番の教員が配置されます。放課後も各教室やトイレの消毒作業も毎日あります。学校の教職員の多忙化が深刻化しています。配布した分会ニュースに紹介しましたが、県の実施する出退勤時刻調査結果も深刻な数値が出ています（県立高校で月残業200時間超２名、100時間超281名、80時間超533名 2020年11月）。多忙化で教職員を「疲弊させ・考えさせず・諦めさせる」攻撃が強まっています。しかし、「日の丸・君が代」問題同様、諦めず、皆さんと共に闘って頑張りたいと思います。

神奈川県から　　外山喜久男

今年の「日の丸・君が代」の状況ですが、日本全国ほとんど同じかと思いますけど、コロナ禍の中、歌は控えてくれって感じですよね。資料 D ３の四角で囲んであるのが、県教委からの文書の概略です。卒業式直前の１月27日に送られてきたものです。我々、年に～２回、県教委と交渉を持っています。そこでは、「日の丸・君が代」の問題だけではなく、昨年の２月27日でしたか、安倍首相が突然休校を発表した後、ちゃんと教育委員会会議を開いたのかと、そういう追及もしました。その回答は資料に記載しましたが、教育委員会会議は開けなかったんですね、あまりに突然で。結局、議決案件ではないと、事務局扱いで休校にしちゃったと。これは大変な騒ぎだったようです。突然、その学年が終わり、になっちゃうんですから。生徒の持ち帰るものを整理するなど現場は大混乱。それが強行されたのは非常に問題なわけで、私たちは県教委に対して、根拠のない、このような突然の休校に対して、県教委としての姿勢を示すべきだろうと伝えました。

「日の丸・君が代」に関しては、不起立者の氏名収集は相変わらずやっています。残念ながら、不起立者は今年「０」でしたけれど。生徒・保護者・来賓には強制しないということについては、毎年私たちは要求しているのですが、今年も告知してはいません。教員に関しては服務の問題が優先されていて、極めて問題で、これからも県教委の交渉・話し合いで追及していきます。

コロナ禍における ICT 教育が昨年から話題になっているわけですが、県立高校についてはネットワークの整備が随分進んだという感じはします。そこに書きましたように、BYOD 方式、無線ランのアクセスポイントが沢山つくられるということもありますし、５月には県立高校・中等学校でオンラインの授業の試行を実際に行なっている。双方向で行う授業の実験も進んでいる、そういう状況です。これがどう発展していくかは見守っていかねばと思います。

義務制に関してはホームページを見ると、あちこちで民間のソフトをうちの教委では使いますと堂々と書いている。これは大変問題だと思っています。

果たして ICT 教育が現時点で教育成果が上がっているのかを調べたところがあって、おもしろかったので、資料に書いておいたのですが、慶應義塾大学・山田篤裕研究会では「プロジェクターを除く ICT 機器の影響は学力に負の影響を与えている」という。OECD 報告では「テクノロジーは優れた教育を拡充することはできるが、優れたテクノロジーが粗末な教育に置き換わることはできない」と。全国学力検査を見ると、ICT 教育では一番遅れている秋田県が学力トップで、デジタル教科書ほぼ100%使用の佐賀県が学力は下の方だ

と。こういう比較がいいかはわかりませんが、少なくとも ICT 教育によって成果が上がるとは言えないのではないかということははっきりしてきたのではないかと思われます。４番目、５番目ですけれど、今後学校の在り方が変わっていくのではないかと予感させるものです。とりわけ、デジタル庁の設置で生徒の個人情報がどんなふうに今後扱われていくかが心配です。特に各都道府県にある個人情報保護条例が一本化されようとしている。2023年に向けて。こうなると、要配慮個人情報の扱いがどうなるのか、オンライン結合してはならないよう注意してきたことが、いつでもどこでもやり取りできてしまう。そういう状況が出てくるのではないか、目的外利用、あるいは匿名加工情報化も心配されます。

「個別最適な学び」と言いますけれど、誰にとっての「最適な学び」なのかも見ていかなければと思っています。

愛知県から　　小野政美

名古屋市『育鵬社』歴史・公民教科書採択阻止、「表現の不自由展・その後」中止・県知事リコール問題、行政権力の介入による展示会攻撃、名古屋入管ウィシュマさん殺人事件

小野です。私は愛知で35年間教員をしてきて、もちろん1度も「君が代」を立たず歌わずに来ました。大阪や東京と違って処分もされずに、再任用の4年間も結構自由に教育実践ができました。大阪や東京と違って、愛知には不起立者がほとんどいないこともあって、そこで泳がされて、泳いでしまって、ある程度自由な授業をやれたんですが、これが東京、大阪だったらできなかったと思います。私は、今日の集会実行委員会の人や参加されている人たちとともに、「日の丸・君が代」強制反対の全国ネットワークをつくってずっとやってきました。その始まりは、第1次安倍政権のときの「教育基本法改悪反対」の闘い。12.23集会を日比谷公会堂でやりました。満員で、人が溢れるほどでした。全国に呼び掛けて皆でがんばってきましたが、残念ながら、第1次安倍政権時に「教育基本法改悪」で始まった「愛国心教育体制」が着々と実現してしまった。現在、「君が代」不起立者がほぼいなくされている状態で、「君が代」裁判が闘われているけれど、厳しい状況が今もあると思います。

愛知の状況を３つほど報告します。一つは中学校歴史教科書再採択の問題です。昨年の教科書採択では、６人の教育委員のうちの２人が企業関係者、うどん屋の会長とトヨタの販売会社の社長です。日本会議ではないでしょうが、青年会議所の人間なんですけど、理由なく育鵬社がいいと言い出して、教育長が、例の河村市長が任命した教育長だから非常に厳しい状況でした。私たちの運動でなんとか育鵬社教科書採択を阻止できました。ただ、３月に自由社歴史教科書が検定に合格したことで、横浜など、全国各地で再採択に入っています。名古屋の再採択は８月５日です（追記：自由社歴史教科書は採択阻止）。

二つ目は、育鵬社・自由社教科書採択運動をやってきた側の主力と、一昨年の「表現の不自由展」に攻撃をかけた人間とほぼ重なっていて、すべて河村名古屋市長が先導していることです。河村市長が呼び掛け、市長には維新の松井大阪市長から電話が入って始めた。大阪維新・松井市長と河村市長はしっかりつながっており、行政権力が主導したということ。まず、河村が言い出して攻撃し、河村が高須クリニック院長に声をかけて大村愛知県知事リコール運動もやった。今年は「表現の不自由展・その後」に封筒が関西の郵便局から届いた。封筒には爆竹が入っていたことを理由に２日間で中止。大阪は３日間開催できたけれど、東京はできなかった、名古屋も中止となった。一昨年の愛知トリエンナーレでの「不自由展」、今年の「その後」が中止になったことが、彼らにとって非常に成功体験になった。再開はしたけども、彼らに成功体験をさせてしまった。それが今年の東京の中止や名古屋の再中止、大阪も、もう少しのところで中止となったことを憶えておかないといけないと思います。もう一つは、下からの抗する動きが、日本会議や旧右翼、在特会等が「共同戦線」を張って行われた。そのことを見ておかねばいけないと思います。同時に、行政と右翼団体、そして河村市長を支持する「普通の市民」の共同戦線であることを重視しなければならないと思っています。河村名古屋市長などによる権力の介入に呼応して展示中止を求めて攻撃した人々と「不自由展」再開後の会場に抗議に来た人々の多くは、「右翼」とともに、30代～70代の「普通の日本人」だったことは当時、私は会場前で右翼を阻止する仕事を最初から最後までやったんですけど、現場で対応・対処してきた私の記憶に鮮明です。同時に、「表現の不自由展」に対する攻撃の問題の核心にあるのは、天皇制に関する議論をマスコミや市民社会が一切認めないことです。２つ目は植民地支配・戦争犯罪を教科書に書くことや、それを作品にするのも許されない。まして公的な助成をすることは許されない。これを一貫してこの間やっている。

そのことを私たちはきちんと捉えなければいけないと思います。これらの攻撃の本質には、日本社会は現在もなお、「天皇制」を自由に表現できないことや植民地支配・日本軍「慰安婦」・南京大虐殺等への歴史修正主義・歴史捏造がある。「表現の不自由展・その後」中止は、電凸攻撃や脅迫、「安全」・「秩序維持」・「反日」によって中止に追い込めた前例や自主規制を誘導する右翼的勢力の「成功体験」を与えた。「不自由展」中止攻撃の背景には、「嫌韓」ヘイトスピーチの執拗な攻撃、「反日日本人・マスコミ」等、週刊誌・雑誌・新聞など「反日」という言葉が溢れかえる現実があります。

最後に、名古屋出入国在留管理局で起きた、ウィシュマ・サンダマリさん殺人事件。2021年３月６日、名古屋入管に収容されていたスリランカ人女性ウィシュマさんが亡くなりました。彼女は歩けないほど衰弱し、入管に対し点滴を求め、仮放免申請も出していましたが、入管はその求めをどちらも拒絶しました。支援者や彼女を診療した医師は、点滴や仮放免の必要性を訴えていました。入管は事件に関する「最終報告」を提出しましたが、死因すら明らかにされず、入管に都合の悪い事実は省かれ、担当職員のしっぽ切りで済まそうとしています。名古屋入管死亡事件の真相究明のため、ウィシュマさんが亡くなる直前の監視カメラのビデオ開示や解剖所見などの重要文書の開示を求めます。入管は医療放置の責任を認め、ご遺族に謝罪してください。スリランカで学校をつくりたいと夢をもって日本に来て、日本語学校に通って、いろんな事情からお金がなくて退学になり、お金がなくて警察に行ったら入管に収容された。１～２か月で20キロもやせてしまい、最後は病院で診てももらえず名古屋入管で亡くなった。単なる死ではない。日本政府・入管庁・名古屋入管に無残にも殺された。私たちは、天皇制・「日の丸・君が代」強制だけではなくて、外国人を犯罪者視する政府・入管庁の管理体制にみられるように、日本における民族排外主義、植民地主義の問題を対外・対内同時に捉えなくてはいけないと思います。

学校現場での教職員・子どもたちへの「日の丸・君が代」強制に対し不服従で闘ってきた私たちは、「日の丸・君が代」強制、「表現の不自由展・その後」中止・県知事リコール問題（「表現の自由」への行政権力の介入）、大阪・東京・名古屋での展示会攻撃を、文科省の「検定（検閲）制度」・「採択制度」の改悪による「教科書記述改悪」、「日の丸・君が代」強制、「表現の不自由展・その後」攻撃、多くの現場での「表現の自由」攻撃、「学術会議会員6名任命拒否」、朝鮮学校差別、ヘイトスピーチ、市民運動・労働組合・ユニオン弾圧など「思想・表現の自由」攻撃として歴史的・総体的に捉える視点こそが重要だと思っています。全国で多彩なネットワークを拡げ、ともに闘い続けていきましょう！

広島県から　　平野綾子　他５人

広島から、広島教職員「100人声明」呼びかけ人が集まり参加しています。

４点報告します。

まず君が代不起立裁判ですが、私・平野の裁判です。2020年高裁で不当判決され上告していましたが、５月に上告棄却されました。高裁審理で明らかになったことは、人事委員会の林委員は元教育次長であり分限免職審査会の会長だったこと。会長・副会長を兼任していました。該当年度にあたっていたかどうかではない。これはおかしいということを追及しました。また、県は不祥事防止（研修等）では「懲戒処分は、昇給、手当、退職金に影響する」と経済的影響を強調するのに、いざ処分したら「最も軽い」と言う。こちらは「経済的損失を明らかにしろ」と要求してきましたが、そのときは、県は「計算できない」とか答えていました。しかし、高裁から同様の要請を受けたらすぐに計算してきました。相手によって態度を変えるのは許せません。卒業式の直前に安芸高田市教育長が私を指導してきました。県教委は「（これを）問題ない」としてきましたが、「市教委に直接の指導をしてきたことはない」ことを強調するため「（市教委が本人に直接指導するのは）本来予定されていないこと」だと自ら暴露した。最高裁では棄却されましたが、高裁までの審理でこのようなことが起きらかになりました。

２つ目です。2020年12月、安芸高田市の校長会は「すべての斉唱を行わない」と決定していたのに、県教委は「君が代」だけは斉唱しろと出していた。わたしたちは反対の申し入れをしてきました。しかし、教委は不誠実な態度だった。私たちは、感染防止よりも「君が代」を優先するのは許せないと申し入れました。命よりも「君が代」を優先するのは許せません。

次に「100人声明」運動についてです。安倍が改憲を掲げてからこの運動を立ち上げ、2021年２月には２周年集会を開きました。特に学校給食の問題では、コロナ不況で米飯を請け負う第３セクターが倒産し、現

在広島の西から北までご飯を運ぶことになっています。だから教育とか自治体などの公共では「儲けてはならない」ということです。新自由主義はそぐわないということがはっきりしました。８月５日には「全国教職員交流集会」を開くので、来られる方はぜひ参加してください。

４点目に８月６日をめぐる攻防についてです。2018年には松井市長が「拡声器規制条例」を出してきましたが諸団体の反対で断念させました。2020年はコロナを理由に規模縮小と言って、被爆者・遺族・一般を減らし、安倍や河合克行は招きました。それだけではなく、慰霊のみに目的の縮小・変更を出してきました。核廃絶や恒久平和などをなくすのか。誰のための何のための８・６なのかが焦点になりました。そして今年、広島市議会が「平和推進条例」をつくろうとしました。多くの反対の声が挙がった。その中に「市民は本市の平和の推進に関する施策に協力する」という条文があり、「市民に義務を課すのか」、「平和を推進してきたのは被爆者・市民であり失礼じゃないか」、「『厳粛な式典』がうたわれ表現の弾圧だ」など。「厳粛」というとすぐに思い出すのが卒入学式での「君が代」強制です。今度は「厳粛」「慰霊」ということばや「条例」によってデモ・反戦運動を弾圧しようとしています。1000件以上のパブリックコメント・反対の声が寄せられました。結果的には条例は通ったが、これからも私たちは反対の声を挙げ、条例に反対して反核・反戦で闘っていきます。

最後に「黒い雨」の訴訟判決の勝利がありました。しかし、先日７・16にはバッハがヒロシマに来ました。我々はこのように被爆者は置き去りにして、ヒロシマを政治利用する権力の動きがあり、これらは改憲の流れです。今後とも改憲・戦争に反対して闘っていきます。ありがとうございました。

福岡県から　　木田悦英

福岡市では、ゲルニカ処分以後処分は行われていません。現職最後の卒業式では特別支援学校高等部３年生の担任だったのですが、別室で卒業式をする生徒がいて、「君が代」が流れた後で式場に入りましたが処分されていません。また、福岡の私の知り合いの教員で、「君が代」のスイッチを押した後で式場で、「君が代」斉唱に合わせて着席しても処分されていない。また、例年私と共にこの集会に参加している２歳年上のＫさんも「日の君」に反対する行動をしていても再任用されています。

今日は、緊急事態宣言が発令される情勢ですが、不要不急ではなく、必要で緊急の集会ですから、航空券や宿泊をキャンセルするのももったいないと思ってやってきました。

オリンピックを中止することなく、世界から選手はやってくるのですから、福岡から来るなんて大したことはありませんよね。菅政権や IOC 等の連中がやっていることが世界中に知れ渡ることになり、彼らを叩き潰すことこそ私たちの使命だと思ってこの集会とその後のデモに参加するために来ました。

福岡では、昨年度、一斉休校が明けて小学校は35分授業午前5時間、午後２時間の７時間授業、中学校は40分の同じく7時間でやった。安倍のせいで子どもたちは、詰め込みの授業で大変でした。ただ、卒業式・入学式では、「卒業の歌」はないのに「日の丸・君が代」だけはやるという状態でした。ただし、午前中５時間授業は自民党議員に評判が悪くて“やめろ”ということで今年度はなくなったようです。

福岡では教員と退職者等で沖縄問題（毎週火曜日）・原発問題（毎週金曜日）にも取り組んでいます。

昨年報告した自衛隊への名簿提供ですが、福岡市長・高島は、教育再生実行会議の委員にもなったような安倍・麻生の子分で、安倍が自衛隊に協力しなさいと言えばすぐやる。名簿提出では、結果として18才から22歳の３万近く提出しています。そのうち除外申請者が去年233人でした。

そこで、去年12月13日にシンポジュウムを開いきました。甲南大学・園田さんに法的な問題を講演してもらって、そして私が福岡市の市民の闘いの状況を説明しました。その後、弁護士さんから詳しく名簿提供の問題点を説明して頂きました。さらに、県内の状況を５つの自治体に報告してもらいました。その中で、小郡市では、数年前に提出を閲覧に変えていたことがわかりました。全国での状況では、名古屋・京都・長野・千葉の方から ZOOM で参加して頂きました。そのあと、今後に向けて立憲民主党、社民党、共産党、みどりの党の福岡市議さんに発言してもらうというような長時間の集会を行いました。そのシンポジウムで、月１回、高校・大学の駅周辺で街頭宣伝することを発表しました。今年度は名簿除外申請67人でした。コロナ禍で集会等も行うことができなかったですが頑張れたかなと思います。今後も毎月の街頭宣伝（毎回20～30人〈市議会議員も２～４人〉参加、約500枚のチラシ配布）を行い、市長や市議会・個人情報保護審議会への働きかけなど様々なことを行っていきたいと考えています（監査請求や裁判も始めました）。

その後今年度になってから、シンポジウムに参加していただいた筑後市の市議会議員さんが地元で頑張って提供を閲覧に変えたことがわかりました。

先日、国会で可決されたデジタル法には、個人情報保護という観点がなくプライバシーを侵害する内容もあり、新しいビラを作って宣伝することにした。デジタル法を無力化するためにも地道に頑張っていきたいと思います。

さらに、７・８月には、７／24福岡で反戦集会を開き、８／８佐世保で19日佐世保市民の会（53年前の原子力空母エンタープライズ寄港反対闘争から毎月19日にデモを行っている会）との反戦交流集会、８／９長崎現地で菅政権を倒せという集会・デモを行います。是非、九州、福岡・長崎においでください。

報告（Ⅳ）市民・諸団体から

東京多摩地区の状況　　武捨健一郎

東京の多摩地区の方で小学校の教員をしております武捨です。

この間、中教審のちょっといやな名前「令和の新しい日本の　何とかかんとか‥‥」の答申が出たかと思いますが、そこでもいま同調圧力が問題だと触れられていて、文科省ですら同調圧力の弊害を言っています。

もちろん、文科省に言われるまでもなく、我々もずっと問題に感じていて、うちの組合の方では、一昨年、森達也さんを呼んだんですけど、講演のタイトルを「同調圧力に抗する」という題で講演していただいたりしています。

そこで、羊の群れがずっと止まっちゃう、（羊は）自分では動かないんですね。そこに山羊を一匹入れると山羊は自分で食べに行くので、羊の中の山羊に誰が少しでもなっていくことが必要ではないかということを言っていただいたことを覚えています。

この間、学校の中で同調圧力が顕著に表れたことが２つあるかと思います。ひとつは、これまでも触れられてきていますけれども感染症の対策、特に去年の一斉休校の状況だったと思っています。私は、パンデミックの中では、強い強制力を持った措置が一定程度必要だったということを否定はしないんですけれども、だからこそ国は判断基準を示すだけで、権限のある学校設置者に対して、休校ありきの要請をするのは大間違いだったと思っています。その地教委がするべき判断の中には学校の役割もあったかと思います。

今回クローズアップされたのは、学校の役割として教育をするだけではなくて、日中子どもを預かっているというのも学校の機能だったというのが明らかになったと思います。

この間、エッセンシャルワーカーということが言葉として出てきていますけれども、まさに学校は日中子どもを預かるという意味において、エッセンシャルワーカーだったというように思っています。

だからこそ、そういうことも含めて教育委員会が自分で判断するべきだったと思っていますが、あの時は大変時間がない中しかも情報がない中、科学的根拠がわからない中でやらなければいけない部分もあって、国が言ったことに「右にならえ」になってしまったなと思っています。

でもその後は考える時間があったと思っています。考える時間があったその後の感染症対策も実は上からの指示待ちにずっとなってきていると思います。

例えば、私の勤務する学校では運動会を春に計画されていて、今年度ですね。５月の終わりに計画されていたんですけれど、緊急事態宣言にかぶるということで一週間延期になり、６月になればできるだろうということになったんですけど、案の定延期になり、「でもやろうよ」という声になっていった。校長もやりたかった。教育委員会に働きかけたけれど、強力に「ダメ」と言われて、本当に目の前の感染状況がどうかということではなくて、緊急事態宣言かどうかということでさらに延期されました。

運動会の練習のこと皆さん分かると思いますが、長く延びていくことが子どもにどんな影響を与えるか、薄く長く延びますから（薄くせざるをえない）、やる期間をずっと一ヶ月も続けるわけにはいかないので、ゴールが延びていく影響・薄くなってしまう影響、そういうのが考慮されないまま宣言を頼りに判断がされるということが起こっています。

ちなみに行事の中止や延期というのが子どもに大きな影響を与えていると思っているのですけど、ご存じと思いますが、子どもの自死の数がすごく上がっている。

そして、私が一番気になっているのは、今年の中学校１年生です。中学校１年生の中でリストカットが非常に増えています。SNS 上で音楽に合わせてそういうのをやるというのが流行しているというのもあるとは思っていますが、明らかに昨年の小学校６年生でのいろいろなことが影響しているというふうに思わざるをえません。

また別の側面として、修学旅行の延期など学校で判断するの重いと言って、「教育委員会が決めてくれよ」という声が上がり始めているのも大きな問題というふうに思っています。

あくまで主体的に子どもの安全に責任を持って判断すべきところが、自分の判断をなげうって、上の判断にお願いしてしまうということの問題が、大きくあると思っています。

もうひとつ同調圧力が表れたのが、オリパラ観戦のことだと思っています。学校連携観戦が初めて出たときには、いろいろな問題があって（熱中症等々）反対してきたんですけれども、それが感染症の状況になっても全然止まりませんでした。

その中で市民の皆さんの動きなどもあって、だんだんひっくり返る状況になってきましたが、それでもまだ今、パラリンピック観戦を諦めていないいくつかの地区もあります。もう夏休みに入ってしまいますから、あと数日が勝負だと思っているのですが、止まっていない地区は勝負かなと思っています。こうしたこと、大きな行事ですね。大きな感染症対策や世界的なイベントがあるからといって、民主主義のプロセスや常識的判断が吹っ飛ばされてしまうという経験をしてきたと思います。こうした経験を元に若い教員に今の行政おかしいんじゃないかと突きつけていって、これを機に自分の頭で考えて判断する大切さを今一度教員の中に広めていきたいと思っています。

明成社（高校『総合歴史』）を不採択に追い込もう！　伊賀正浩

今日は大阪から参加させてもらっています。私の方では教科書問題で報告させてもらいます。「子どもたちに渡すな！　あぶない教科書大阪の会」の伊賀と申します。

大阪市で小学校の教員をしています。「明成社（高校『総合歴史』）を不採択に追い込もう！」という資料（E-1）を入れていますので、合わせてご覧いただきたいと思います。

今年は、安倍政権が作った新学習指導要領に基づいた高校の教科書が登場しました。３月末までに検定結果が出ましたが、政府見解の決定による統制が非常に強くなっています。特に領土問題と戦後補償の問題それが非常に顕著になっていますし、歴史認識の問題でも大きな後退がみられました。

新教科の「公共」というのがでてきましたが、この内容についても日本国憲法の三大原理ということではなくて、正義・公正・幸福という抽象的なことを基本原理と持ち上げて、その下で教科書を作っているということで、一番大きな問題性を感じています。

この７月・８月に採択が行われるわけですけれども、私たちは３つの取組みを行ってきました。

一つ目は、従軍慰安婦記述・強制連行・強制労働の記述に対して新しい形での政治介入が始まっているということです。出発点は、日本維新の会の馬場議員が、政府に歴史認識で質問書を出しました。これに対して、政府が「『従軍慰安婦従軍慰安婦』という用語を用いることは誤解をまねく」とか、「『募集』、『官斡旋』及び『徴用』による労務については『強制労働』には該当しない」というような形で答弁書を出しました。

今回これが教科書の中味に直結して行くことになっています。それはなぜかというと、教科書の検定基準が2014年と2018年に大きく改悪されました。その中に政府の統一見解や最高裁判例などなどを反映された記述にするということが言われ、この政府の答弁書が教科書記述を変更させる大きな圧力になってきています。

５月に行ったことですけれども、この政府答弁書に基づいて文科省が教科書会社を呼んで異例の説明会を行いました。その中で訂正申請を６月末までにするようにと圧力を各教科書会社にかけたとのことです。

それに呼応する形で、各地で右派が教育委員会への請願という形で、こういった記述のある教科書は採択しないようにと動きを強めています。

例えば、神奈川県であるとか、横浜、あと東京の足立区なんかでは、こういった請願が出され、市民が反撃しているという報告を聞いています。こういった形で今回の政府答弁に基づいた新しい政治介入・教科書の記述改悪について、それぞれの地域で介入しないようにと大きな運動を作っていく必要があるかなと思っ

ています。

二点目は、高校の教科書採択に関わって、明成社を不採択に追い込むことが大きな課題かなと思っています。明成社は日本会議と深い関係にある学者が作った、いわゆる日本会議版の高校教科書です。不都合なことは書かずに都合のいいことだけを書く。生徒には日本をすばらしい国だとして愛国心をすり込もうとする。そういった内容になっています。具体的な記述については（資料に）書いてありますので、後で読んでほしいと思いますが、全体では１％以内の採択率しかありませんが、油断することができないと思っています。

大阪でも2013年１校で明成社版を採択していたことが後からわかりました。そういう意味で各学校に対して明成社版がどういう教科書であるか伝えていくことが必要かと思っています。

さらに教育委員会に対して、学校での選定を尊重するということ、更には教科書選定にあたって教育委員会が介入しないということを強く要請しています。大阪も大阪府教委がこれまで二重検定ということで、検定合格した教科書に対して課題があるといった意見をつけてきたわけですけれども、今年に関しては私も要請しましたし、いろいろな声があって政府答弁に基づいた介入は今のところ見られていません。

最後にもう一点は、中学校の歴史教科書のやり直しに関する問題です。今年の３月、自由社が検定を合格しました。そのことによって文科省は、採択替えを行うことも可能。採択替えを行うかどうかは、採択権者の教育委員会の判断によるという通知を出しました。

中学校の歴史教科書については、全国の運動によって育鵬社に大きな打撃を与えました。しかし、今回自由社が登場したことによってもう一度採択をやり直す動きが始まっています。各地の状況を見ますと、どうするかは各地の教育委員会の判断によるということですから、全く採択のやり直しをしない・去年通りでやっていくというところも少数ですがあります。やり直すというところが大半で、その中でも全ての教科書を調査するというところもあれば、昨年採択された教科書と自由社のみを調査するというところもあります。中には自由社の調査を十分やらずに教育委員会で採択を考えているところもあります。そういう意味では自由社の調査をしっかりやって、自由社の採択をしないという運動を続けていきたいと思いますし、各教育委員会によって状況が違ってきますから、教育委員会の情報を集めて、この採択のやり直しがどういう状況で行われていくのか、自由社が採択される余地があるのか、その間をぬって育鵬社が再び出てくる危険性はないのかについて、改めて注視していきたいと思っています。

小学校養護教諭分限免職撤回要求裁判　　渡邉恵子

今日は、この集会に呼んでくださり、どうもありがとうございます。「君が代・日の丸」反対の方々が私の裁判に初回から来て下さっていて、本当に感謝しています。

私は、３年前に東京都教育委員会に、練馬区立中村小学校の養護教諭をしていたんですけど、分限免職になりました。分限免職になった経緯は、指導力不足教員に認定されまして、水道橋にある（東京都教育委員会の）研修センターで指導力不足教員研修を一年参加・研修させられて、その結果、指導力不足教員の課題になっているものが改善されていないということでした。

現在、分限免職になり３年経ちました。裁判をしています。実際３年経った感想というのは、東京都教育委員会が教職員を首にできるということが事実だということです。

裁判をしていて、皆様に傍聴もたくさんしてもらっていますけれども、裁判がどれだけ長引くか全く分からなくて、裁判が長引けば長引くほど弁護士の先生にも負担がかかってくるというのが、今現在の実際のところです。

今日、皆様の前で発言させていただけるということで、元先生が多いということで、私から伝えたいことは、指導力不足教員研修というのが、全国の都道府県に存在するというのを知っていただきたいということです。この指導力不足教員研修がいったいどういうものなのかというのを私も知らなかったですし、何か怖い研修だというのは何となく知ってたんですけど、この研修っていうのは一体どういうものなのかを明らかにしたい。教育委員会や管理職は、この研修自体を隠しています。

この研修は学校に行かせないという研修です。学校は、「所属校」と研修センターでは呼ばされて、学校への定期券も解約させられて、水道橋の研修センターが勤務場所になります。所属校の中村小学校には、週１回しか行かせてもらえず、水道橋の研修センターの５階とか６階にある一部屋で、６人ぐらい部屋に閉じ込められて、パソコンに向かって指導案を作るという研修を毎日します。裁判でも言ってますが、これは学

校や教員・保護者・児童などから隔離させて分断させて研修するというのが、本来教員のあるべき研修なのか？　そういうことも裁判では言っています。

この指導力不足教員研修っていうのは何のためにあるのかっていうことなんですけれども、結局は研修ではなく首切りですね。この研修自体は、首切り研修だと裁判では言っています。

現在でも研修させられている方がおそらくいらっしゃると思います。東京都教育委員会は、いま少子化で学校の統合が相次いでいますけれども、教員余りを首切りという方法で対策しています。ですから、現在も東京都教育委員会は首を切れる人を探しているはずです。

そのような中で、学校現場ではコロナの対応や心身の不安定な子やコロナの中でも学業や学校行事を進めていかなければならないという厳しい労働条件に先生方があるにもかかわらず、陰では首切りを探しているという。私はその首を切られた一人です。本来、生徒に対して信頼できる人間として、大人として、何か伝えていかなくてはならないという責任ある仕事をしているのに、実際はこういう研修センターに送り込んで首を切ったり、研修センターに送り込むことで自主退職を促すということをやっています。こういうことをしていると、若い方で教員になる方が非常に減ると思います。

裁判はどれくらいかかるか全く分かりませんけれども、東京都教育委員会は首切りをしているということを、裁判で伝えていきたいと思います。

今日は呼んでくださり、ありがとうございました。

五輪読本に関し、違法不当な都教委等を訴える　　増田都子

資料を入れていただいています。私たちの五輪読本裁判については、斎藤貴男さんが「カルト資本主義　増補版」の序文に紹介してくださっています。

東京都教育委員会は、2016年から小学校４年生以上に、「オリンピック読本」と称するものを（中学校版・高校生版を提示）毎年配っているわけなんですね。初年度の2016年度は、斎藤さんの本に書いてありますけれど、１億6285万4239円という多額の出費です。毎年小学４年生・中学１年生・高校１年生に配るので、毎年３千万円ぐらい支出しているんです。中身がよければ我慢のしようもあるのですけれど、中身が国家主義――世界に誇る日本、のようなもので、ほんとうに絶対許せない。五輪憲章違反だというのは、小学校の読本では「オリンピックの表彰式の国旗掲揚では国歌が流されます」。あるいは、中学校編になりますと（読本のページを開いて）ばっちりと国旗をあげまして、「１位が真ん中・２位が左・３位が向かって右。１位の国の国歌が演奏されて、国歌が演奏されているときには敬意を表して脱帽する」。とにかく国旗・国歌しか使わないんだよという。これは五輪憲章からいうと全てウソですよね。選手団の旗・選手団の歌、正式には NOC の旗・NOC の歌ということになるんです。しかも、非国家地域、チャイニーズ台北とか香港とかあるいはグアムとか非独立地域の14の地域が参加しているわけなんです。そこは当然、国歌でもなく、国旗でもなく、チャイニーズ台北は梅花旗――梅の花の旗ですとかを使っているわけなんです。

でも、都教委の都民の税金を出したものでは、国歌しか使わない・国旗しか使わないで、国旗・国歌なんだと。これは、五輪憲章の「国単位で出場するのはなく、選手団での自らの尊厳をかけて、自分の能力の限界をかけて勝負する」んだという、それが全く税金をかけたもの（オリンピック読本）では、読み取れないんですね。税金で出すのは間違っていると訴えているわけなんです。

第一次訴訟では、一審は本当に都教委に媚びて全くひどい判決が出たので、いま第二次訴訟を起こしています。その中で都教委は何を言っているかというと、JOC が作成した五輪憲章では、日本語は全部「国旗・国歌」になっているんです。また、例えばオリンピック憲章の第４章に出ている「their respective countries」は「自国」と訳しているんですね。翻訳をいろいろ見てみても、「それぞれの地方」という訳もありますし、「国」には、country・nation・land・state と４つあるわけです。とにかく全部「国」と訳すんです。

あるいは、ただ単に flag（旗）と書いてあるのも全部「国旗」と訳す、そういう訳し方を JOC はやっていて、それで、JOC の規約や憲章では「国旗・国歌」になっているからいいんだと。あえて誤訳して、その日本語を、どうだ「国旗・国歌」になっているんだと、そういう詐欺的なことを行います。

あるいは、これが本当に許せないと思ったのは、14の非独立地域は200ぐらいの参加団体の内で少ないから無視してもいいんだということを言っているわけなんです。「国旗・国歌」と言っても間違いではないんだと。これこそいじめの論理です。これこそ許せないんです。その他にも、不正確なもの、ウソでしょとい

うものいっぱいあるんですけれど、特に高校用の読本ですね。それにはこんなことが書いてあるんです。「国の象徴である国旗と県や市の象徴である旗とは格が異なる。県旗や都旗は格下だから並べて掲揚することはしないで、並べる場合は、国旗は大きく高い位置で掲揚するなどのルールがあります」なんて、高校の読本に書いてあります。ところが、ネットですぐ調べられるんですけど、1964年の（東京オリンピック）開会式（のメインポールの写真）では、都旗と「日の丸」は同じ高さで掲揚されているんです。高校生だったら調べればすぐにわかるような、そういうウソをやっている。そういうことを絶対に許せないと思っているんです。

私たちの名称に「違法不当な都教委等を訴える会」と「等」を入れたのは、裁判官が本当にひどいんですね。

控訴審――東京高裁の裁判官は、２回で中止してしまったんです。しかも、１回目は女性の裁判官がいて、２回目は男性だけだったんですね。裁判官が替わったときには弁論更新しなければいけないんです。そういうふうに民事訴訟法に決まっているんです。けれども、それをしないまま結審してしまったんです。それは違法だと言ったら、なんと第一回目の女性裁判官の名前を男性裁判官の名前に改ざんして、替わっていないという。私は「裁判官の安倍化」と言っているんです。都合が悪ければ公文書の方を改ざんしてしまう。そういうことで、裁判官を訴えなければならない状況になっていまして、私たちのオリンピック読本裁判、注目してくれればうれしいです。

東京にオリンピック・パラリンピックはいらない　　渥美昌純

国立競技場の近くに住んでいる。状況を説明したい。お巡りさんが立ち始めた。愛知県警・千葉県警・熊本県警がいる。自衛隊も立ち始めた。なぜ自衛隊がいるのか？　オリンピックなら何をしても良いのだという現れだと思っている。

2013年９月の人民新聞「汚染水問題がなくても東京オリンピックに反対する」を参照してほしい。

その頃から比べると、今は反対している人も増えている。だが、そんな実感はあまりない。今は、IOC の酷さが分かってきたから、反対派が増えてきたのだと思う。

問題点は多くあるが、レジュメを見て欲しい。

1.明治公園を使えなくしたことは酷い。

2.都立霞ヶ丘アパートを取り壊し、住人に17万円しか払わず立ち退かせた。

3.2015年、オリンピック・エンブレム盗用問題

4.2017年、オリンピック工事をやっていた人が自殺した。労災扱いになった。しかし、小池知事は「ここでばたっと倒れても本望だと思って下さい」と言った。とんでもない知事だ。マスコミはもっと追及して欲しい。

5.2019年、JOC 前会長の竹田が賄賂を使ったということで、捕まえるぞとフランス当局の手が伸びてきた。竹田は離職の記者会見を行ったが、酷かった。７分間勝手に喋って、質問もさせなかった。茶番だった。これを記者会見だったと言って喜んでいるのはありえない。

6.2020年、マラソンの札幌移転が決定した。立候補ファイルでは「東京はこの時期の天候は晴れる日が多く、且つ温暖であるため、アスリートが最高の状態でパフォーマンスを発揮できる理想的な環境である」と述べているが、きょうは30度を越える暑さだ。日本に住んでいるだれもが、こんな暑い中でオリンピックやるのか？熱中症になるだろうと思っている。アスリートファーストなどと嘘を言っている。

「儀式を通じて心をひとつにする」というのが、オリンピックを強行する側の考えだろう。こういう押しつけを一番よく知っていて、抵抗できるのが、教育現場にいる皆さん方だと思う。

是非、ともに頑張っていきましょう。

「オリンピック災害おことわリンク」というサイトに出ているので、詳しい事はそこを見て下さい。

どうもありがとうございます。

天皇「代替わり」反対運動について　井上森

７月16日武蔵野市であった「聖火イベント」に抗議していた友人が逮捕された。救援カンパをお願いしたい。

1.平成「天皇代替わり」反対運動は、2016年８・８の明仁天皇メッセージから始まった。「おわてんねっと」を結集軸として、運動を進めた。

「退位するなら廃止しろ」「天皇制を平成で最後に」などのスローガンを掲げ、１年半の活動で計10数回のデモを行った。

５・１即位反対デモ500名。10・22即位礼反対デモ550人が結集した。

2.反天皇デモもこの10年間は200人程度集まれば成功という状況だった。しかし、今回は500人を超える人たちが結集した。

20代の若い人たちの参加が予想以上に多かったのが印象的。彼らは「日の君」絶対教育をくぐりぬけて育まれてきた世代だ。不思議だが凄いことだ。彼らは「天皇制の本質は差別・排除・支配の装置」ということにたどりついている。

「おわてんネット」でツイッターをやった。ネットでは日常生活と違って空気を読まなくていいので、天皇制について率直な意見がいろいろ出てくる。

隣の顔色をうかがわなければ、意外に疑問を持っている人は多いように感じる。

3.2019年、明仁天皇退位直前の世論調査で、「天皇制を廃止する、3.6%」と、戦後最低の結果が出た。だいたい廃止派は８％はいるので驚いた。しかし天皇の地位については一度もフェアに議論されたことがない。

90%以上の「象徴天皇制支持」世論を支えるのが、反対運動に加えられる弾圧・暴力だ。「触れるとケガをする」という感覚が醸成されてきた。

2016年11月20日の「天皇制いらないデモ」は、初の「生前退位反対」を正面から掲げたデモだった。100名のデモ隊に40名の右翼が襲いかかり、700名の機動隊は右翼の襲撃を放置した。このような暴力が天皇制の本質だろう。

「日の君」強制も同様だが、ふるわれた暴力と抵抗の軌跡を記録として残すことが大切だ。

パンフ「終わりにしよう天皇制　2016→2020『代替わり』反対の記録」（800円）を、買って欲しい。

今、あらためて「日の丸・君が代」と天皇（制）の関係性を問う　中川信明

1.平成から令和の「代替わり」では、意外に「日の丸・君が代」の露出度が少なかった印象。

2019年４月、前天皇皇后の武蔵陵への「奉告」時の送迎の際に、子どもたちに「日の丸」小旗を振らせた（八王子）。

2019年５月、11月の「日の丸」掲揚による祝意奉表通知があった。

「国民祭典」において、「君が代」斉唱と「日の丸」の小旗を振る。

2.卒・入学式における「日の丸・君が代」は明治期以降、教育を通して天皇崇拝をさせる道具である。

「君が代」が天皇賛美の歌であるという本質は、どんなに解釈しなおそうが消し去ることはできない。

「日の丸」は、いまや式場の正面に掲揚されるという『主役』に躍り出ている。戦前は「ご真影」「教育勅語」が奉納されていた場所であり、「日の丸」が「ご真影」や「教育勅語」に代替されるようになった。

つまり、「日の丸」が天皇を表象するものと言って良い。

「日の丸」への礼は、天皇への表敬行為そのものだ。

10・23通達の言うところの「国旗に正対し、起立して国歌斉唱する」という作法の危うさを、厳しく問い直す必要がある。

3.近年、街宣右翼はBGMとして「君が代」を流していたが、それに加えて、ヘイトデモの現場で「日の丸」が目立っている。

「日の丸」が林立する中で、「〇〇人は殺せ」「〇〇人出ていけ」など聞くに堪えないヘイトスピーチが行われる。再び「日の丸」は、軍国主義・差別排外主義の旗であるという本質を顕わにしている。

天皇に振られる「日の丸」、オリンピックで振られる「日の丸」、卒業式で正面掲揚される「日の丸」、ヘイトデモで振られる「日の丸」は、同じ旗だ。

川崎の教科書問題と情報公開請求訴訟について　　畑山裕

川崎市を相手に、教育委員会会議や教科書採択会議の音声データの開示を求めて裁判を起こしている会です。

市民の会を立ち上げるにあたり、前史がある。

2014年、川崎市は高校日本史 A（実教出版）の採択を拒否した。市民が「おかしい」と声を出し、採択を拒否した教育委員会議の音声データの開示を請求した。しかし、教育委員会はすでに消去したと嘘をつき開示を認めず、最終的には担当者が音声データを廃棄するという悪質な事件を起こした。

音声データの開示拒否は認められないと考え、川崎市の個人情報保護制度審査会に不服申立を行った。審査会からは、音声データは消去されているので開示できないが、原則として音声データは開示するべきとの答申が出され、2016年２月からは、教育委員会は音声データを開示した。しかし、委員会は消去したことについての誠意ある説明や対応を行わなかったので、市民が損害賠償を求め裁判を起こしたところ、提訴されたことをもって市は再び音声データを非開示にした。

新たな非開示に対し、A さんが「一回開示されたものを非開示にすることはおかしい」と考え、別の教育委員会議のデータの開示を求め、現在新たな裁判になっている。

また、B さんは2014年の採択拒否自体がおかしいと考え、また2016年にも採択拒否が行われているので、採択拒否のきっかけとなった教科用図書選定審議会で何が起こっていたのかを知りたいと、選定審議会の音声データの開示を求めた。しかし拒否された結果、こちらも裁判を起こすことになった。

裁判に勝って、情報公開制度をしっかり守り、二度とこのような教科書採択の拒否が起きないような形にしたい。

＜集会決議＞　コロナ感染下での「日の丸・君が代」強制と GIGAスクール構想による「人材カタログ」教育に反対する

昨年１月から日本で新型コロナ感染が広まった。当時の安倍政権は、２月末突然全国一斉休校を要請し、年度末の学校現場は大混乱した。それでも、卒・入学式では、他の歌唱等は削除される中、「日の丸・君が代」だけは実施された。今春の卒・入学式でも同じであった。子どもたちの健康・命より「日の丸・君が代」実施が第一になったのである。

昨年３月末、東京五輪の１年延期が決まった。しかしその後も、コロナ感染は収まらず、安倍首相は８月に辞任し、「安倍政治の継承」を掲げる菅政権が誕生した。その菅政権が最初にやったのは「日本学術会議」への６人の学者の任命拒否だった。いまもって理由を明かにしないが、６人はいずれも改憲や軍備増強に批判的な学者達だった。この任命拒否は明らかに、「日の丸・君が代」強制・処分の延長線上にある。政治が学校教育から学問の分野にまで露骨に介入してきたのである。これは、日中戦争前夜の滝川事件や天皇機関説事件の現代版に他ならない。

こうした中、昨年７月、大阪で開かれた「第10回全国学習交流集会」では、コロナ禍に乗じて進められつつある＜ GIGA スクール構想＞に対する問題点が指摘された。それは一言でいえば、教育機関のすべてで子どもたちを「人材」として管理し、ICT 技術を駆使して幼児期からの「個別学習計画」を策定し、蓄積した情報で個々の人生を政府と財界で管理する「人材カタログ」作りに他ならない。もはや教育は「人格の完成」でもなければ、「真理と平和を希求する人間の育成」でもなくなっている。

しかし、その先頭を走る大阪市で、それに危機感を抱く小学校校長が、５月に「豊かな学校文化を取り戻し、学び合う学校にするために」という「提言」を大阪市に出した。その中で彼は「学校は、グローバル経済を支える人材という『商品』を作り出す工場と化している」と述べている。「GIGA スクール構想」への根本的な批判が起きてきたのである。

さらに、「日の丸・君が代」については、今年２月、河原井さん・根津さんの「君が代」不起立６か月停職処分は違法という高裁判決が、最高裁で決定された。これにより、大阪の３回不起立で免職などという条例は凍結か廃止されるだろう。また３月には再処分と2014年以降の新たな処分の取り消しを求める「五次訴訟」が提訴された。

学術会議問題では、今年４月の学術会議総会の声明で、６人全員の即時任命が要求され、粘り強く闘われている。教科書問題では、長年の闘いにより昨年右翼的な「育鵬社」の採択は段階を画して減少した。

コロナ感染は未だ収束していない。また、専門家から「普通はない」、「無観客が望ましい」という提言まで出されたにもかかわらず、菅政権は東京五輪を「有観客」で強行し、子どもたちの動員も強行しようとした。しかし、子どもの健康・命より、「東京五輪」が第一とすることに対し、多くの人々が声を上げ始め、動員中止の自治体が相次いだ。また、コロナ感染は収まらず、東京都は４回目の「緊急事態宣言」を出さざるを得なくなった。五輪は「無観客」となり現代版「学徒動員」も消し飛んだ。一方「決め手」としたワクチン接種もここに至り滞(とどこお)ってきた。それでも菅政権は「緊急事態」下で東京五輪を強行しようとしている。もし強行すれば、大きな犠牲と失敗を引き起こす事になるだろう。

だからわたしたちは、「日の丸・君が代」強制反対、GIGA スクール構想反対、さらに学術会議任命拒否反対、右翼的教科書採択反対、また東京五輪強行反対の為に、粘り強く闘う事をここに決議する。

2021年７月18日

第11回「日の丸・君が代」問題等全国学習交流会参加者一同

2021文科省交渉記録(ダイジェスト版)

「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会　実行委員会
２０２１年7月１９日　１０：００～１１：３０　衆院第２議員会館
文書による再質問（８月１９日)・再回答（９月２９日）

Ⅰ　大阪府･市の教育行政に関する質問

【文科省側回答者】　○増田有紀子　初等中等教育局児童生徒課指導調査係長
○弓岡美菜　初等中等教育局初等中等教育企画課専門官
○齊藤紫乃　初等中等教育局特別支援教育課指導係長
○渡邉雄大　初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係主任
○三矢哲郎　初等中等教育局初等中等教育企画課専門官

1. 大阪市の「COVID19緊急事態宣言」に伴う「原則オンライン授業」の決定について

(1)「学校保健安全法」第20条は、「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる」としている。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条、第32条及び第33条よれば、大学及び幼保連携認定こども園以外の教育機関を所管する各教育委員会となるが、「学校の全部または一部の休業」の権限を有する「学校の設置者」とは誰か。

【回答】　渡邉雄大　初等中等教育局健康教育･食育課保健指導係主任

趣旨としては学校設置者とは誰か、というご質問ですので、公立学校の場合は、学校教育法において地方公共団体とされております。学校の運営に関する地方公共団体の事務というのは、教育委員会が実施・施行することとなっておりますので、ご質問の趣旨として、臨時休業については教育委員会が実施するという形になっております。

(2)大阪市教委は、4月19日の松井市長会見を受けて、4月20日に市長部局と教育委員会事務局での協議を行い、4月22日に至って各校長宛通知（『ＩＣＴを活用した学習について（小中事務連絡)』）を行っている。この間、内容の決定に関わって、教育委員会議は招集されず、教育委員との持ち回り協議も行われていない。5月11日に定例的に開催された教育委員会議でも、教育委員から「報道によって初めて通知内容を知

った」との発言があり、教育長は「市長のご判断により教育長として専決した」と明らかにしている。「学校の設置者」権限に鑑みて、市長会見から「学校の一部休業」決定に至る過程は適法に行われたと判断できるか。

【回答】　渡邉雄大　初等中等教育局健康教育･食育課保健指導係主任

大阪市教委の決定に至る過程が適法に行われたかどうかは、大阪市教委が大阪市教委として判断されたと言うことだと思いますので、そういった各自治体のご判断というのは、尊重されるべきだとは思いますが、その上で、同自治体の中の意志決定のプロセスというものにつきましては、各地方公共団体の方で適切に判断すべきこととなっておりますので、適不適というところを、軽々にご判断すると言うことは中々に難しいということになっております。

(3)「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4により、「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」の必要が生じた際に、市長と教育委員会との協議及び調査を必要とする場合の「総合教育会議」の招集を規定している。松井市長も、今回の措置が「子どもの命と安全を守る上での必要」と述べている。松井大阪市長は2020年9月以降同会議を招集しておらず、同会議の権限を超えて教育行政の重要事項に関する決定を独断で行っているが、この行為は適法か。

【回答】　弓岡美菜　初等中等教育局初等中等教育企画課専門官

総合教育会議について、お尋ねをいただきました。そもそも総合教育会議というものは、地方公共団体の長または教育委員会が特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議または調整を行うものでございます。従って教育委員会が所管する機構の重要事項の全てを総合教育会議で協議し調整するという趣旨で設置するものではないというふうになっておりますので、どのような事項を総合教育会議で扱うかということにつきましては大阪市において判断されることと考えております。

[質疑応答]

Q:　休業の判断について、市教委の判断プロセスについて、各地方で適切に判断されているものと考えられるので、文科省としては見解は述べる必要はない、とお答えですけど、安倍首相が全国一斉休業を要請しましたが、教育委員会が同じような構図で、大阪市長が、休業という判断或いは実質休業でオンラインを原則とするということを決定をして、教育長は市長の判断に基づいて教育長として専決をしましたと教育委員会の中で表明をしています。これの適法性を聞いているんです。いくつかの法律に沿って教育長は専決その専決根拠は市長の判断というふうに明示をされて、記録にもそのように記載をされている。これの法的適合性をお答えくださいと申し上げている。適不適についてプロセスは各市教委の判断の問題ですけれども、この判断がおかしいという場合は文科省から適切な指導・助言というのがありうると思うんですが、指導助言ということも、埒外の問題なのか、そこを明らかにしていただきたいと思います。

総合教育会議について、すべての事柄についてやるものではない、とお答えですけど、総合教育会議の趣旨の中に、大阪市の場合ははっきりと、生徒の健康安全について危害が及ぶ場合については開くべきもの、と書かれているんです。まさしく当時はいじめの問題に関わって文科省も指導助言を超えて、かなり強い指導をされて、市教委等の判断に介入をされています。この問題が関係ないというふうに言われるのは、事実と異なるのではないかと思いますので、そこらへんハッキリしていただきたいというふうに思います。

A(渡邉):　指導助言しないのかというご質問だったと思うんですが、当然われわれとしても指導助言等の形で、各地方公共団体の方々とお話しさせていただくことはたくさんあります。こちらの市長の問題に教育長として専決したのはやはり不適切ではないのか、というご指摘だと思うんですけど、たとえばこちらの市長のご判断によりとは、文言だけではなくて、意見を踏まえてとか、そういう意味なのか、どういった背景があるのかというところについて、極めて各地方公共団体の意思決定の過程プロセスという形になろうかと思いますので、今この現時点でそういった自治体の各地方公共団体の意思決定の過程プロセスで、誰にどういったことを聞いてどういった判断をするかについてまさに責任をもってご判断をいただくものですので、今ここでは、地方公共団体によって、責任をもって判断されたものだと認識しております。

Q:　その間の過程が正しいのかどうかということを今言われました。だったら調査して下さい。それ

だけでは判断できないからということだったので、調査して下さい。

A(渡邉)：　こちらは、大阪市の方が、教育長が責任をもって判断されたということですので、それは各地方公共団体の権限の中で、責任をもってご判断されたのだろうというふうに認識しております。

A(弓岡)：　総合教育会議につきましては、先ほど申し上げたとおりですけれども、いじめのことについては、皆様よくよくご案内の通り、総合教育会議が設置されたときの法改正にも大きくいじめというのは大変関わっておりました。従って重大事態と言うときに、いじめが入ってくるというのは当然逐条解説等にも示されているところでございます。ただ、皆様の方がよくよくご存知だと思いますけども、それ以外にも色々な危機的な事態というのがそこには起こりえます。でその一つ一つについて総合教育会議で取り上げるか否か、それは地方公共団体の判断である、と考えております。以上です。

再質問と再回答

再Q：　渡邉雄大主任は、大阪市教委の決定に至る過程が適法に行われたかどうかについては、大阪市教委として判断されたものであり、各自治体の中の意志決定のプロセスについては判断できないとして質問への回答を拒否されました。しかし、（略）教育委員会議は招集されず、教育委員との持ち回り協議も行われていません。（略）大阪市長の意向が学校現場に大きな混乱をもたらしたことを明らかにしています。私たちは、このような経過についての文科省の見解を求めたのです。判断できる具体的な情報が不足している場合は、改めて調査の上、ご回答をお願いしたいと思います。

再A：　大阪市教育委員会における意思決定の過程については、当該教育委員会において適切に判断しているものと承知しています。

2. 職務命令違反3回で免職という大阪府職員基本条例の適用状況について

(1) 2019年に本会から、毎年の教職員の懲戒処分について、全国調査「人事行政状況調査」に関わって、①3回で免職などの重い処分を規定している大阪府・市以外の自治体の存否、②3回で免職という処分適法性、について質問を行った。貴省は、①調査の目的が異なるため把握していない、②懲戒処分は任命権者の権限であり回答できないとした。しかし、貴省は、上記調査結果について、「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について（通知)」(3文科初第45号令和３年４月９日）において、「懲戒処分全般の基準の作成・公表と処分事案の公表」を全都道府県･政令指定市教育長に指示して進めてきたことを明記し、体罰・わいせつ行為・政治的行為・営利従事等につき懲戒の軽重や予防策等の指示をはじめ懲戒・分限事案に関する全般的な貴省の見解をのべ､全国教育委員会への指示を行っている。

本通知第1の2(1)において、「過去に懲戒処分歴のある者が再び非違行為を行った場合は，過去の懲戒処分歴を十分考慮し，より厳重な処分とすること」としていることとの関係で、上記①②の質問に改めて回答をお願いしたい。

【回答】　三矢哲郎　初等中等教育局初等中等教育企画課専門官

（１）では、２つご質問をいただきました。①でございますが、こちらは文科省が実施している「人事行政状況調査」においては、お尋ねいただいたような内容は調査をしておりませんので、文科省としては把握はしておりません。「人事行政状況調査」において把握している懲戒処分の事案は、全情報をＨＰで公開しておりますので、必要があればそちらをご覧いただければと思います。

続いて②は、懲戒処分に関しましては、任命権者の権限と責任において判断されるべきものですので、大阪府の懲戒処分に関して、文科省としてそれをどうかというふうにお答えする立場にはないと考えております。

[質疑応答]

Q：　職務命令違反３回の問題、これも前回と全く同じ回答なんですけど、懲戒基準の公開をまずやって下さいと各都道府県教委への指示をされてて、公開を全てされてます。それに加え、適切に、過重な、同じ不祥事を繰り返す場合は加重に懲戒処分を行うこと等々いくつか指示事項を入れられていて、今年４月９日に、「人事行政状況調査」等に関わる留意事項についてそこに書いてますとおり通知を発出されてます。この中では、パワハラ、セクハラとか、いくつかの点での懲戒処分に関わって文科省としての見解をまとめられています。ずっと「日の丸・君が代」に関わる不起立問題

について懲戒処分の中の１項目として調査項目の中に入っていて、その件について、不起立だけによる３回の懲戒処分が適切なのかどうなのかということについて、他の項目については判断をされて指示を出されているのに、この問題について出さないのはなぜですか、と聞いているので、他では出せるけど、この「ひのきみ」では出せないという根拠をお聞かせ下さい。

A(三矢)：　「人事行政状況調査」の結果を受けての通知ですけど、この中で文科省としましては、一般論として教員に非違行為があった場合、その場合は厳正に対処すべきであると言うことですとか、あとは基準を予め示すと言うことを各地方公共団体に対してお示しをしております。しかしながら、個別の行為についてどのような処分量定にするか、そういったことについては各地方公共団体の任命権者の権限と責任に属することであると考えておりますので、文科省としてはその件に関してはコメントは差し控えたいと考えております。

(2) 大阪府教育庁は、大阪府職員基本条例27条第1項で、「職務命令」が「地方公務員法法第三十二条に規定する上司の職務上の命令であって、文書によるものに限る」としているため、教育長通達をもって全教職員に文書による職務命令がなされたものとし、校長による職務命令は「命令の周知徹底」を目的としているに過ぎないと回答している。この点につき、2019年本会からの質問に対して、貴省は「職務命令が通達の形を取ることはあり得る」と回答した。しかし、2019年5月23日大阪高裁判決は、「校長が職務命令として明確に命ずる行為がなかった場合でも、対象者の認識や理解により職務命令の効力が左右されることは法の安定性を害する」ため教育長通達をもって全職員への職務命令がなされたとみなすという府教育庁の主張を採用せず、当該への戒告処分を取り消した。改めて、「職務命令が通達の形を取ることはあり得る」とする貴省見解の法的根拠をお答え願いたい。

【回答】　弓岡美菜　初等中等教育局初等中等教育企画課専門官

大阪高裁判決でございますけど、ご指摘の判決におきましては、同判決に高裁としての見解を記する形で以下のように判示されております。「控訴人らは府職員基本条例２７条１項の文書による職務命令は、個別的具体的なものが想定されており、本件通達のように一般的抽象的に発出されたものは、同条項の職務命令には含まれないものと主張する。しかし、本件通達は、府立学校の入学式や卒業式等における国歌斉唱時に式場内のすべての教職員が起立して斉唱すべき旨を内容とするものであって、対象の行為も具体的に特定されており、府職員基本条例２７条１項の職務命令に含まれると言うべきである。控訴人の主張は採用できない。」以上でございます。

再質問と再回答

再Q：　2019年大阪高裁判決の内（略）の部分のみを根拠に回答されました。しかし、同判決は、同時に「入学式等における国歌斉唱時の府教委の指導方針ないし運用は、府立学校の教職員に対し、本件通達による職務命令の他にこれを踏まえた校長等の発する職務命令が存する場合において、これに従わないときに初めて懲戒処分を受けるものでとの認識ないし予測を抱かせるものであったといわざるを得ない。」と判じ、本件戒告処分 G を取り消しました。（略）府教委は、上告を行わず判決は確定しています。戒告処分 G を取り消した裁判所の判断部分を含めて、貴省の見解を明らかにしていただきたいと思います。

再A：　先日のご回答は、「『職務命令が通達の形を取ることはありうる』とする貴省見解の法的根拠をお答え願いたい。」とのご質問に対して回答したものです。

3本来「絶対評価」であるべき高校入試の内申評定を、独自テスト（「チャレンジテスト」）を用い「大阪府全域の相対評価」に歪めている大阪府の教育行政について

(1) 2020年度の内申評価については、特に学校ごとの著しい不公平性があらわになった。一例（資料①略）を示す。貴省の「府内統一ルール」についての見解を伺いたい。

(2) 「大阪府チャレンジテストにおける『団体戦方式』の問題ー地域間の経済格差が内申点評定に反映される仕組み」(『日本の科学者』８月号所収　関西学院大学濱元伸彦氏)が発表されている。この論考についての貴省の見解を伺いたい。

①大阪府の現行の内申評価（団体戦方式）は、地域間の経済的な格差が各校の高校入試における有利・不利につながるメカニズムであり、不公正を是認する制度となっている。

②生徒集団の平均点が、かれらの内申点を左右する状況は、学力の低い子どもに対して排除的な学校の雰囲気を助長しかねない。実際、低学力の生徒たちがテストの当日、受験せず、自主的に休むような状況があるとの教員の声を聞くことがある

③資料②「市町村の就学援助率とチャレンジテストの結果に基づく内申点評定の基準値の散布図」（略）に表れているように、就学援助率が低い市町村（つまり、社会的社会経済的背景が有利な市町村）ほど、チャレンジテストの平均点が高く、それにより評定基準値が高くなっていることを意味している。

(3) そもそも、調査書（いわゆる内申書）は高等学校等の入学者選抜のための資料として作成されるものであり、生徒の平素の学習状況等を評価し、学力検査で把握できない学力や学力以外の生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価しこれを活用していくという趣旨のものである。さらに、評価についても「集団に準拠した評価」（いわゆる相対評価）から、「目標に準拠した評価」（いわゆる絶対評価）に変更され、現在では、すべての都道府県が調査書（内申評価）は絶対評価としている。ところが大阪のチャレンジテストを利用した府内統一ルールは、大阪府全域を一つの集団と捉え、中学ごとの「評定平均の範囲」を決定する。これは絶対評価とはいえない。貴省の見解を伺いたい。

(4) 何より、人権侵害を引き起こしかねない、チャレンジテストを利用した府内統一ルールにより学校現場でどのような問題が起こっているか、広く現場の教員に聴取し、実態調査をお願いしたい。

【回答】　増田有紀子　初等中等教育局児童生徒課指導調査係長

（１）～（４）までご質問をいただいておりますけど、すべてチャレンジテストを利用した府内統一ルールについてのご質問ですので、まとめて回答させていただきます。

大阪府の教育委員会の方では、平成28年度からの高校入試から調査書作成において絶対評価により調査書を作成するにあたり、その信頼度を高めるための取り組みの一環として大阪府独自に実施する学力テストであるチャレンジテストを利用しているというふうに承知しております。具体的には、チャレンジテストは各学校の調査書の評定が適正かどうかを確認するために用いるものであり、チャレンジテストの結果を使って、学校ごとの評定平均の範囲を算定した上で、評定を決定しているものというふうに大阪府の方から聞いております。

文部科学省としましては、高等学校の高校入試における調査書の取り扱いにつきましては、入学者選抜の実施者であります教育委員会において適切に判断すべきもの、と考えておりますから、調査書の作成のあり方としては、選抜での資料としての客観性公平性を確保するように留意しつつ、これを活用していくことが重要であると考えております。大阪府教育委員会におきましても、このような趣旨を踏まえると共に、候補者や地域に十分に説明を行って、入学者選抜を実施していただきたいと考えております。

[質疑応答]

Q:　基本的に今日のお答えいただいたものは、２年前の同じ会の時に聞いた答とほぼ同じであったかなと思います。大阪のチャレンジテストによる「調査書」の評定について、信頼度を高める目的であり、適正であるかどうか確認するためと言うことなのですけど、確認をした結果最終的に評定の範囲というのは各学校毎に制限を受けるわけで、一つ例を示させてもらってています。極端な例です。これは上の方に偏った極端な例ですけど、逆に下の方に偏った５や４がほとんどおらず、２や１がたくさん付くというような学校もあるわけです。そういう実態があるので、これはどうなんだと、それをちゃんと調査して欲しいと、お願いをしていたんですけど、チャレンジテストによって各学校の評定に範囲をはめられた結果こういう結果になっている。

チャレンジテストよる評価の修正、実際には各学校に任されておるというふうに言われていますけど、各学校では大阪府に示された評定の範囲内で付けることを求められているわけです。枠をはめられてしまうわけです。その結果こういう偏りが出て来ているわけですので、そこについて文科省の方ではどんな風にお考えかと言うことを、もう一度そこのところについてお答え願えたらと思います。

それから、絶対評価についてですけど、適正かどうかと言うところを、チャレンジテストによって確認しているということなんですけど、「調査書」というのは「学力検査で把握出来ない学力や学力以外の生徒の個性を多面的に捉えたりするもの」と、文科省の方で言われていると思います。学力検査で把握出来ない学力や学力以外の個性というのを、学力テストの結果での適正性を確認するというのは、妥当だという風にお考えですか。そこのところについてははっきりお聞かせ願いた

いと思います。

A(増田)：　府内統一ルールについての実態調査をやってほしいというご質問だったかと思いますが、大阪府の教育委員会からは、チャレンジテストの結果はあくまで各学校の調査書の評定の適正性を確認するために利用するものであり、各生徒の評定につきましては、それぞれの生徒の学校での普段のテストや授業などの学習状況を見て、各学校の判断で決定されているというふうに聞いております。仮に１回のテストの点数で調査書の評定を決めているような事例があるのであれば、チャレンジテストそのものの実施の趣旨と異なるものですので、大阪府教育委員会において、適切に指導がなされるべきものと考えております。

　高等学校の入学選抜における調査書の取り扱いにつきましては、こちらは繰り返しになりますけど、入学者選抜の実施者であります教育委員会において、適切に判断すべきもの、と考えておりますので、その趣旨をご理解いただいた上で、保護者・地域に十分説明を行っていただいて、実施者の下で実施していただきたいと考えております。

Q：　少し確認です。各生徒の成績を、１回のテストの結果で決めたらまずいと言われましたが、各学校毎に枠をはめるのは、構わないということですか。

A(増田)：　大阪府の教育委員会の方からはそこに合理的な理由があってそういうふうにしていると文科省としてはうかがっておりますので、良い悪い是非につきまして、うちの方からはお答えは出来ませんので、ただそこの説明責任も含めて、大阪府の教育委員会の方にお尋ねいただければと思います。

Q：　もう一件、先ほど言いましたけど、内申書で「学力検査で把握出来ないもの」を見てたはずの内申書を学力テストの結果でその適正性を判断するのは妥当だとお考えですか。そこについて答がなかったので。

A(増田)：　あくまで、一つの物差しを示しているだけっていうふうに大阪府の教育委員会からはお伺いしていますので、それによって評定がすぐに決まるものではないと聞いておりますので、

Q：　体重を身長計で測るとか、それで妥当やと言うことですか、体重が妥当かどうかと言うのを身長計で測っているようなものですが、それでも構わないという風に文科省はお考えなんですか。

A(増田)：　一つの物差しを示しているだけであって、個々人の生徒の評定を大阪府の方が決めている範囲で計っているわけではないと聞いていますので、そこは実施者である大阪府の教育委員会の方の判断で、あとは実際の個々の評定につきましては学校の判断の方で行われていると伺っておりますので、私の方からは、それ以上のお答えは出来ないと。

Q：　２年前も調査してないと私たち思っています。実態はそうではないと、実態は学校は縛りつけられ成績をつけさせられ、学力以外のものはどこでも測れないという状態にさせられていることについて、システムの問題ですから、やっぱりきちっと文科省として実際に調査をしてもらいたい。それだけ約束してもらえますか。

A(増田)：　大阪府の教育委員会の方からは、様々な議論が現場からも声が上がっていると言うことも踏まえて、府の方でも制度を改善してきていると聞いておりますので、繰り返しになりますけど、あくまでも高校入試は実施者の判断に基づいて行われておりますので、文科省として実態調査というのは控えさせていただきたいと思っています。

再質問と再回答

①再Q：チャレンジテストすなわち統一テストを用いて、絶対評価である調査書の評定が適正かどうか確認している都道府県は大阪府以外で他にありますか？

再A：文部科学省では御指摘のような点に係る調査は行っておらず、把握しておりません。

②再Q：絶対評価において、各学校の評定が適正かどうか判断するためには大阪府のような統一ルールが必要と考えられますか？

再A：文部科学省としては、高等学校入学者選抜における調査書の取扱いについては、入学者選抜の実施者である教育委員会等において適切に判断すべきものと考えております。

　また、調査書の在り方については、選抜のための資料としての客観性・公平性を確保するよう留意しつつ、生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価し、これを活用していくことが重要であると考えており、大阪府教育委員会においてもこのような趣旨を踏まえる

とともに、保護者や地域に十分な説明を行い、入学者選抜を実施していただきたいと考えています。

③再Q：そもそも絶対評価とは、集団に準拠した評価ではなく、生徒個々人の「目標に準拠した評価」によって評価されるものではありませんか？

④再Q：チャレンジテストにより各学校（集団）の平均点に依拠して「評定平均の範囲」を決定していますが、これは絶対評価の概念から逸脱するものではありませんか？

再A：いわゆる絶対評価とは、「目標に準拠した評価」によって評価されるものとなります。

大阪府教育委員会では平成２８年度の高等学校入学者選抜における調査書の作成から、「相対評価（集団に準拠した評価）」ではなく「絶対評価（目標に準拠した評価）」により調査書を作成することとなりましたが、絶対評価による調査書の作成に当たり、その信頼度を高めるための取組の一環として、大阪府独自に実施する学力検査である「チャレンジテスト」を利用していると承知しています。

なお、調査書の評定は、学校での普段のテストや授業などの学習状況を見て、各学校の判断で決められており、チャレンジテストはあくまで各学校の調査書の評定が適正かを確認するために用いられていると承知しています。

⑤再Q：府内統一ルールについて、一つの物差しとして評定の範囲を示しているだけと理解されていますが、実態はこの「一つの物差し」が唯一絶対無二の物差しになっています。この「一つの物差し」に当てはまらなかった中学の数を府教委にお問い合わせください。

再A：高等学校入学者選抜における調査書の取扱いについては、入学者選抜の実施者である教育委員会等において適切に判断して実施しているものですので、具体的な内容については、大阪府教育委員会に直接、お問い合わせください。

⑥再Q：すでに点数の取れない生徒を排除しようとする動きがあります。見解をお聞かせください。

再A：　文部科学省として、そのような動きを把握しておりませんので、お答えできません。

⑦再Q：チャレンジテストと府内統一ルールについて、とても説明責任を果たしていないのが現状です。府教委にさらに説明責任を果たすよう指導をお願いします。

再A：高等学校入学者選抜における調査書の取扱いについては、入学者選抜の実施者である教育委員会等において適切に判断すべきものであり、大阪府教育委員会においても高等学校入学者選抜の実施に当たっては、「チャレンジテスト」の利用も含め、先ほど申し上げた趣旨を踏まえるとともに、保護者や地域に十分な説明を行って実施していただきたいと考えております。

4. 大阪府の「不起立・不斉唱の判断基準」と特別支援学校の卒入学式について

本会は、２０１９年度の貴省への質問で、卒業式や入学式において介助を必要とする児童生徒への「合理的配慮」の結果として、教職員の「不起立」が問題となる場合の判断について貴省に回答を求めた。ところが、貴省はこれらの問題はすべて「各学校において判断させるもの」だとして、回答を行わなかった。

「合理的配慮」が必要とされる場面において、参列教職員全員に「起立」することのみを指示する「職務命令」が行われている。このような場合、東京や大阪では、校長に対して詳細に具体事例に即したＱ＆Ａが作成されているが、教職員への全部開示も行われていない。このような状態で、現場で児童生徒介助にあたる教職員が、児童生徒への最も有効な対応を優先するのか、「職務命令」を優先するのか、判断が人権侵害につながる恐れが生じる場合どうすればよいのか、貴省の考えをお聞きかせ願いたい。

【回答】　齊藤紫乃　初等中等教育局特別支援教育課指導係長

特別支援学校における卒業式入学式等の起立斉唱についてのお問い合わせをいただいておりますので、回答させていただきます。ご質問は、現場で児童生徒の介助に当たる教職員が、児童生徒への最も有効な対応を優先するべきなのか、職務命令としての起立や斉唱そちらを優先するべきなのか、というところの考えを問われております。

国旗掲揚ですとか国歌斉唱の実施方法につきましては、社会通念に従いまして教育委員会或いは各学校長が適切に判断するものであり、国旗を掲揚し国歌を斉唱するよう教育委員会、各学校長から職務命令が発せられた場合には、教職員は当然その職務命令に従う義務がございます。その上で、各教育委員会におきましては、特別支援学校等における障害がある児童生徒への介助等の対応につきましては、児童生徒一人一人の障害の状態等を踏まえまして、式中の対応、特別に配慮する必要がある旨を指導していると聞いているところでございます。実際に個々の具体的な場面場面においてどういった対応を取るのか、そうい

ったことにつきましては各学校等でその状況に応じて判断いただくべきものと考えておりまして、国において一概に見解を示すものではないと考えております。

[質疑応答]

Q:　合理的配慮に関わる問題なんですが、今一般的に、個別の状況については各学校において判断されるべきなので、個別の問題について文科省としては、見解を述べる筋合いはないというお答えでしたけど、前回同じような質問をして、答がないので、改めてもう一度質問している中味なんです。

個別の場面において、判断しなければならないことは当然あり得る、特に障害があって、いざということがあるわけで、現実にスワッとこれは危ないという状況の時に、それを優先するのか、或いは起立して斉唱するという行為を優先するのか、現場の付き添っている教職員が判断することができないという状態にありますよ、と。これで構わないという風に文科省は判断されているのですか。

あえてここで付け加えているのは、色んな場面で、こういう場面についてはどうする、こういう場合については個別の担当者が判断して構わないとか、そういうことを大体各省庁においては、Ｑ＆Ａという形でまとめられていると思います。これで急場については対応してくださいよ、と。ところが、Ｑ＆Ａを発行しているんだけれども、校長限りと言うことで、現場を預かっている教職員には一切公開されてません。情報公開求めてもすべて黒塗りという状態ですから、現場の判断はさせませんよと、大阪府教委が対応しているので、この状態でいのちの危険があるないという判断の時に当該の教職員は判断できませんと、これは危険ではないのか。

そこをお尋ねしたいので、回答する権限はないということではなくて、いのちの危険があるということについてどう対処するのかについて、お答えを願いたいと思っています。

A(齊藤):　回答としては同じ形にはなってしまうのですが、起立や斉唱についての職務命令が科せられている中においても、例えばその場で生徒さんが倒れたりとか、そういう状態になったときに、その状況に応じて、学校長がその場合はその子の対応を優先してくださいという形で、職務命令を解くというか、そこの指示は現場の状況に応じて、学校で行っていただくものと考えますので、こちらの方から国として一概にこういう場合にはこういう対応をしなければいけないといったものをお示しするものではなく、あくまで現場等で判断いただくべきものと考えております。

Q:　職務命令を校長が解かなければ、当該の教員はその子の下に駆けつけたらダメなんですか、そういう答えになりますよね。そういう職務命令が出るので、それは問題じゃないですかと言っている。

A(齊藤):　卒業式とか入学式など式典において、職務命令が発せられているのであれば、基本的にその義務がかかっていることになりますけど、生徒さんの状況ですとか、その場の緊急時とかその状況に応じて、どう判断するかというのは、学校で判断いただくものと思いますので、

Q:　学校で、じゃなくて、現場の教員が判断していいかと聞いているんですよ。

Q:　その場、その場ですよ。目の前で子どもが危ないという時ですよ。

Q:　校長の職務命令がなければ助けられないって、どういうことなの。

Q:　あなたが今法律上こうだとか、現場でそういうときにあなたがどういう判断をするか、ちょっと聞かせて下さい。現場は困っているわけですよ。分かるでしょ。そういうところ担当しているのだから。

Q:　現場は子どもと直面しているんですよ。

A(齊藤):　現場現場で、状況によると思いますので、私の方から何か今ここで一概にこうすべきという回答はちょっとしづらいというところがありまして、

Q:　一概じゃない。いのちの危険があると判断したとき、どうするかって聞いている。限定してます。

Q:　貴方が言える範囲といっても、上司だとか大臣がって聞いているのではなく、貴方が今日こうやって窓口で来て回答してるわけだから、貴方に対してお聞きしているのだから、丁寧にお答えいただきたいです。

A(齊藤):　あくまで一個人の視点の回答でよろしいということかと思いますので、当然、例えば校歌斉唱とかしている時に生徒さんが横で倒れたりした時に、そこを無視して起立を続けると言うことはないとは思うんですけど、そこの際の今ご質問をいただいているような、学校長が解かないといけないですとか、私の感覚としては当然その生徒を放っておくわけにいかないというのはあるんですけ

ど、あくまで職務命令として出されているものに対して、じゃこの場でどう判断するのか、ところについては、今この場でこうすべきだとは言えないんですけど、現場現場で判断いただくことになると思うので、私の方から今絶対こうしないといけませんという国としての判断を示すのは難しい部分がある。

Q:　じゃ懲戒処分が怖いって感じる教職員は、倒れている子どもがいても、かけつけないという判断があり得るわけですよ。取り敢えず歌ってから、という。でなければ懲戒処分を受ける可能性があるわけですから。そういう場合は大丈夫ですよと言うＱ＆Ａもないわけです。だから、現場は判断するな、という状況になっているので、それを文科省として何とかして下さい、というお願いをしています。だから、これなんとかすべきだということをぜひ上げていただきたいと思います。

Q:　職務命令がなければ、こんなややこしい話になっていない。それぞれが独自に判断する。普通に、いつでも、どこでもやっていることなんだから。

Q:　子どもの命が大事、という原則を出してくれれば良い。

Q:　他の国ではあり得ないって、みんな言うんですよ。そんなの現場の判断が当たり前でしょう。だけどなぜ日本はそういう風なことで、職務命令出たら今仰ったように外さないとやれない、だって子どもの命が大事だってずっと言い続けているんでしょう、文科省は。でも現実は違うでしょ。矛盾しているに決まっているでしょ。貴方から考えてもそうだと思うんです。今言えないって言われますけど、そのことをキチンと文科省の中で議論をしなければいけないし、これだけ具体的な事例を出してるわけだから、大阪だけじゃないですよ、私は名古屋ですが、やっぱりそういうことをやらないとほんとに現場はみな困るわけですよ。同じことをしてもらっても困るんで、血も涙もある方だと思いますけど、考えていただきたいなと思います。

A(齊藤):　ありがとうございます。今日、私の方から回答できるのは、これ以上のことはちょっと難しいのですが、今みなさんからいただいたところを中でも、考えて検討させていただきたいと思います。

Q:　検討したことを、何らかの形で、できたら文書で答えていただけば、こういう提案して、こう言う意見が出て聞いたと、そこで答えられなかったけど文科省として取り敢えず大事な問題だとして私は感じたとかいう風に出してもらって、それをキチンと回答していただきたいなと思います。いかがでしょうか。

A(齊藤):　はい

Q:　よろしくお願いします。

再質問と再回答

再Q:　齊藤紫乃係長は、回答に対するやりとりの中で、（略）しかし、これでは、職務命令を校長が解かなければ、受け持っている児童生徒の危急の場合でも、職務命令によって起立及び斉唱をせざるを得ない教員は、職務命令違反を回避知るために、職務命令の解除をまず好調に求めなければならないということであり、その間、当該の児童生徒は命の危険すらさらされることとなる。（略）これでは、児童生徒の命や安全よりも、起立斉唱優先ということになりかねません。貴省の見解を改めて明らかにしていただきたいと思います。

再A:　国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう教育委員会や各学校長から職務命令が発せられた場合には、教職員はその職務命令に従う義務があります。

例えば生徒の発作など緊急時においては、生徒の命や安全を優先させることが必要であり、校長等が緊急時の対応について、あらかじめ決めておくことも考えられます。

こうした緊急時の対応も含め、式の実施方法や個々の具体的な場面においてどう対応すべきかについては、教育委員会や各学校長が適切に判断するものと考えています。

Ⅱ　教育問題全般に関わる質問

○鈴木順平　　総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室更新係長
○弟子丸知樹　　総合教育政策局調査企画課教育ＤＸ推進室専門職
○河野大和　　初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係長
○村山嘉審　　初等中等教育局教科書課教科書検定調整専門官
○津田桃子　　初等中等教育局教科書課検定調査第一係
○弓岡美菜　　初等中等教育局初等中等教育企画課専門官
○尾野　敬　　初等中等教育局情報教育外国語教育課専門職
○渡邉雄大　　初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係主任
○遠藤　翼　　スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課課長補佐

1. 全国一斉臨時休業問題

(1) 文科省として2020年2月27日の首相の「全国一斉休業要請」について、法的根拠があったと考えるのか？あったのならその根拠を示されたい。もしなかったとすれば、教基法１６条の禁ずる教育に対する不当な支配に当たるのではないか。また、今後同様の「要請」があった場合には、どのように判断され対応されるおつもりか。

【回答】　渡邉雄大　初等中等教育局健康教育･食育課保健指導係主任

法的根拠があるかどうかについて、当時、全国一斉臨時休業の要請につきましては、何か法に基づくものではございませんでしたが、社会の現状を考慮しまして、政府の新型コロナウィルス感染症対策本部におきます検討等も踏まえまして、感染の拡大を防ぎ、児童生徒の安全を最大限確保するための対応として、全国の小中高等学校等に対して、臨時休業を要請したものと認識しております。こういった要請がご質問にあります「不当な支配」に当たるとは現時点で認識しておりません。

また現在、文部科学省としては、こういった新型コロナ感染症対策と学びの保障とを両立できるように取り組んでおります。今後こういった一斉臨時休業等の検討当がもしなされるような状況があるのであれば、その時の感染情況等に鑑みて、しっかり検討することになると考えております。

(2) 緊急の事態に際して、政府が一定の行動をお願いする場合があるとしても、①要請内容がその時点で保有する知見に裏付けられ、②要請側(政府)において組織的に十分検討されたものであって、③権限と責任を有する被要請側(学校設置者)の判断を尊重するものでなければならないと考えるが、今回の「休業要請」において、以上の各々の点についてはどうであったと考えているのか？

【回答】　渡邉雄大　初等中等教育局健康教育･食育課保健指導係主任

こちら今回の休業要請において①②③というところでご質問いただいております。当時は未だ新型コロナウィルスの性質等について、判明していないことと言うのも多く、また過去の新型インフルエンザがこの時はかなり流行してしまったという背景もございましたので、そういった情勢の中で政府の対策本部の方で色々な検討等もございましたので、そう言ったことも踏まえて、感染の拡大を防ぎ児童生徒の安全を守るため今回の臨時休業を当時は要請したと思っております。これは、文部科学省としても十分に検討した上で判断したものと認識しておりますので、また当該こういった要請を受けた各教育委員会の判断、どのように判断するかと言うところは当然ながら、尊重されるべきだと考えております。

2. 制度制定から10年を経て、中教審にて教員免許更新制の見直しが始まった。以下の質問に答えられたい。

(1) 文部科学省が中教審に教員免許更新制の抜本的見直しを諮問しているが、それはこの制度に問題があると認識しているということか。その問題点とは何か。

【回答】　鈴木順平　総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室更新係長

令和３年２月８日、中央教育審議会においてとりまとめられました「教員免許更新制や研修をめぐる包括的な検証について」という報告書がございます。その中で、教員免許更新制の課題として、教師の負担或いは管理職の負担、そういった負担感がまず挙げられております。教師の負担に関しましては、勤務時間が増加している中で､講習に費やすおよそ３０時間これの相対的な負担がかつてより深まっていること、或いは申込手続ですとか費用等の負担感、こういったものが挙げられております。続いて管理職の負担でございますが、これに関しては、教員免許更新制に関する手続や教師への講習受講の勧奨についての負担

感、こういったものが挙げられております。こういった教師或いは管理職の負担感とともに教師の人材確保に関しても影響があるということで、例えば免許状の未更新を理由に臨時的任用教員等の確保ができなかったような事例が数掲げられております。こういった事例を文科省としても、課題として捉えております。

(2) 文科省として、見直しの方向性を持っているのか。この際廃止する考えはあるか。

(3) 「うっかり失効」、中でも管理職の間違った認識によって失効した人には、救済措置を講ずる考えはあるか。(その後再取得して勤務した場合に「勤続年数」などで不利にならないようにするなど。)

【回答】　鈴木順平　総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室更新係長

（２）（３）については、今後の更新制の方向性に関するものですので、まとめてご回答させていただきますが、先ほどご説明した様々な課題、こういったものも踏まえまして、教師の資質能力の確保、これを図ると共に教師や管理職等の負担が軽減されて、なおかつ教師の確保を妨げない、こういったことが並立できるような、抜本的な制度の見直しに向けて、現在、中央教育審議会教員免許更新制小委員会この小委員会で審議を正にされている最中でございます。現時点では、この小委員会の議論を文科省としては見守って、この議論を踏まえつつ、今後の制度の見直しについて、こういったご質問にある点も含めながら、迅速に考えていきたい、と思っております。

[質疑応答]

Q:　教員免許更新制について、先ほどの回答では「見直し」という表現だったんですけど、はっきり「廃止」というふうに言って欲しいんですが、いかがですか。廃止した上でどうするかという話。

Q:　先週11日の毎日新聞に「更新制廃止へ」と大きく書かれました。それによれば、文科省もかなり廃止に向けて動き出しているというような感じでした。あれは間違いですか。書き飛ばしているんでしょうか。それともそういう方向性で行くしかないと言う判断が、どこかにあるのか、お聞きしたい。

A(鈴木):　免許更新制についてお答えします。今、仰っていただいた通り、先週でしたか報道が出まして、更新制の「廃止」が固まったというような報道がなされました。内容に関しましては、文科省として非常に困惑しているところでして、更新制小委員会の審議の内容は常に配信されてますのでたぶんご存じの方も多いかなと思うんですけど、今の議論の中で、特定の方向性に定まったということは一切ございません。委員の先生方に、色んな考え方を言ってもらって、審議をしているまさにその最中ですので、「廃止」が固まったという事実はございません。それに関しては先日の文科大臣の会見の中でも、しっかりと説明しているところでございます。

ただ、スケジュール的にもまだ決まってないんですけど、当然委員の先生の中には「廃止」と言うことを仰っている先生もいらっしゃいますし、それも含めて、どんな方法が良いのか、まさに更新制小委員会の中で、議論を進めているというところでございます。

Q:　文科省のリークでないの。

A(鈴木):　全く違います。

再質問と再回答

再Q:　教員免許更新制については、様々な問題点があり見直していきたい、という回答だが、まずは、一旦廃止すべきではないか。そのことをはっきり打ち出してほしい。制度の目的そのものが間違っているからである。

再A:　７月１９日にご回答いたしましたとおり、現在、教員免許更新制については、中央教育審議会の教員免許更新制小委員会にて議論が行われているところであり、８月２３日に行われた第５回の当該小委員会において、審議まとめ（案）が示され、「「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて、教員免許更新制を発展的に解消することを検討することが適当である」という内容が盛り込まれました。

文部科学省としても、中央教育審議会において教員免許更新制について方向性が示されつつあることを踏まえ、現職研修の充実や教員免許更新制の発展的解消に向けた具体的な検討・調整に着手してまいります。

3．GIGAスクール構想について

(1) ＧＩＧＡスクール構想に伴って導入が進められている「学習ログ」や例えば大阪市が導入している「ダッシュボード（SKIP)」システムに蓄積される個人情報の内容及び保存期間は、いかなる法令によって規制されているのか。とくに、「学習ログ」等の個人情報を幼小中高と学校を跨いで引き継ぐ場合の法的根拠はどこにあるのか。また、法令の改廃が検討されている場合には、その内容と行程を明らかにしていただきたい。

【回答】　弟子丸知樹　総合教育政策局調査企画課教育DX推進室専門職

教育データの活用であったりとかそういったものを担当しているものです。学習ログと申しましても、様々な種類があるんですが、一般的に個人情報保護法制の中で、自治体であれば、具体的には個人情報保護の条例に沿って適切に対処していくというのが、基本的なところでございます。大阪市の個別事例を挙げていただいているダッシュボードシステムについても同様でございまして、大阪市の方で個人情報保護委員会にお諮りをして諮問答申を得ているというふうにお聞きをしているところでございます。

個人情報をひきつぐ場合の法的な根拠でございますが、たとえば指導要録のように法令で規定されているものもございますけど、それ以外は、同様に設置者の個人情報保護条例に則って適切に対処していくというようなところが必要であると考えております。

(2) そもそも、「指導要録」とは何か、その目的は何か。「学習ログ」の記録等の規格の標準化や相互運用は、たとえ「匿名加工」されたものであっても、個人情報の目的外使用になるのではないか。

(3) 貴省は、学校等が管理する個人データの「標準化」と「相互運用」を行っても、大綱的基準である「指導要領」の内容を超えて各学校にある教育課程編成の権限を制約することにはならず、画一的な教育の押しつけにはならないと述べる。その根拠を明らかにしていただきたい。

【回答】　弟子丸知樹　総合教育政策局調査企画課教育DX推進室専門職

（２）（３）は、まとめてお答えさせていただきます。まず指導要録とは何か、その目的は何か、でございますけど、指導要録は、児童生徒一人一人の学籍及び指導に関して記録し指導に役立たせるとともに、進級であったり進学であったり、そういった際にその写しを進学先であったりそういったところへ送付をするものでございます。で校長が、その学校に在学中の児童生徒の指導要録の作成し保存し送付しなければならないとなっております。

加えてでございますけど、ここでご質問いただいているデータの標準化であったりとか相互運用のところ、データの標準化と言った時に、結構技術的な話なんですよね。例えばある教育システムにおいて、例えば生年月日を８桁で入れてくださいというふうなルールになっていたとします。違うシステムでこちらのシステムでは生年月日を６桁で入れてくださいというルールになっていると、それであれば、ＡシステムとＢシステムで、データというか情報がやりとり相互に出来なくなってしまう。そうならないように技術的なルールだけは決めておこうというところがデータの標準化と呼ばれる要因でございます。こういうルールでやっていけば、システムの間のデータ送付が楽にになるよねという、技術的な分野についての話でございますので、一方で、先にいただいたおります匿名加工というのは、個人情報を個人が分からない形に切り離して、誰のものか分からなくするというものでございますので、データの標準化の話と匿名加工の話は別の話というところになっております。関連するところで申し上げますと、データの標準化というのは、データを扱うのであればこういうルールでやったらいいよねという、技術的なものでございますので、教育の中味を縛ったりとかそういうものではございません。

(4) 生徒・学生の就職活動等に際して、調査書など学校等が管理する個人情報を学校を介して提供する場合と異なり、「学習ログ」等に蓄積され「自己管理」とされるデータを行政や民間企業が求める場合には、生徒・学生にとっては半強制的な「情報提供の同意」となりかねない。個人の情報と人格権を保護するための指針と具体策を明らかにしていただきたい。

【回答】　弟子丸知樹　総合教育政策局調査企画課教育DX推進室専門職

生徒とか学生の就職活動に際して、どのように情報を取り扱っていくか、現状たとえば就職活動において、不要な情報は求めないことであったりとか、取得した個人情報を適切に取り扱う必要があるというところは、省庁連名の要請であったり、そういったところで規定しているところでございます。就職とかそういったところに関して、「半強制的な情報提供の同意」になりかねないのではないか、そういう点については、データの活用とか情報の取り扱いのところで申し上げますと、教育以外にも、例えば医療とか介

護とか様々な分野でそういったあり方が検討されておりますので、そのあたりの状況を見ながら、こちらの方でも検討させていただきながら取り組んでいきたいと思っております。

(5) 学校においては、どのような情報が「個人情報保護法」第2条3項の「要配慮個人情報」にあたるか。また、上記「ＧＩＧＡスクール」構想に関わる個人情報の扱いの変化の中で「要配慮個人情報」はどのように守られるのか。貴省の見解を明らかにしていただきたい。

【回答】　尾野敬　初等中等教育局情報教育外国語教育課専門職

学校における「要配慮個人情報」としては、例えば「健康診断表」などが該当すると考えられます。文科省においては、各自治体における学校を対象とした情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考となるように、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を作成公表しているところです。

その中で、学校で扱う「要配慮個人情報」などの情報施策については、主に人的・物理的・技術的の３つの観点から総合的に対策を講じることとしております。具体的には、人的対策としては、教員などへのモラル教育や問題発生時の連絡体制整備などが考えられます。次に、物理的対策としましては、堅牢なデータセンターなど信頼性の高い環境におけるシステムを整備すること、などが考えられます。最後に、技術的対策としましては、重要度の高い情報資産を取り扱うネットワークと、それ以外のネットワークを分離することにより、外部からの接続を遮断するという対策や、重要度の高い情報資産について適切にアクセス権を設定することにより、情報資産を取り扱う人を限定すること、などの対策が考えられます。こうしたセキュリティ対策を講じることにより、情報資産を適切に取り扱い、情報資産の漏洩防止に努めていただきたいと考えているところです。

[質疑応答]

Q:　生徒の個人情報とは、教員が生徒を指導する上で必要な情報という考えは、よろしいでしょうか。

A(弟子丸):　基本的にはそのように認識しています。先生方が子どもの指導に生かしていくようなものかと思います。例えばですけど大阪市のダッシュボードについて、子どもの発達の状況がどんなであったかということを色んな先生が学校内で書き込んで共有していくと言うものだと思います。子どもの指導に先生方が活用していくことが大きなことの一つなのかなと。

Q:　大阪の話はまた別問題として、であるならば、生徒の指導に関しての事柄が済めばこういう情報は破棄するのが基本だろうと思います。その上で「要配慮個人情報」については生徒の「健康診断表」があたるというお話しでしたよね。生涯にわたる健康診断データとマイナンバーを紐付けているというのが、2022年を目標に検討しているという話が今進んでいますよね。となると、これは生徒の個人情報からその指導範囲を超えてずっと破棄されることなく、継続され収集されていくことになるにのではないか。これについてはどういう風にお考えなんでしょうか。

A(弟子丸):　今現在、小学校中学校高校とそれぞれの学校単位で個人情報を扱っているというのがまず現状なんですけれども、それがマイナンバー等と紐付けられてっていうところについては、現在検討をしておるというところで、どういったところが課題になるのか、そういったところを洗い出しつつ、どのような状況で進めていくべきかということを検討している、そういったところでございます。

Q:　健康診断に関しては、2022年を目標に検討いていくという話になっていて、期限が決められているのですよ。それについて、どういう風に考えているのかということを聞きたいのです。

A(弟子丸):　大変申し訳ないのですが、今現在は実証等を含めつつまずは制度設計を検討させていただいているという段階でございまして、具体的に2022年と数字が出ているところではあるんでございますけど、少しずつ一歩ずつ、進めさせていただければと思っています。

再質問と再回答

再Q:　（略）「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策　（最終まとめ）」(p20～21)によれば、データの標準化は「技術的な規格」とともに「内容の規格」も並列して述べられています。（略）また、要配慮個人情報としては健康診断票などが考えられると回答されています。これらを前提に質問します。

(1)再Q: 文科省が考えている学習履歴とは現在の学習指導要録に代わるものなのか、あるいは別に新たに作成するものか。

再A： 学習履歴を含め、教育データは、学習者及び教員等が記録するデータや、学習アプリケーション等の利用を通じて蓄積されるデータ全般を指すものであり、指導要録の記録内容も教育データに含まれますが、学習履歴が指導要録に代わるものではありません。

(2)再Q： 教育データの標準化は「技術的な規格」とともに「内容の規格」も考えられており、教育の中身を縛るものではないとなぜ言い切れるのか。

再A： 「教育データの標準化」は「技術的な規格」とともに「内容の規格」を定めるものですが、「内容の規格」も例えばシステムに入力する数値の桁数といった、あくまでも教育システム間でデータを相互に交換できるようにするための技術的なルールであるため、指導内容などの教育の中身を縛るものではありません。

(3)再Q： 校務系データは「子供がアクセスすることを想定していないデータ」とあるが、なぜ当事者である子どもたちが自身のデータにアクセスできないシステムにするのか。

再A： 例えば、教員間で共有する指導に関する記録等、紙かデジタルかに関わらず、学校の教育活動において、子供がアクセスすることを想定していない情報もあります。校務系データは、成績処理や児童生徒の指導記録等の機密性の高い情報を含み、セキュリティ侵害が学校事務や教育活動の実施に重大な影響を及ぼすため、教職員以外にはアクセスできない重要な情報に位置付けられます。このため、外部からの脅威の侵入はもとより、児童生徒からもアクセスできないように対策を講ずることが必要であり、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においても、その旨が明記されているところです。

(4)再Q： 学習履歴を含む子どもたちの教育データの管理主体は誰にあるか。

再A： 紙かデジタルかに関わらず、教育データには様々な種類があるため一概には言えません。

(5)再Q： 教育指導上必要なくなった個人情報は速やかに廃棄されるべきと考えるが文科省はどのように考えるか。

再A： 教育データの中には、法令によって取扱いが規定されているもの（例えば指導要録等）があり、それらについては法令に従って適切に対処する必要があります。

その他の学校におけるデータの活用については、各自治体の個人情報保護条例等に準拠する必要があり、自治体によっては、例えば、保有する必要がなくなった個人情報については、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない等と条例に明記しているケース等があると承知しています。

(6)再Q： 校務系データに保健データとして健康診断結果があげられているが、要配慮個人情報と他の教育データは同一に扱うことを考えているのか。また、それ以外の教育データもかなり機微な情報と考えるが、文科省はどう考えているか。

再A： 教育データは、データの種類や状況に応じて適切に取扱う必要があると考えています。要配慮個人情報については、その性質に応じた取扱が必要となりますが、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においても、要配慮個人情報を含む健康診断票等については重要度の高い情報資産に分類する等により管理しているところです。

(7)再Q： GIGA スクール構想は、教育ビッグデータや AI により「個別最適な学び」の実現をめざすというが、それを当該生徒が「最適」なものと感じると思うか。「最適」の押し付けとなる危険性は考慮されないのか。

再A： GIGA スクール構想により整備される ICT 環境や教育データも活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、これからの時代を生きる子供たちの資質・能力の育成を図ることが重要です。

「個別最適な学び」は「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念であり、教師には、ICT や教育データの活用も含め、子供たちが主体的に学習を進められるよう促していくことが求められます。

文部科学省としても、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が図られるよう参考資料を作成・公表しているところであり、引き続き周知に取り組んでまいります。

4. 新学習指導要領について

(1) 高校公民科新科目「公共」では、「現代社会」で学習されていた内容が同様に発展的に引き継がれてい

るのか。その例を具体的に示されたい。そのことと関連するが、「公共」では憲法学習の独立した項目がない。憲法学習はどこで行うことを考えればよいのか。

【回答】　河野大和　初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係長

高校の公民科の「公共」につきましては、現実社会の諸課題の解決に向けて、社会に参画する主体として生徒一人一人が自立するということや、また他者と共同してよりよい社会を形成すると言うことなどについて、考察する科目として、今回新しく設定させていただいたものでございます。このため「公共」の中では、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定してその主題を追及したり解決したり、そういう活動を行うこととしております。具体的には、その諸課題として、まず多様な契約及び消費者の権利と義務、司法参画、政治参加と公正な世論の形成、地方自治、国家主権、領土、雇用と労働問題、税制と租税の役割、などを取り上げさせていただいているところですけども、これらの要素は、すべて「現代社会」の中でも取り扱ってきた内容となっております。このように新科目「公共」の学習内容は、科目「現代社会」と共通する点が、学習内容において多くございますので、ご指摘いただいたように、科目「現代社会」の発展的なものだと捉えることが出来るかな、と思っております。

続いて「そのことと関連するが憲法学習についてどこで行うのか」、というお問い合わせいただいておりますが、例えば学習指導要領を読みますと、Ａの「公共の扉」というところにおいて、「公共的な空間における基本的原理を学ぶ際には、憲法との関わりに留意して指導する」という記載がございましたり、またＢの「自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」という項目については、これは「法や政治について学ぶ際に、憲法の考え方を元にして理解を深められるよう指導すること」という記述もございますので、まさにこういったところで取り上げられるものかなと考えてございます。

再質問と再回答

再Q:　「憲法の考え方をもとにして」指導を行う、ということだが肝心の憲法について体系的に学習する場が保障されていない状態でどうしてそれが可能になるのか。憲法を体系的に学習する時間を保障すべきである。また、人権についての学習はどこで保障されるのか。

再A:　憲法に関する学習は、小・中・高等学校の各学校段階を通じて体系的に育成するという観点から構成されており、高等学校においては、小学校及び中学校で日本国憲法に関して習得した知識などを基盤として、学習を深めていくこととなります。

具体的に、高等学校新必履修科目「公共」では、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など日本国憲法の基礎にある考え方の理解を基に、公共的な空間における基本的原理について理解した上で、憲法の下、権利や自由が保障され社会の秩序が維持されていることや、意見や利害の調整と合意形成を通してよりよい社会が築かれることなどを理解することとしています。また、我が国の安全保障と防衛について学ぶ際には、平和主義についても理解を深めることができるようにしています。このように、高等学校においても憲法について学習することとなっており、ご指摘のことはあたらないと考えます。

学校での人権教育は、児童生徒の発達段階や地域の実情を踏まえ、各教科や道徳の授業など、学校教育活動全体を通じて実施されています。

(2)「総則　第3款　生徒の主体的・対話的で深い学び」というのはあくまでも指導方法の理念を示した文言と考えられるが、この部分はいわゆる「アクティブ・ラーニング」という具体的な指導方法のことをさしているのか。もしそうだとすれば、教育の方法までをも「法規的」文書に書き込むことになり問題が生じるとは考えないか。また「生徒の主体的・対話的で深い学び」はオンラインの学習によって実現されると考えているのか。

【回答】　河野大和　初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係長

学習指導要領というのは、法規としての性格を持つものではあるんですけど、その教育の内容等について必要かつ合理的な事項を大綱的に示しているものでございます。一方で、各学校における指導の具体化については、学校であったり教師の裁量に基づく多様な創意工夫をこらしていただくことを前提としているものでございます。

では、その新学習指導要領に新たに加えられたこの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善についてですけど、これは特定の指導方法を指すものではありません。また学校教育における教師の

意図性、教師がどういうふうに授業をやりたいかというものを否定するものでも全くございません。これは、子どもたちに求められる資質能力を育むために、どのような学びのあり方が大切なのか、どういうものが必要なのかと言うことを教師一人一人が考えていただいて、授業の工夫・改善を重ねていく際の視点ということでございまして、それを実現するためにどのような指導方法をとるかということは、引き続き、教師一人一人が考えていただいて、実践していただくものと考えております。

また、「主体的・対話的深い学び」は、オンライン学習によって実現されると考えているのか、というお問い合わせもいただいておりますが、まず前提といたしまして、学校というのは社会性や人間力を身につける場でもありますので、そのためオンラインというより、子どもたちと教師や子ども同士が直接触れあうというのが学校教育の基本であるというのを前提としたいと思います。その上で、子どもたちや学校の実態に応じて、教材・教具であったり、学習ツールの一つとして、ＩＣＴを積極的に活用することで、活用の仕方によって「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につながるものでないかな、というふうに考えられます。

[質疑応答]

Q:　学習指導要領で、学習内容についての大綱的基準としての法規性と言ったんですけど、やり方についてまで法的な拘束力はないと判断すべきで、要するに一つの手引きですよね、アクティブラーニングの方法などが法的基準性があるとなると現場がすごく混乱するんです。文科省の方でちゃんと確認して欲しいんです。

A(河野):　学習指導要領は当然内容について大綱的に定めているんですけども、当然そこには、目標というものも書かれておりますし、そのようなものも含めて、子どもたちの資質能力を育むことに向けた基準となっております。そうなりますと「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善というのは、先ほど少し申し上げさせていただきましたけれど、ある特定の指導方法を指しているものではなくて、その資質能力を身につけていくために必要な学びのあり方、ということでそういったものが必要だと書かしていただいているところでございます。

Q:　手引きでいいんですよね。つまり初期の学習指導要領の考えですよね、そもそも。

A(河野):　そこにつきましては教育課程の基準というものでございまして、そこについて法的な拘束力はあるということでございますので、必ずしも、手引きという風に・・・

Q:　教育課程の言うのは内容でしょう。学習内容が教育課程でしょう。

A(河野):　学習内容に限られたものではない、ということです。内容等を示しているものとなっております。

再質問と再回答

再Q:　「主体的・対話的で深い学び」は、個々の教師が踏まえておくべき指導理念ということだが、そうであるならば、この箇所は授業の手引きとすべき箇所であり、従来の法規的な拘束力を持つという枠を外しておくべきではないのか。そうしておかないと、現場が大変に混乱するし、いやもうすでに大混乱である。

再A:　学習指導要領等は、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、法規としての性格を有するものとして、教育の内容等について、必要かつ合理的な事項を大綱的に示しており、各学校における指導の具体化については、学校や教師の裁量に基づく多様な創意工夫を前提としています。

新学習指導要領においては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について記載しているが、これは、特定の指導方法のことでも、学校教育における教師の意図性を否定することでもありません。子供たちに求められる資質・能力を育むために必要な学びの在り方を考え、授業の工夫・改善を重ねていくことが重要であり、それを実現するために具体的にどのような指導方法を採るかは、教師一人一人が考え実践していくものです。

5. 児童生徒のオリンピック観戦動員について

コロナ感染が止まない中、都教委が公立学校の児童・生徒に東京2020オリンピック・パラリンピックを観戦させる計画を撤回しないことに保護者をはじめ各界から批判が集中している。また中高生の大会ボランテ

ィア計画についても撤回していない。人命を軽視したこれらの件について文科省はどう考えるか。都教委に対し計画を中止するよう指導助言し、また大会組織委員会や東京都に対しても児童・生徒の観戦をさせないよう意見すべきではないのか。

【回答】　遠藤翼　スポーツ庁オリンピック･パラリンピック課課長補佐

ご指摘の点、特に「学校連携観戦」という取り組みについてが主眼となっているのではないかなと思いますが、最近の状況、ご承知の通りバタバタと変わってきておりますので、その経緯も含めてご紹介をさせていただこうと思います。まず「学校連携観戦」について、そもそもどういう制度なのかというところですけど、大会の組織委員会が販売する「学校連携観戦チケット」というもの、これを販売しております。これを各教育委員会または学校が購入して実際に競技観戦を行うというのが大きな枠組みでありました。一方で今年７月８日の段階でＩＯＣ・ＩＰＣ・大会組織委員会・東京都・国の五者が協議を行いまして、一都三県における観客の無観客化が公式決定をされ、さらに福島県・北海道においても大会の無観客が決定されているという状況であります。

文部科学省といたしましては、もちろん学校連携観戦の教育的意義は十分承知はしつつも、無観客で開催される競技会場等については、子どもたちを連れていくことは基本的にはないという見解を文部科学大臣の方から示させていただいておりますので、この５つの地域においては、特にオリンピックの開催については学校連携観戦は実施しない方向であるということは承知しているところでありますし、大会組織委員会においても無観客となる自治体については学校連携観戦は実施しない意向であるというふうに承知しております。一方で、無観客ではない地域というのも当然あり、こういった学校においては、学校が実際に行くかどうかをご判断いただく仕組みになっておりますので、当然動員ではありませんけど、各学校の判断において、実際に競技観戦に、地元の自治体に行くと言うことであれば、感染症対策や熱中症対策をしっかりと講じていただいた上で、その上で、安心安全な形で観戦をしていただきたいという通知を７月１４日付で発出をさせていただいているという状況であります。

以上の状況ですので、実際には大会の中で今後状況が変わってくるかも知れませんが、オリンピックの取扱いについては今申し上げたとおりの取扱いでありますし、パラリンピックの取扱いについては、オリンピック競技会が終わった後に、改めて五者協議が開催されて、観客の取扱いについて、全般的に協議がなされていく、というものと承知しております。

6. 教科書検定における『従軍慰安婦』用語の使用について

『従軍慰安婦』用語に関わっては、「政府の統一的な見解」として、『従軍慰安婦』を用いている「河野談話」（1993年8月4日）と、『従軍慰安婦』用語の使用は誤解を招く恐れがあるとする「答弁書」（2021年4月27日）と、相反する閣議決定が存在する。また「最高裁判所の判例」としては、『軍隊慰安婦』という表現を用いている判決文(2004年11月29日)、『強制連行』という表現を用いている判決文（2007年11月1日）なども存在する。『従軍慰安婦』用語の記載のある教科書は、検定基準違反になるのかならないのか、その理由とともに説明されたい。

【回答】　村山嘉審　初等中等教育局教科書課教科書検定調整専門官

河野談話と今回の閣議決定の答弁書の関係について、いわゆる河野談話、発表当時につきましては、従軍慰安婦という用語が、広く社会一般に用いられている状況であったことから、談話においては、「いわゆる従軍慰安婦」という言葉を使用したものというふうに考えております。

一方、今回の答弁書につきましては、近年の状況を踏まえまして、従軍慰安婦という用語を用いることは誤解を招く恐れがあるということを、ただ「従軍慰安婦」または「いわゆる従軍慰安婦」ではなく、単に「慰安婦」という用語を用いることが適切であるとの趣旨の閣議決定であると考えております。

また最高裁判所の判例につきましては、法的判断を指しているものと考えておりまして、ご指摘いただいている判決内容につきましては、「軍隊慰安婦」や「強制連行」という用語について、法的判断がなされたものではないというふうに考えておりますので、今回の閣議決定と相反するものとは考えておりません。

従軍慰安婦という用語の記載のある教科書については、今回の質問趣意書に対する答弁書で示された政府の統一的な見解に基づいた記述となっていないと判断された場合については、検定意見の対象となるものというふうに考えております。ただ、政府の統一的な見解や最高裁判所の判例を必ずしもそのま

ま記載することを求めるものではなく、それらに基づいた記述となっていることについて、審議会の方で判断していただくこととなっております。

[質疑応答]

Q:　「従軍慰安婦」で、大体、どう呼ぶか、そういうことを決定すること自体がおかしいんじゃないんですか。正しいかどうか、呼び方が適切であるかどうかということは、皆が議論して決めるわけで、政府が一方的に決めるものではまずない、これはまさにジョージオーウェルの「1984」の世界ですよね。まるで、真理を決めるのは閣議、言葉の真理であるかどうかを決める内閣閣議というのはおかしいじゃないですか、どう考えてたって。従軍慰安婦と呼ぶかどうかと言うのは、色んな状況の中で、どういう呼び方が適切であるかどうかを決めるんですよ、皆が。検討するんですよ。それを抜きにして、政府が一方的に決めるというのはおかしいんですよ。教科書検定の内容にこれから関わってくると思うんですけど、文科省としても、学問の自由を守る立場から、これは踏み込んだ閣議決定であるくらいのことはどこかで誰が言うべきじゃないですか、そう思います。

Q:　関連して、教科書会社で「訂正申請」に応募したところはあったんですか、現時点で。

A(村山):　まとめてお答えさせていただきます。ご指摘の閣議決定につきましては、国会議員の方から出されたものですので、こちらとしてその質問趣意書についてどうこうということを申し上げる立場にはそもそもございませんので、それについてのお答えは差し控えさせていただきたいと思います。

また、訂正申請につきましては、申請をどの社がなされているかとか具体的なことにつきましては、静謐な環境の維持という観点から、承認されるまでは、お答えは差し控えさせていただきます。承認された後であれば、お答えできますが、現段階ではお答えすることは出来ません。

Q:　各社を集めたことについて、ああいう形で訂正申請するために、今までやらせたことないわけですよ。あんな形で各社を呼び寄せて集めたことに対してはどういう見解ですか。

A(村山):　そちらにつきましては、今回の閣議決定というものが、教科書の記述にも関係があるのであろうということでありますし、今回の閣議決定の内容をキチンと各社さんにご理解いただきたいということで、説明会をさせていただいたという趣旨でございます。

Q:　閣議決定そのものが、そういうことをやるのは憲法上どうか。

A(村山):　質問趣意書を出される議員さんの意向ですので、こちらとしてコメントすることはございません。

Q:　今、ご回答いただいたんですけど、そもそも皆さん、憲法９８条第２項「日本が批准している条約及び確立された国際法規は誠実に遵守することを必要とする」、この条約そして国際法規が何を示しているのか、ごぞんじですか。そしてこれに基づいて、きちんと日常のお仕事をなさっているんでしょうか。おそらくされていないというふうに認識しました。と申しますのは、やはりこれは子どもたちにとっては子どもの権利条例ですね、第２条、「１８歳以下のすべてのものとす」ですから、国籍も関わらない、全く関係なく、日本にいる子どもが全部対象なわけですね。

あとプライバシーの権利について、ＧＩＧＡスクールだとか、あとマイナンバーの話とか、色々出て来ますけど、この自由権規約、市民的政治的権利に関する国際規約の１７条です。これに基づく日本の法律がない中で、今どういう状況になっているかと言うこと、そして、市民・子どもたちも、どれだけ今被害を受けているか、皆さん見えていないわけです。ですから、国際人権規約、それは憲法前文と１条と９条を踏まえて、１１・１３・９７条、そして９８条１項があり２項があるわけです。そしてそれを知らないと言うことは、あなたたち皆さん９９条違反なんです。

ですから、皆さん自身もとにかく今の状況を、これ日本の子どもたちの教育の問題がここにあるということを、あなたたちは憲法を知らないと言うことが、大変なことになっているのです。で大阪は、日の丸・君が代条例作っちゃってます。あんな憲法違反の。ですから、それがどういう犯罪なのか、自由権規約２０条第１項違反です。これがまたオリンピックを教育しているこの犯罪の温床になっているわけです。

Ⅲ　「日の丸･君が代」強制と人権に関わる質問

○小野康平　大臣官房国際課企画調査係長
○竹野健太　初等中等教育局教育課程課企画調査係長
○渡邉雄大　初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係主任
○三矢哲郎　初等中等教育局初等中等教育企画課専門官

1. コロナ禍における国歌斉唱命令について

(1) 学習指導要領の原則を守ることと、児童・生徒の健康を優先して式を運営することと、どちらが大事と考えるのか。

【回答】　渡邉雄大　初等中等教育局健康教育･食育課保健指導係主任

コロナ感染症対策の観点での見解は、地域の感染情況等に鑑みまして、当然児童生徒お子様の健康と安全を守るが第１ですので、感染症対策というのは当然徹底していただく必要があろうかと思います。その感染症対策を徹底した上で、今回で言えば、こういった式を実施するかどうかというのは、各地方公共団体や学校のご判断と言うことになります。

(2) 東京都や大阪府のように、子どもたちや教職員・保護者への感染防止や健康よりも「国歌斉唱」を最優先した式が行われたことは適切であったと考えているのか。

【回答】　渡邉雄大　初等中等教育局健康教育･食育課保健指導係主任

そういった中で、判断をするという責任と権限を持った東京都や大阪府が感染症対策を徹底した上で実際に実施を判断された結果ではないのかなというふうに考えております。ただ卒業式入学式をするしないで、良い悪いが一律に決まっているものではございませんので、そういったものは地域の感染情況等鑑みて、ご判断していただく必要があろうかと思います。

(3) 全国への通知では、飛沫感染の可能性がある国歌斉唱は、演奏のみにするなど柔軟な対応をする、と明確に書くべきだったのではないのか。

【回答】　渡邉雄大　初等中等教育局健康教育･食育課保健指導係主任

少し回答が重複してしまうんですが、当然感染症対策の徹底というのは、非常に重要なものでございまして、こちらで発行しております「衛生管理マニュアル」というものもございます。その中で、感染リスクの高い学習活動として子どもたちが合唱することとか、感染リスクの高い学習活動ですというふうに、お示しさせていただいています。こういった「衛生管理マニュアル」等も参考としていただきつつ、たとえば距離を離すとか、色んな方法があるあるかと思うんですけど、地域の感染情況等に鑑みて、感染症対策を徹底した上で、じゃあ出来るか出来ないかというのを、各学校等でご判断いただきたいと考えております。

再質問と再回答

再Q:　コロナ禍の卒業式を前に発せられた「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について」（令和２年２月２５日事務連絡）（略）「国旗国歌の扱い」については一言も触れられていない。（略）文科省が（１）の回答のように、何よりも「当然児童生徒お子様の健康と安全を守るが第１です」という立場であるならば、「国歌斉唱の扱い」について紛れのないように対応を具体的に記すべきではないだろうか。（略）

再A:　学習指導要領においては、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」と規定されており、その趣旨を踏まえて各学校において指導いただくこととなっています。

各教育委員会や学校の対応については、こうした学習指導要領の趣旨や地域の感染状況等に鑑み、適切に判断いただくものと考えています。

2. 学習指導要領と国際水準の人権保障について

(1)「世界人権宣言」が学習指導要領に記載されていないことについて

『学習指導要領』には小中高を通して、「世界人権宣言」という言葉も、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」が国際社会にはあることも、取り上げられていない。「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する」（教基法第２条）のために、国際人権の学習は不可欠な重要事であり、『学習指導要

領』に記載があってしかるべきである。加えて、わが国が批准している『自由権規約』や『子どもの権利条約』の政府報告審査の総括所見において、各々の人権の広報・普及に努めるよう勧告がなされており、『学習指導要領』に「世界人権宣言」の記載がないことは、人権教育に積極的に取り組む姿勢が足りないと取られても仕方がないのではないか。一刻も早く『学習指導要領』へ記載されたい。

【回答】　竹野健太　初等中等教育局教育課程課企画調査係長

学習指導要領は「全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するために、学校教育法に基づき定めている大綱的基準」でありまして、従って全ての具体的な事象といったものをカバーできるような性質のものとは考えておりません。

ただし、指導要領本体ではないものの、その解説の中では例えば、人権の関係についてですね、「人権に関する国際法の意義については、国際連合によって採択された『世界人権宣言』『国際人権規約』などの意義を踏まえ、その後も人権に対する意識の高まりを背景に様々な宣言などが採択されるなど人権擁護は人類共通の課題であるという認識が世界に広まったことを理解出来るようにする」などの記載があるところでございます。

さらに人権教育に積極的に取り組む姿勢が足りない、とございましたが、当省としては、学校における人権教育については、人権に関する知識理解と人権感覚の涵養を図り、自他の人権を守ろうとする意識や態度、実戦的な行動力などを達成することを目指しておりまして、児童生徒の発達段階や、地域の実情を踏まえて、各教科や道徳の授業等によって、学校教育活動全体を通じて、実施されているところでございまして、引き続きこういった学校教育における人権教育の推進を図っていきたいと考えてございます。

再質問と再回答

再Q:　①『世界人権宣言』は、政経という科目の『解説』での言及に留まらず、（略）『学習指導要領』本体に記載があってしかるべきではないか。（略）小学生・中学生の段階から、発達段階に応じて理解と認識を深めるべき課題であろう。（略）

再A:　学習指導要領は学校が編成する教育課程の大綱的な基準であり、「世界人権宣言」など個別具体的な事項を扱うこととはなっておりません。

再Q:　②『学習指導要領』のどこに、（回答文の人権教育についての）記載があるのか、ご教示願いたい。（略）

再A:　文部科学省においては、憲法や教育基本法の精神にのっとり、人権教育・啓発推進法や同法の基本計画に基づき、学校教育を通じて、人権尊重の意識を高める人権教育を推進しています。

学校における人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を図り、自他の人権を守ろうとする意識や態度、実践的な行動力などを育成することを目指しています。学習指導要領においては、前文、総則、小・中学校の社会科、特別の教科 道徳、特別活動、高等学校の公民科、特別活動に人権教育に関係する記述があり、児童生徒の発達段階や地域の実情を踏まえ、学校教育活動全体を通じて実施されています。

(2) 中学校学習指導要領記載の「国際的な儀礼」の根拠法令ないし国際文書

『新学習指導要領』（中学公民的分野）、３．内容の取扱い　（５）アには、「アの(ｱ)の『国家間の相互の主権の尊重と協力』との関連で、国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを通して、それらを尊重する態度を養うように配慮すること」とある。

ここに言う「国際的な儀礼」について、定義づけられている法規ないし国際文書を示されたい。またその定義の中で、「尊重する態度」とは「起立斉唱すること」であることが分かる部分を指摘されたい。

【回答】　竹野健太　初等中等教育局教育課程課企画調査係長

まず、お示しの、ここで言う「国際的な儀礼」についてそれそのものを定義している法規ないし国際文書は確かにございません。

ただ関連として、『解説』において、「国旗及び国歌がそれぞれの国家の象徴であること、国旗及び国歌は国によって定められ方が様々であること、国家間において、相互に式典を尊重し教育しあっていく上で、それらを相互に尊重することが大切であること等を、理解した上で、国旗及び国歌が取り扱われる具体的な場面を取り上げることなどを通して、それらを相互に尊重することが、国際的な儀礼であることを理解するようにする理解できるようにすること」、と書いてあります。

また「尊重する態度」ですけど、起立斉唱することが尊重する態度とは明記しておりません。あくまで『学習指導要領』上は、国旗の掲揚と国歌の斉唱の指導について記載しているところでございます。

再質問と再回答

再Q：　①（略）「国際的な儀礼」について国際社会には明文化された定義は存在しないところ、文科省は自らが作成した『学習指導要領解説』という国内文書を以て「国際的な儀礼」を定義しているだけ、と理解して間違いないか。

②　（略）『学習指導要領』記載の「尊重する態度」とは、「起立斉唱すること」に限定されるものではない、と理解して間違いないか。

再A：　中学校学習指導要領においては、国旗及び国歌が取り扱われる具体的な場面を取り上げることなどを通じて、それらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることなどを理解できるようにするための指導をもって、我が国のみならず諸外国の国旗及び国歌を尊重する態度を養うような配慮が必要としているところです。

また、学校における国旗・国歌の指導は、児童生徒に我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるために行っているものであり、児童生徒の内心にまで立ち入って強制しようとする趣旨のものではなく、あくまでも教育指導上の課題として指導を進めていくことを意味するものです。

その上で、入学式や卒業式等の行事について、そのねらいや実施方法は学校により様々であり、国旗の掲揚、国歌の斉唱指導をどのように行うかについては、各学校がその実施する行事の意義を踏まえて判断するのが適当であると考えます。

(3) 国際人権基準を外れる「学習指導要領国旗国歌条項」は速やかに廃止されるべきこと

『高等学校学習指導要領解説』では、国旗掲揚国歌斉唱の意義について、「国際社会において尊敬され，信頼される日本人として成長していくためには，国旗及び国歌に対して一層正しい認識をもたせ，それらを尊重する態度を育てることは重要なことである」として、子どもたちに「尊重する態度」を育てることを求めている。そしてこの条項を根拠に、教員に対する起立斉唱の職務命令が出され多数の処分を生んでいる。

しかし、逆に国際社会では「旗や歌などのシンボルに敬意を表さないこと（dis･respect）で罰してはならない」（自由権規約一般的意見３４パラグラフ３８）として、「敬意を表さない（dis･respect）」表現の自由を保障している。

また、２０１３年当会からの「国際的な人権条約で、教育に関わって尊敬（respect）の対象になっている項目は何か、その中に国旗国歌は含まれているか」の質問に対し、文科省は、後者について「私共が調べた中には国旗国歌はございませんでした。」（本岡寛子大臣官房国際課企画係長）と回答した。即ち、国旗国歌に対する敬意表明（respect）は国際常識とは言えないことは明らかになっている。

以上のことから、不起立教員の処分の根拠となっている学習指導要領国旗国歌条項は、国際人権基準を外れて敬意表明（respect）を求めていることは明らかあり、国際基準に即して速やかに廃止されたい。

【回答】　小野康平　大臣官房国際課企画調査係長

大臣官房国際課の方からは、『自由権規約一般的意見』についてご説明申し上げます。自由権規約第40条4に基づき採択された自由権規約の一般的意見については、自由権規約第40条1に基づく報告手続きの改善及び同規約の実施に関する事項について、締約国の注意を喚起しているものと理解しております。なお、自由権規約委員会の一般的意見については、我が国に対して法的拘束力を有するものではないことから、一般的意見をどのように踏まえて、自由権規約を実施するかについては、各締約国において判断されるものと理解しております。

その上で、国旗国歌に係るご質問については、政府回答でお示ししているとおり、自由権規約を侵害するものではないと理解しております。国際課からは以上です。

【回答】　竹野健太　初等中等教育局教育課程課企画調査係長

学習指導要領の観点から少しだけ。先程も申し上げて大変恐縮ですが、学習指導要領は「全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するために、学校教育法に基づき定めている大綱的基準」になりますので、当該条項につきましても、こちらは児童生徒に対して我が国の国旗と国歌の意義を理解していただくとともに、これを尊重する態度を育てるというところに加えて、諸外国の

国旗と国歌にかんしても同様に尊重する態度を育てるということなどを指導することを目的として記載させていただいているところでございます。

再質問と再回答

再Q:　（略）「一般的意見」は規約委員会の有権的解釈であって、執行についてはともかく、解釈においては「一般的意見」に違反する解釈が勝手に許されるわけではないと考える。

ａ,（略）規約１９条に対する規約委員会の有権的解釈を、日本政府は「罰しても良い」と独自に解釈しているということか。

ｂ,（略）最高裁判決文は、『一般的意見３４』に拘束されることなく、締約国独自の解釈に基づいて実施されたもの、と受けとめて良いか。

再A:　令和３年７月１９日の意見交換においては、大臣官房国際課から以下の要旨のとおり回答したところです。

・ 自由権規約委員会の一般的意見は、我が国に対して法的拘束力を有するものではない。
・ このため、一般的意見をどのように踏まえて、自由権規約を実施するかについては、各締約国において個別に判断されるものと理解している。
・ その上で、国旗国歌に係るご質問については、過去にも政府回答で示している通り、自由権規約の趣旨に反するものではないと考えている。

以上を踏まえて、改めて以下のとおり再質問に回答いたします。

・ 自由権規約委員会の一般的意見は、我が国に対して法的拘束力を有するものではありません。
・ このため、一般的意見をどのように踏まえて、自由権規約を実施するかについては、各締約国において個別に判断されるものと理解しています。

再Q:　（略）『学習指導要領』記載の「尊重する態度を養う」が「起立斉唱すること」に限定されないのであるならば、教員に起立斉唱を強要する都教委の行政文書「１０・２３通達」は『学習指導要領』の趣旨を逸脱していることにならないか。（略）

再A:　前述のとおり、入学式や卒業式等の行事について、そのねらいや実施方法は学校により様々であり、国旗の掲揚、国歌の斉唱指導をどのように行うかについては、各学校がその実施する行事の意義を踏まえて判断するのが適当であると考えます。

なお、判例の見解については司法の場でお決めになることであり、文部科学省としてお答えする立場にありません。

(4) 教員の市民的権利について

２０１８年の CEART からの勧告では、「教師は国旗掲揚儀式に同意せず、それに反対する意見を表明し、それを変えようとする取り組みに参加する一般的な権利を有する」（第９８項）として、教員にも思想良心に基づいて不起立行為等を実行する市民的権利があることを認めている。

自由権規約の締約国であるわが国の教育行政の監督官庁である文科省は、教員に市民的権利があることについては CEART と同じ認識か。そして、教員の市民的権利を保障するために行っている施策があれば示されたい。

【回答】　三矢哲郎　初等中等教育局初等中等教育企画課専門官

ご指摘いただいておりますサートの勧告第98項でございますけども、ここでは「公務員に課せられた誠実に行動する義務に沿った行動である限り」との限定がかけられているものであると、いうふうに承知をしております。

我が国の公務員法制におきましては、地方公務員法の第30条及び第32条により「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する」ため、法令規則であるとか、上司の職務上の命令に従わなければならないとされているものでありますので、上司である校長または教育委員会によって入学式等の式典において、国歌斉唱等を行うよう当該教職員に命じた場合には、これに従う職務上の義務を負うものであるというふうに考えております。

[質疑応答]

Q:　教員の市民的権利についてご質問させていただきます。現行法の許す範囲において、ということで先程のご回答の中で、職務命令に従う義務があるというところはいわれたと思うんですが、教員の地

位に関する勧告やセアト勧告で指摘している教員の市民的権利について、それに反する職務命令がどんな内容であっても、職務命令が優先するというお答えであったと受け止めていいんでしょうか。

A(小野)： セアトの勧告にに示されている見解というのは、必ずしもすべて詳らかになっているわけではありませんので、なんともお答えしづらいなあと思います。少なくとも、公立学校の教職員は公務員としての職務上の義務がある、この関係で一定の制約は存在しているというものであるとは考えております。

Q： どんな内容であっても職務命令であったら従う義務があると文科省は、考えますというお返事ですか。セアト勧告に言われていることであってもその内容にかかわらず、校長や教育委員会が職務命令を出せば、それは従うべきだという事のほうが優先するという判断を現在はしてるということでいいんですか。

A(小野)： 適法な職務命名については従う義務があると考えております。

Q： いやいや適法かどうかではなくて、

A(小野)： 適法かどうかは、司法の場で判断されるものと考えております。

再質問と再回答

再Q：① 三矢さんの回答（略）であるならば、97項で示された公務員の人権制約の国際基準である「公務員としての地位及びその職務の性質から生ずる義務」の中に「上司の職務命令」が含まれることになるが、それが明記される国際法令があれば示されたい。

② （略）文科省の「教員の市民的権利」についての解釈は、CEART とは異なるということで間違いないか。

③ 仮に「上司の職務命令」が発せられていなければ、(略)(パラ98)について、文科省の見解はCEARTの解釈と同じであると受けとめていいのか。

再A： CEART 報告書における公務員の権利・義務の記載についてのご質問と思いますが、CEART 報告書は法的拘束力を有するものではなく、文部科学省としては我が国の実情や国内法に適合した方法で取組を進めてまいりたいと考えています。

我が国においては、一般に、公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するため、法令や上司の職務上の命令に従わなければならないことが法律上規定されており、地方公務員である教職員も、法令や上司の職務命令に従って教育指導を行う職務上の責務があります。

また、教職員に対する国歌斉唱等させる職務命令については、平成23年６月６日の最高裁判決においても、思想及び良心の自由を侵すものとして、思想及び良心の自由を規定する日本国憲法第19条に反するとは言えず、違法なものではないと判示されているところです。

3. 自由権規約第7回審査日本政府回答に関する質問

(1)政府回答パラグラフ216の「正しい目的」について

政府報告パラグラフ２１６には「目的は、生徒の内心に踏み込んで国旗国歌を強制することではない」と記載されている。しかし何を以て「内心に踏み込んで国旗国歌を強制する」と言うのか、不明である。

文科省として、「生徒の内心に踏み込んで国旗国歌を強制する」とは、どのようなケースを想定されているのか。「生徒の内心に踏み込んで国旗国歌を強制する」ような事態が発生しないように、何らかの指導なり通知なりガイドラインを示したしたことはあるか。あれば示していただきたい。

【回答】 竹野健太 初等中等教育局教育課程課企画調査係長

学校における児童生徒に対する国旗国歌の指導は、学習指導要領で、「入学式や卒業式等においては、その意義を踏まえて国旗を掲揚し国歌を斉唱するように指導するものとする」なとど規定しているとみなして各学校においてはこれらの次第に基づいて実施していただいているところです。

再三恐縮ですけれども、学習指導要領はあくまでも「学校教育法に基づいて定める大綱的な基準」であることに踏まえまして、あくまでも児童生徒の内心に立ち入って強制しようという趣旨ではなく、あくまでも教育指導上の課題としてすすめていくことを意味しているということでございます。

また、各学校において、教育活動を包括的に展開するためにはそれぞれの学校において学習指導要領に基づき児童生徒や学校、地域の実態を考慮して、適切な教育課程を編成することが重要だと思っておりま

す。

そのため学習指導要領においては、学校の創意工夫を生かした教育課程編成を行うこととしていただいているところです。

一を踏まえまして、教育委員会に対して、生徒の内心に立ち入って強制しようとすることがないようにするふうな具体的な指導・通知等は行っていないところですけど、やはり、学習指導要領に基づく具体的な教育課程の編成を各学校で行っていただいているというところを、各学校で行って頂いているということを踏まえると、個別具体的な事柄については、各学校や或いは設置者のところで、それぞれの個別具体な実情に照らして適切にご判断いただきたいものというふうに考えております。

再質問と再回答

再Q:　（略）国旗国歌法制定時の政府答弁を元に改めて以下の質問をする。

① 「口をこじ開けてまで歌わす」という具体的行為は、「内心に踏み込んで国旗国歌を強制する」に事例に該当すると、文科省は認識しているか。

② 「不起立の生徒がいる場合、司会は『ご起立ください』と言って起立するまで式を始めない」という具体的な行為が「長時間にわたって指導を繰り返すなど、児童生徒に精神的な苦痛を伴うような指導」という事例に、該当するか否か、文科省の認識を伺いたい。

③ ２.（２）（略）のお答えからするなら、学校の創意工夫で「起立斉唱」を含まない卒入学式を実施しても、そのことのみで「尊重する態度」を養っていない即ち『学習指導要領』違反にはならない、という理解で間違いないか。

再A:　御指摘の有馬文部大臣の答弁は、「どのような行為が強制に当たるかについては、当然、具体的な指導の状況において判断をしなければならないことと考えておりますが、」と述べた上で、そのことを前提として行為の態様を例示したものです。

したがって、御指摘の「口をこじ開けてまで歌わせること、長時間にわたって指導を繰り返すなど、児童生徒に精神的な苦痛を伴うような指導をすること」も含め、個別具体の指導が適切かどうかはその具体的な状況に照らして判断されることになるため、お答えすることは困難です。

また、前述のとおり、入学式や卒業式等の行事について、そのねらいや実施方法は学校により様々であり、国旗の掲揚、国歌の斉唱指導をどのように行うかについては、各学校がその実施する行事の意義を踏まえて判断するのが適当であると考えます。

(2) 政府回答パラグラフ217の「法律による定め」について

規約１９条３項では、制約は「立法によること」を求められいるところ、パラグラフ２１７では、根拠法令として『地方公務員法』３０条・３２条を挙げている。ところが、同法には「起立斉唱」を義務付ける定めはない。

とするなら、地公法に「起立斉唱すべし」との規定がない以上、規約１９条３項の「立法による」という条件を満たしたことにならない。「１０・２３通達」は規約違反と言うべきではないか。

【回答】　三矢哲郎　初等中等教育局初等中等教育企画課専門官

これは私からの先程の回答とも若干被るところがございますが、一般に公務員は法令・規則であるとか、上司の職務上の命令に従わなければならないとされております。

ここで、学校教育法及び施行規則の規定に基づいて定められた教育課程の基準である学習指導要領にのっとって、入学式等の式典において、国歌斉唱等を行うように当該教職員に対して校長ですとか教育委員会が命じる場合これについては、実際の職務上の義務を持っていると考えております。

この教職員に対して国歌斉唱に係る職務命令を発するということに関しては、これまでの過去最高裁の判決等でも、否定されていないというふうに承知しております。

再質問と再回答

再Q:　「１０・２３通達」は、規約１９条３項の「立法による」という条件を満たしていないのではないか、という質問に対し、「起立斉唱を明記した法令はない」ことを認めつつも、最高裁判例で起立斉唱を命ずる職務命令が違憲ではない認められているから規約違反にはならない、との回答であった。

（略）改めて問うが、明文化された「法律による制限」が無くても、行政命令と司法判断があれば「思想・良心・宗教の自由」を制限しても許される、とするのが日本政府の解釈で間違いないか。

再A：　御指摘の解釈をお示ししたものではありません。「思想・良心・宗教の自由」の制約に当たるか否かは、平成23年６月６日の最高裁判決においても、卒業式等の式典で慣例上の儀式的な所作として国歌斉唱の際の起立斉唱行為を求めることを内容とする職務命令は、その目的及び内容並びにこれによってもたらされる制約の態様等を総合的に較量すれば、制約を許容しうる程度の必要性及び合理性が認められるものと判示されています。

(3)地方公共団体の自由権規約遵守義務について

「１０・２３通達」発出主体の東京都教育委員会は、2021年2月21日、他のＮＧＯの質問に対して、「都教育委員会は、締約国の地方公共団体として国際人権規約について答える立場にありません」と、自らは国際人権規約に拘束されないとの立場を公然と表明している。

しかし、締約国の地方公共団体には条約遵守義務があることは規約上明らかであり、2020年12月11日他のＮＧＯとの話し合いの中で、文科省も「東京都教育委員会など地方公共団体における活動も含めて義務を履行されるべき責務を負っていると承知している」（竹野健太初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係専門職）と回答している。とするなら、都教委の誤った認識をいつまでも放置していることは締約国としての国際信義上からも許されない。監督官庁として都教委をキチンと指導していただきたい。

【回答】　三矢哲郎　初等中等教育局初等中等教育企画課専門官

東京都教育委員会の発言に関してということでございますけど、此処に書いていただいている東京都教育委員会の発言が、どのような文脈の中で行われているのか、また東京都教育委員会がどのような趣旨で発言したのか、その真意が定かではございませんので、この発言の当否については、こちらからお答えを差し上げるのは難しいかなというふうに考えております。

[質疑応答]

Q：　竹野さんとは12月に質問して、お答えをいただいています。東京都には条約遵守義務があるのか、ないのか、文科省のお答え、竹野さんのお答えは、あるって、はっきり答えたんですよね。ところが、そこに引用した言葉だけで明らかだと思うんですけど、前後の文脈が分からないとおっしゃいますが、「答える立場にありません」それっていいんですか。文科省は、地方の教育機関が、条約守らない、そう平然と言っているのを見過ごしていいんですか。この東京都教育委員会の態度なり答弁について、きちんと改めて貰いたい。

独りであまり長くやってしまうのもなんですが、一般的意見というのは当然、注意を喚起するものでありますけれども、有権的解釈なんですから、その解釈は締約国として尊重すべきなんですよね。一般的意見のパラグラフ7には、「国・地域・もしくは市町村のどの段階であれ締約国として責任を負う立場にある」と明記しているんですよ。その解釈を勝手に変えて、地方はやんなくていいよとそれはありえないと思いますんで、改めてちゃんと都教委に通知をしていただきたいと思います。

A(竹野)：　当然引用していただいている東京都教育委員会の「都教育委員会は、締約国の地方公共団体として国際人権規約について答える立場にありません」というご発言ですけど、これは東京都教育委員会が国際人権について守らないと宣言しているというふうには、私としては捉えておりません。ここでどういう発言の真意があったのか、ということについてはこの文脈からは分からない。つまりどのような関連の中で発言されたのかわからないと考えている、そのように申し上げております。

Q：　条約に関する質問に答えなくていいという事になりますよね。何聞いてもこれしか答えないのですから。文科省がそれを指導しないのは怠慢だと、そして直接国連の場でそういうことは訴えていきたいと思います。しっかり一般的意見なども学んで研究しておいてほしいと思います。

Q：　さっきのお答えに対する補足質問なんですが、都教委に文脈なんかないんですよ。要するに対話を拒絶しているわけだから、一片の文書が来るだけなんです。だから、前後の文脈があって、それがないとわからないというようなものではないので、明白なんですよ。関係ないって言っているんですよ。やっぱりこれ問題だと思うから、文科省としてもきっちり都教委に指導してほしいです。以上です。

Q：　質問と提案を一緒に申し上げます。みなさんも、この全体が、子どもの権利条約に基づいて検討もされていないということ、子どもの権利条約そのものもよくご存じないという皆さんであることを踏まえて、皆さんがこの事態は憲法98条第二項違反にあたるので、この状況を一気に打開していくためにも、ぜひすぐにできること、今政府は「児童の権利条約」と誤訳しているんです。これを少なくとも日弁連のように「子ども」と規定を正しく、英語教育も始まったわけですから、きちんと正しく教

えつつ、そして18歳以下のすべてのものとすると1条で定めているわけですから、国籍を問わない、特にこの首都東京をはじめ日本国内の子どもたちに様々な国籍のお子様がいらっしゃるのですから、ぜひ人類普遍の人権の問題、それから人権宣言の問題とやはり子どもの権利条約ということで、こどもたち、パパたち、ママたち、に伝えていただければもう一気に広がります。オリンピックが、この子どもの権利条約違反だ、意見表明権、知る権利全然無視しているのですからそういうことを子どもたちは自ら学んですぐに発信します。ぜひそれを提案したいと思います。

そしてこの今の状況、経済的な不況の中で自殺者が出て、子どもたちが何百人も自殺しているという、この事態というのが、経済的貧困の問題がベースにあるわけです。そのことに基づきますならば、これは精神的肉体的拷問そのものでして、この拷問等禁止条約22条に個人通報制度が定められております。ぜひこれを、閣議決定だけで批准出来ちゃう、その日のうちにジュネーブに FAX を送れば、日本の人権鎖国は解けて、三権分立・法の支配を実現することが可能なわけです。ですから、子どもの権利条約を、児童を子どもと正確に英語を訳す、日本人の言葉の壁を悪用してずっと児童と騙していることはならぬということと、それを提案として、個人通報制度を批准することによって、日本の法の支配を実現し、三権分立を確立するということ、外務省人権人道課の中に条約履行室長も兼ねています。そして法務省は国際室が国際課に昇格しているんです。でも日本は法の支配が実現しているとうそぶいているのはそれは違うので、拷問等禁止条約22条閣議決定で批准するという、閣議決定してぜひ鎖国を解いていただきたい。提案です。

再質問と再回答

再Q：　①（略）監督官庁である文科省は、「真意が定かではございません」と言うなら、まず都教委の真意を確かめていただき、改めてこの都教委の見解が締約国の地方公共団体の態度として適正なものであるかどうか、その理由と共に文科省としての見解を示していただきたい。

②（略）外務省の発言（「われわれが文科省を飛び越えて、直接都教育委員会に話すわけにいかないので・・・文科省から都教育委員会に条約遵守義務があることを申し上げていただければと思う」）の真意についても、外務省の真意を確かめた上で、文科省としての見解を改めて示していただきたい。

再A：　条約その他の国際約束の日本国内における効力については、既に外務省から回答されているようですので、外務省の回答を参照いただきたいと思います。

お尋ねの都教委や外務省の考えについては、必要があれば各団体にお伺い下さい。

※ 記録ノーカット版は、Web で公開しています。　→「ひのきみ全国ネット」のＨＰ
http://hinokimi.web.fc2.com/index.html

団体賛同

アイム’89東京教育労働者組合　板橋高校卒業式事件から「表現の自由」を目指す会
学校と地域をむすぶ板橋の会　河原井さん根津さんらの「君が代」解雇をさせない会
河原井さんと味噌づくりと憲法学習会　「君が代」強制解雇裁判をひきつぐ会　言論･表現の自由を守る会
再雇用拒否撤回を語りつぐ会　多摩島しょ地区教職員組合　東京・教育の自由裁判をすすめる会
東京都障害児学校労働組合　都教委包囲首都圏ネットワーク　都教委を訴える会　特別区教職員組合
HOWS　「君が代」強制解雇裁判をひきつぐ会　「日の丸・君が代」強制に反対し子どもと教育を守る会
「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会　練馬の教育問題交流会　予防訴訟をひきつぐ会
千葉学校労働者合同組合　千葉高教組「日の丸・君が代」対策委員会　ひょうたん島研究会
個人情報保護条例を活かす会　情報公開制度を活かす川崎市民の会
子どもと教科書市民・保護者の会
池北・豊島「君が代」処分を撤回させる会（まつすんサポーターズ）　梅原さんを支援する会
奥野さんを支える叫ぶ石の会　教職員なかまユニオン　グループ ZAZA
支援学校の君が代不起立応援団　高槻「日の丸」「君が代」の強制に反対する会
辻谷処分を撤回させるネットワーク(T ネット）　「日の丸・君が代」強制反対大阪ネット
「日の丸・君が代」の強制に反対する阪神連絡会
改憲・戦争阻止！教え子を再び戦場に送らない広島教職員100人声明
憲法=9条改憲に反対し、改悪教育基本法を許さない！実行委員会・福岡
D-Tac 君が代処分撤回松田さんとともに学校に民主主義を!
許すな！「日の丸・君が代」強制止めよう！安倍政権の改憲・教育破壊全国ネットワーク

以上40団体

個人賛同

相田尭夫　青木茂雄　秋山良一　安達三子男　新井史子　石川紀美子　石川徹　石川豊子　伊豆ハルミ
乾喜美子　今井秀郎　井前弘幸　岩木俊一　岩野政樹　岩本幹治　梅原聡　榎本豊　大友美雪　大町英三
岡田英顯　奥野泰孝　小野政美　笠松正俊　片岡洋子　片山むぎほ　金子惠子　金丸博　萱場元　川崎壽江
川村晁生　河原井シゲル　河原井純子　菅野幸枝　北村小夜　木村幸雄　工藤哲　倉澤憲司　黒田伊彦
小池久夫　上月民夫　小島昌夫　小林裕　小綿剛　近藤順一　斉藤義子　榊原合　榊原正明　佐々木啓征
佐藤訓子　佐藤茂美　志村洋子　高橋智子　高橋秀男　田子榮一　田中直子　田中七重　田中清味
武村恵理　寺尾光身　寺本勉　土井武文　直塚文雄　中川信明　中沢浩二　永井栄俊　二本柳実　根津公子
野沢真砂子　野村尚　長谷川康夫　花輪紅一郎　林聰　深澤裕　番場豊　福島進　福島博子　藤原立子
本多和代　牧江寿子　増田博一　桝田幸子　松井雅子　松田幹雄　水野彰　光本敏子　みつはしひさお
密山純子　宮村博　森山薫　山口広　山口洋子　山田一彦　山田光一　山田巧　山田勝　山田肇　山本礼治
吉野典子　米山良江　渡部秀清　匿名３名

以上103名
（８月14日現在）

表紙写真：銀座・数寄屋橋デモ

発行日：２０２１年１１月１日

編集・発行：第１１回「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会実行委員会
162-0823 東京都新宿区神楽河岸１－１
東京ボランティアセンター メールボックス ７５番